

高崎健康福祉大学
令和3年度 点検・評価報告書

目次

| | |
|---------------|----|
| 序章 | 2 |
| 第1章 理念・目的 | 4 |
| 第2章 内部質保証 | 8 |
| 第3章 教育研究組織 | 15 |
| 第4章 教育課程・学習成果 | 18 |
| 第5章 学生の受け入れ | 46 |
| 第6章 教員・教員組織 | 52 |
| 第7章 学生支援 | 57 |
| 第8章 教育研究等環境 | 68 |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 77 |
| 第10章 大学運営・財務 | |
| 第1節 大学運営 | 84 |
| 第2節 財務 | 90 |
| 終章 | 92 |

序章

本学は、人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げて、健康福祉学部医療情報学科（開学当時：健康情報学科）、社会福祉学科（開学当時：保健福祉学科）および健康栄養学科の1学部3学科の体制で平成13年4月に開学した。以降、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、同理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科を次々と開設し、平成31年4月からは新たに農学部生物生産学科を加えた5学部8学科体制になった。また大学院については、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程、保健福祉学専攻および食品栄養学専攻博士前・後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程、保健医療学研究科看護学専攻、同理学療法学専攻修士課程を設置している。

これまで大学には人材育成機能の強化を目指した現教育システムの定期的な見直しが求められてきた。しかし社会構造の変化の速度は増すばかりで、これに対応するために大学にはスピード感をもった対応が求められている。このような社会の要請に応えるべく、本学も自らの意思に基づき大学改革のための方策を、PDCA サイクルを意識しつつ、教育研究活動や運営に関する自己点検活動を展開してきた。まず平成21年に公益財団法人大学基準協会による第1回目の認証評価大学評価を、平成28年には第2回目の大学評価を受審している。さらに自主的な取り組みとして、大学評価を受審した年度から数えて2年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度に本書 点検・評価報告書をそれぞれ作成しており、本書は令和5年の大学基準協会の大学評価受審直前の自主的な報告書である。本書は、本学自己点検・評価規則の定期的な点検・評価の実施と公表という取り決めに基づきFD・自己点検委員会を中心に作成したもので、公益財団法人大学基準協会の示す第3クール10の点検・評価項目に沿って、いずれも全学的な視点から記述されている。

これまで2回の大学基準協会の認証ではいずれも「大学基準に適合している」との評価結果を得た。しかしながら平成28年の評価に対する対応について改善報告書を提出したところ、今後の改善経過について再度報告を求める事項ではないもののいくつかの指摘をいただいている。それらに対する対応や、現在も改革すべき課題として残っているものについては問題点として記載し、今後の課題として改めて認識し対応を促すこととした。

令和元年の末に発生したCOVID-19のパンデミックは多くの人命を奪い、大きな社会的損出をもたらしたが、一方でリモートでの人的交流や在宅勤務など、ICT（情報通信技術）の革新的進歩も相まって働き方や組織のあり方などが大きくかつ急激に変化した。教育現場に目を向ければ、入学したにもかかわらずほとんど登校することができない新入学生の発生や学生の社会的孤立、アルバイトの減少や保護者の失職に伴う教育費や生活費の不足などは大きな社会的問題にもなった。本学も例外なく大きな影響を受けたところで、感染拡大防止を目的にオンライン授業・受講やLMS（学習マネジメントシステム）などの導入や活用が進み、学習者と教育者のつながり方が大きく変化した。またCOVID-19により、新しい学習スタイルへの不慣れや不適応による学習の遅れ、学生間・対教員との交流の減少、学生やその保護者の経済的損失などによる修学困難など、これまで経験したことがない様々な問題にも直面した。これらに対して本学がどのような対策をとり、その効果がどのようなものであったかは、本書を執筆することで振り返ることができたのではないかと考えている。

FD・自己点検委員が学内関係各署と連携を取りながら全学で取り組んだ本書を、学内全教職員が熟読し、自らの教育、研究、地域貢献、学生支援活動等を振り返り、今後の向上のための参考とすること、また一方で地域社会に対しては、本報告書を公表することで、本学の諸活動に対する理解が一層進むことを切に願うものである。

序章

令和4年3月
高崎健康福祉大学学長 須藤賢一

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<大学の理念・目的の適切な設定>

高崎健康福祉大学は、人間理解と人間尊重を基調として、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、平成13年(2001年)に開学した(資料1-1)。本学の沿革は、創設者である須藤いま子が、昭和11年(1936年)に群馬県高崎市嘉多町において開設した須藤和洋裁女学院に始まり、私立須藤和洋裁学院(昭和24年(1949年))、群馬女子短期大学(昭和41年(1966年))を経て今日に至る。法人として平成28年(2016年)に80周年を迎えた歴史を有する。須藤いま子は、群馬女子短期大学の教育理念として「感謝・奉仕・融和」を掲げたが、本学はその理念を「自利利他」の精神として受け継いだ。本学では「自利利他」を「人の喜びを自分の喜びとすること」であると捉えて「建学の精神」としている(資料1-2、1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】)。

本学は、大学学則および大学院学則において、建学の理念と精神を踏まえた学部・研究科の目的を、次のように適切に定めている(資料1-5、1-6)。

(学部)

本学は、教育基本法および学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く享受し、併せて快適な人間生活の方策を考究する。

(研究科)

本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の健康と福祉の増進に貢献することを目的とする。

これらの建学の理念と精神に関連した学部および研究科の目的に基づいて、学部における学科、ならびに研究科における専攻ごとに、人材養成の目的を設定している(資料1-7-1、1-7-2)。

本学は平成13年(2001年)に健康福祉学部(健康情報学科、保健福祉学科、健康栄養学科)の1学部(3学科)で構成される高崎健康福祉大学として開学した。その後、学部・学科の新設・改組・改称を経て、現在は健康福祉学部(医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科)、薬学部(薬学科)、保健医療学部(看護学科、理学療法学科)、人間発達学部(子ども教育学科)、農学部(生物生産学科)の5学部(8学科)体制に発展した(資料1-3【ウェブ】)。

また、平成17年以降、研究科についても順次整備し、健康福祉学研究科(医療福祉情報学専攻、保健福祉学専攻、食品栄養学専攻)、薬学研究科(薬学専攻)、保健医療学研究科(看護学専攻、理学療法学専攻)の3研究科(6専攻)を有している(資料1-3【ウェブ】)。

ブ】)。さらに、令和4年(2022年)に農学研究科(生物生産学専攻)の開設が決まっている(資料1-8)。

本学では、学部における学科ごとに、また研究科における専攻ごとに、それぞれに特色のある領域をカバーしていることに対応して、学部における学科ごとに、また研究科における専攻ごとに、建学の理念と精神を踏まえた教育方針を定めている。これらの教育方針は、人材育成に関わる教育目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針としてホームページおよび履修ガイド等で明示されている(資料1-7-1、1-7-2、1-9-1~1-9-5、1-10-1~1-10-3)。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学の学部・研究科の構成は、健康・医療・福祉・保育・教育・農学分野を網羅し、いずれも建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」ための人材育成を目的としている。したがって、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は明確に連関している。その上で、高等教育機関としての社会的責任を、第一に「社会の発展のために有為な人材を養成すること」、第二に「研究活動によって学術・学問の発展に寄与するとともに、社会をリードし社会を支えていくこと」、第三に「地域社会に存在する大学として地域の人々の知的関心や好奇心に応え、開かれた大学であること」と認識している(資料1-2)。

大学の理念・目的と学部・研究科の目的との連関性は本学の個性・特徴を形成する基盤に他ならず、社会的責任の遂行を通じて人材の育成に反映されている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学は、建学の理念と精神を踏まえた学部・研究科の目的を、大学学則および大学院学則に適切に明示している(資料1-5、1-6)。また、各学部・研究科における人材養成の目的について、「高崎健康福祉大学人材養成に係る目的」および「高崎健康福祉大学大学院人材養成に係る目的」で、それぞれ適切に明示している(資料1-7-1、1-7-2)。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

本学の理念・目的は、在学生・教職員・本学を目指す学生のそれぞれに対して周知を図るため、履修ガイド、大学院生ハンドブック、大学ホームページに掲載し、学内外に広く公表している。また、各学部・研究科における人材養成の目的や教育目標等の教育方針についても、履修ガイド、大学院生ハンドブック、大学ホームページ等に掲載して広く公表し、周知を図っている(資料1-9-1~1-9-5、1-10-1~1-10-3、1-11、1-12【ウェブ】)。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

平成13年(2001年)に開学した本学は、広く社会に向けて「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念を実現するため、学部・学科の拡充を計画してきた。その結果、現在は健康福祉学部(社会福祉学科、医療情報学科、健康栄養学科)、保健医療学部(看護学科、理学療法学科)、薬学部(薬学科)、人間発達学部(子ども教育学科)、農学部(生物生産学科)の5学部(8学科)を擁し、各分野のスペシャリストを養成する総合大学として多くの人材を輩出してきた。さらに、令和4年(2022年)に農学研究科(生物生産学専攻)を設置予定であり、大学院も4研究科(7専攻)となる見込みである。本学は、健康・医療・福祉・保育・教育分野における充実した教育環境を活かすとともに、食と農に関わる人材育成においても貢献していく(資料1-3【ウェブ】、1-7-1、1-7-2、1-8)。

また、学校法人として中期計画を策定し、大学として基本戦略を5つ掲げている。中期計画の対象期間は令和2年4月から令和8年3月であるが、すでに実現できている内容も含まれている。その一方で、COVID-19の対応を優先せざるを得ない事情から、令和4年度以降に対応する項目もある。中期計画についてはホームページに掲載して、学内外関係者がいつでも閲覧できるように公開している(資料1-13【ウェブ】)。

(2) 長所・特色

本学は、健康・医療・福祉・保育・教育・農学分野の専門家を養成する5学部8学科と3研究科・6専攻で構成され、その多くが国家資格や国家資格に準ずる公的資格、あるいはこれら資格の受験資格が取得可能なカリキュラムを有している(表1-1)。こうした修学上の明確な目標は、本学学生の向学心を高めることに直結しており、高いレベルの向学心は国家試験等の合格率に現れている。さらに、農学部生物生産学科および農学研究科生物生産学専攻の開設によって、食と農の分野を担う人材の育成が可能になった。この間の本学の取り組みは、「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念に基づく人材育成の軌跡でもある(資料1-1、1-2、1-3【ウェブ】)。

表1-1 各学科・専攻における主な取得可能資格・免許(受験資格を含む)

| 学科・専攻 | 主な取得可能資格・免許(受験資格を含む) |
|---------|---|
| 医療情報学科 | 診療情報管理士、医科医療事務管理士、医療情報技師、基本情報技術者、応用情報技術者、司書 |
| 社会福祉学科 | 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、司書 |
| 健康栄養学科 | 管理栄養士、栄養士、栄養教諭、NR・サプリメントアドバイザー |
| 薬学科 | 薬剤師、食品衛生管理者 |
| 看護学科 | 看護師、保健師、養護教諭 |
| 理学療法学科 | 理学療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者 |
| 子ども教育学科 | 小学校教諭、中学校教諭(英語)、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士、司書教諭、レクリエーション・インストラクター |
| 生物生産学科 | HACCP管理者、食の6次産業化プロデューサー、食品衛生管理者 |
| 看護学専攻 | 助産師 |

(3) 問題点

本学は、平成13年(2001年)の開学以来、建学の理念の具現化に努め、今日では5学部8学科、3研究科6専攻を擁する大学に発展した。国家資格ならびに国家資格に準ずる公的資格の取得を本学の特色としてきた従来の校風に、農学部が新設されたことも加わって、「人類の健康と福祉に貢献する」総合大学としての包括性を十分に備えてきた。学部・研究科が拡充される中で、建学の理念や精神を反映したカリキュラムの構成や人材育成の実績は、本学学生の向上心を高く維持することに貢献してきたが、今後ともこうした成果を教育の質的な充実につなげていく必要がある(資料1-1、1-2、1-3【ウェブ】)。

(4) 全体のまとめ

本学は、平成13年(2001年)の開学以来、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、「自利利他」の建学の精神のもとで人間の理解と尊重を基調とする教育を実践してきた。こうした理念や精神を体現した人材を育成し、もって社会に貢献するため、開学から今日まで学部・研究科の拡充に努めてきた。その結果、今日では5学部8学科、3研究科6専攻を擁し、健康・医療・福祉・保育・教育・農学分野をカバーする総合大学へ成長した。さらに、令和4年(2022年)には農学研究科を開設する。学部・研究科の拡充に伴って本学が提供する教養・専門領域も拡張したが、各学部・研究科の目的はすべて建学の理念と精神を反映した教育方針に収斂されており、本学学生の向学心を高く維持することに貢献している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画
- ・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方としては、「内部質保証に関する規程」第2条に内部質保証の定義を「第2条 内部質保証については、公益財団法人大学基準協会が示す、内部質保証に準拠する。」と記載している。（資料2-1）

具体的には「内部質保証とはPDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。」と公益財団法人大学基準協会の作成している大学評価ハンドブックにおいて記述されているとおりである。

これを受けて本学では組織的に内部質保証を行うべく、大学運営協議会にて対応することを明記し、PDCAサイクルについての方法も同規程第5条にて明記している。（資料2-1）

当該規程においては、平成30年6月21日に実施した、平成30年度第2回大学運営協議会にて審議・承認されている。（資料2-2）

規程内にて内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、学長、学部長、学科長、研究科長によって形成されている「大学運営協議会」と記している。この権限としては各部局、委員会から提出されている方針や資料を確認し、改善・伸長に関する意見を付すこととなっている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、各学科が資格取得を目的とした人材養成課程となっていることから、全学的な教育企画などは全学教務委員会にて検討、提案を行っている。実際の運用については各学科で指定養成施設として運用可能か検討している。その後、法令等の改正に伴い指定科目の変更や取り扱うべき内容に変更があった場合は全学的な対応と合わせて混乱の無いようにカリキュラムの変更を各学科で検討、各学部教授会を経て大学運営協議会にて協議を行い、学長の承認を得て改正している。

各種委員会においては毎年度指定様式にて当該年度の活動結果と次年度における活動方針を年度末までに大学運営協議会に提出することになっており、取りまとめた結果を審議・改善・向上の指針を大学運営協議会から提案する形をとっている。（資料2-3）

各学科・専攻、部局においても自己点検評価シートを作成し、FD・自己点検委員会に提出、その後委員会から大学運営協議会に資料を提出することが平成30年度11月大学運営協議会にて承認されている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
 評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

現在、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は前述のとおり大学運営協議会である。構成メンバーは学長、研究科長、学部長、学科長に加え、事務組織として事務局長、総務部長、教学部長、その他学長が指名した者で構成されており、学内の主要なポストの教職員で構成されている。



図 2-1 大学運営協議会 構成メンバー一覧

これにより、学内の主要な案件や教授会から提出された全学的な検討案件の審議に加え、各部局、委員会等の活動の報告が集約されることから、PDCA サイクルの確認についても一極集中で対応できている。

今後は内部質保証システムの運用において、総務部総務課で対応が難しい場合、別の事務組織を検討し、役割分担をするなどして更なる伸長に向けた環境改善など検討することになる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

卒業認定・学位授与の方針（以下 DP）、教育課程の編成・実施の方針（以下 CP）、入学者受け入れの方針（以下 AP）の3つのポリシー（資料 2-4）の策定及び変更については次の表のとおりである。

表 2-1 3つのポリシー策定に関する各学科の取り組み

| 学部・研究科 | 学科・専攻 | DP | CP | AP |
|--------|---------|---|----|--|
| 健康福祉学部 | 医療情報学科 | 平成 23 年 1 月 (平成 22 年度第 9 回教授会) | ↓ | 平成 16 年 3 月 (平成 15 年度第 11 回教授会) |
| | 社会福祉学科 | | | ↓ |
| | 健康栄養学科 | | | 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) |
| 薬学部 | 薬学科 | | | 平成 18 年 4 月 (平成 17 年度申請時決定) |
| 保健医療学部 | 看護学科 | | | ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) |
| | 理学療法学科 | 平成 22 年 4 月 (平成 21 年度申請時決定) | ↓ | |
| | | 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) | ↓ | |
| | | 平成 31 年 2 月 (平成 30 年度第 10 回教授会) | | |
| 人間発達学部 | 子ども教育学科 | 平成 24 年 4 月 (平成 23 年度申請時決定) | ↓ | |
| | | 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) | | |
| 農学部 | 生物生産学科 | 平成 31 年 4 月開設 | | |

上記のように AP については平成 16 年度募集要項に掲載できるよう既設の学科で策定、運用し、以降は新設学部学科では設置認可申請時に策定、募集時に運用している。また、DP、CP については平成 22 年度教授会にて既設の学科は策定、運用を行った。

大学院についてもそれぞれ AP 及び DP、CP を策定し、運用している。

平成 29 年度 4 月に大学の学部において 3 つのポリシーの公表が義務付けられることを受け、平成 28 年度の中央教育審議会発表のガイドラインに沿ってそれぞれ公開している 3 つのポリシーの連携及び見直しを兼ねて FD・自己点検委員会内においてワーキンググループを結成、準備を行った。

公表に向けての準備は前述のワーキンググループにて行い、それぞれ DP 及び CP は各学科教務委員と、AP は各学科入試委員とそれぞれ見直し作業を行い、平成 28 年度第 10 回、第 11 回教授会にて協議、承認されている。(資料 2-5)

平成 29 年度には 3 つのポリシーのアセスメントを実施するためのアセスメントポリシーを策定、平成 29 年度第 6 回各学部教授会にて策定、承認された。

平成 29 年度中に FD・自己点検委員会内のワーキンググループにて策定されたアセスメントポリシーを基に 3 つのポリシーの検証を行い、各学科の検証結果を FD・自己点検委員会内で報告、承認された。(資料 2-6)

平成 30 年度においても他学科の指標を活用できないか、同じくワーキンググループ内で検討し、年度内の検証について準備を行った。

令和元年度より、3 つのポリシー定期点検会議を各学科で行うことを教授会で決定、毎

年6から8月において、各学科FD・自己点検委員会主導で実施することを、平成30年度に策定した。(資料2-7~2-10)

外部評価参画者、学生による教育改善委員(ともに学科にて選出)を交えた3つのポリシーの定期点検会議を実施し(令和2年度以降はCOVID-19対応のため、書面協議やオンライン会議で実施する学科もある)、学外者の意見、在籍学生の意見を取り入れることで厳格な点検評価を実施することになった。この点については教職員のみで行う自己点検評価よりもはるかに説得力が高まっている。(資料2-11)

大学運営協議会では構成メンバーがそれぞれの学部長、研究科長、学科長でもあるため、各教育プログラムの点検・評価については会議上で報告、取り組みに関する改善・伸長に関する提案についても得られる環境にある。

自己点検・評価シートを様式として作成、毎年各学科、部局で自己点検を行うことを平成30年度第10回教授会にて提案、承認をいただき、大学運営協議会での会議報告を義務付ける方向で試行している。これまでは点検・評価報告書の作成にあわせて報告・評価・改善の議論の機会を得ていた。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する対応としては、設置計画履行状況等報告書の提出を毎年5月に新設の学部学科・研究科専攻で文部科学省に提出を行っており、資料にもあるとおり指摘を受けていた点については、完成年度内に方向性を示すなどして対応を適切に行っている。例えば人間発達学部子ども教育学科では、設置認可申請と合わせて課程認定申請も同時に行ったことにより、課程認定申請で審査された結果が設置認可申請の結果と適合しない教員の対応などが課題となり、専任教員の年齢構成がやや高齢な結果となっていた。この点について、平成24年度から28年度まで当該学部学科に対して文部科学省より留意事項・改善意見として指摘を受けていた(資料2-12)。この点については開設後に学部長、学科長と法人の人事担当で年齢構成について協議を重ね、特任教員としていた年配の教員については混乱のないように完成年度を経過した後に後任者の若返りを目指して公募にて募集活動を行った。学内の諸規程に沿って適切な教員選考を実施し、留意事項については完成年度後に受けることはなかった。

このように時間がかかる案件もあるが、指摘を受けている事案については解消に向けて当該学部学科、研究科専攻にて改善案や修正案を作成し、大学法人本部との調整を経て学部教授会、研究科委員会等にて審議、大学運営協議会や理事会で承認を得て運営している。

点検・評価における客観性・妥当性においては、内部質保証に関する規程に示す、外部評価委員制度を導入することで担保している。(資料2-8)

本学では大学基準協会の定期受審に加えて、大学評価を受審した年度から数えて2年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度に自主的に点検・評価報告書を作成している。平成30年度は3名の有識者に外部評価委員として委嘱を行い、点検・評価報告書の評価を依頼した(資料2-13)。なお次回の評価時には3名のうち1名を残し2名は新規の委員を委嘱し、常に新しい視点での指摘が得られるように工夫している。点検・評価報告書に関して当該委員からの指摘事項については、対応表を作成して大学運営協議会にて確認、対応している。(資料2-14)。

指摘の一覧については、外部評価委員意見として本学ホームページにて大学評価受審結果と合わせて公開している(資料2-15【ウェブ】)。

平成28年度に受審した公益財団法人大学基準協会による大学評価では、平成29年3月に認証評価結果をいただき、大学基準に適合している旨の大学基準適合認定証をいただいた(資料2-16)。

評価結果に記載された長所・努力課題・その他書類に記載された課題などをまとめた、高崎健康福祉大学に対する大学評価(認証評価)結果 指摘事項・対応(案)一覧(資料2-17)を作成し、大学運営協議会並びに各学部教授会にて共有・対応に関する協議を行い、承認された。

指摘事項等については対応する部局と各種委員会にて共有、解決や解消に向けてそれぞれ検討してもらうことになっている。

これらの対応については全て平成32年7月末に改善報告書にて公益財団法人大学基準協会に報告を行っている。(資料2-18)

その後、令和2年7月に改善報告書を提出し、同報告書による検討事項を令和3年3月に通知いただき、学内にて共有している。現在指摘を受けている件について令和3年度教授会にて教職員で結果を共有、令和3年度以降に向けた取組を計画している。(資料2-19)

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の活動の状況等の公表
 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では教育研究活動の報告として、各学科の就職状況、進学状況、教員免許状取得状況、各学科が目標としている国家資格、民間資格の合格者数、合格率をホームページや事業報告書にて公開している。(資料2-20【ウェブ】)

また、正課・正課外の活動についても大学機関紙として健大通信を年に2回(4月・11月)発行し、学内教職員、学生、保護者、関係者に向けて発送、ホームページでも公開している。(資料2-21【ウェブ】)

自己点検・評価結果は毎年実施しているが、学外に向けての公表については点検・評価報告書を作成することとしており、その作成については3年、3年、1年の作成タイミングを持って行うことになった。これは「自己点検・評価規則」の改正を平成30年度第3回教授会にて協議・承認を得て運用となった。

外部評価を受けている平成21年度、平成28年度にはそれぞれ公益財団法人大学基準協会を受審した結果と合わせて点検・評価報告書をホームページにて公開している。(資料2-15【ウェブ】)

財務情報については、前述した事業報告書並びに健大通信(11月)にて決算後の当該年度分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録を掲載し、学外に広く公開している。事業報告書についてはホームページにて過去3年分を掲載、それぞれで確認できるようにしている。(資料2-20【ウェブ】)

健大通信についても発行後、学内教職員、学生、保護者、関係者に配布されることから、ステークホルダーへの情報公開を行っていると言える。

公表する情報の正確性、信頼性については報告資料作成者が細心の注意を払って作成している上、点検・評価報告書については大学が選出した外部評価委員によるチェック並びに指摘内容と対応についても合わせてホームページで公開している。

財務状況についても監査結果についても事業報告書に写しを添付しており、会計処理上不正や証憑資料に不備がないことを示しており、正確性・信頼性についても担保できるようにしている。

公表する情報についても、事業報告書、健大通信はそれぞれの作成タイミングで更新、点検・評価報告書も現在は大学評価受審時の報告書がそれぞれホームページで公開されており、今回の報告書から前述したタイミングで学外に公開される予定である。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

PDCA サイクルについては前述のとおり各種委員会においては指定の様式で方針と方針に基づいた活動報告をそれぞれ大学運営協議会に提出させている。（資料 2-3）ただし過剰な評価を行うことで本来の業務が圧迫されないように、できるだけ統一されたシンプルな報告書で報告を行い、対象の委員会で活用しやすい様式をとっている。これにより提出期限に向けた適切な運用が適い、またその結果を基にした有効な活用となっている。提出時期については、法人内での予算会議の実施時期にあわせており、次年度の方針と予算の整合性についても予算会議で確認できることから、関係者も期間的に業務に集中して準備するなど都合がよい。

内部質保証システムは本学でも徐々に浸透しつつある中で模索していることも多い。現時点では前述したシンプルな様式を基にした PDCA サイクルを各種委員会、部局にそれぞれ浸透させることで内部質保証システムの課題や本学独自の長所も見えてくるものと思われる。点検・評価についても大学運営協議会で行うことになる。現時点では推進に注力しており、評価できる形を整えつつ点検・評価作業を加えていく。

内部質保証システムとして、前回の大学評価受審時より定着していることは、各学科で取り組んでいる国家試験や民間試験の対策講座が主たるものとして取り上げられる。

各学科ではそれぞれ目標とする国家試験や民間試験に向けた指定科目を学生に履修させ、その積み重ねを持って国家試験受験資格等を得るため卒業の準備を整えている。その中で学生に国家試験受験に向けて少しずつ確実に職業意識を高め、資格取得に向けた集中力を高めていく作業は、PDCA サイクル無しでは到底適わない。

その結果はここ数年高い合格率を維持していることから、点検・評価の積み重ねによる成果と言っても過言ではない。

目標達成に向けた学内諸システムはこれまでも確実に結実しており、今後は内部質保証システムの構築にこれら既に浸透済みの取り組みに加えて DP の達成度については学士力の視覚化等について検討することも考えている。

COVID-19 に対する対応については、主に以下の流れであった。

令和 2 年 3 月の大学運営協議会にて、入学式や授業開始日を決定するプロセスについて会議体を立てて行ったほうが望ましいとの意見から、学長任命により感染症対策本部（以下本部）を発足、以降は感染症対策本部が学長諮問機関として COVID-19 対応の主担当となり、対応について重要な案件については大学運営協議会でも報告・協議を行っている。

（資料 2-22）

感染症対策本部は本部長として副学長、本部長補佐として事務局長、総務部長、教学部長、入試広報センター長、教務委員長、保健衛生委員長、附属クリニック院長、感染情報処理担当教員、教学次長、学生課長代理、学生課員 2 名で構成され、オブザーバーとして総務課長、各学部事務室長 4 名で会議を行っている。

（2）長所・特色

本学は医療・福祉系専門職養成校として国家資格・民間資格取得に向けたカリキュラム構成、施設・設備の充実をこれまで行ってきた。また、平成 30 年 3 月末までの国家試験・民間試験等資格試験合格率は資料 2-23 のとおりで、合格率を 100%にする、または近づける、ために関係者間の意見交換、対応策を講じるなど積み重ねてきた。その結果、各組織体では国家資格取得に向けた学生指導に関わる PDCA サイクルの方法論が確立されたと言える。

そうした本来のセルフチェック機能が稼働することで現在では多くの学科で命題でもある「国家資格」「主要資格」の高い合格率を支えているといっても過言ではない。

また、これら成功スタイルを多くの学科が持ち合わせていることから、大学運営協議会

での内部質保証システムの推進及び定着については時間をかけず対応できていると考える。

(3) 問題点

本学は内部質保証システムの責任主体を大学運営協議会としている。この協議会は委員会組織のため、定例の会議でも年に6回程度の開催であるうえ、内部質保証に関する業務のみを常時行っているわけではない。そのため現時点で本来の内部質保証システムを定着させ、全学的に推進する点ではまだ不十分である可能性がある。

では、問題点として掲げた点について、今後どのように改善していくのか、以下に検討内容を記載したい。

1. 規程類の細部見直しの必要性

内部質保証に関する規程において、大学運営協議会が内部質保証における大学の責任主体であることを明記しているが、大学運営協議会の規程並びに組織規程において大学運営協議会が内部質保証に関する責任主体であることを明記していない。このちぐはぐな内容を解消するための対応はCOVID-19などの対応から遅れているが、可及的速やかに行うことを目標としたい。

また、各種委員会、部局において内部質保証を意識した規程の条文見直しなども並行して実施することが必要である。

2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の決定

学内としてはこれまで各部局、各委員会組織それぞれで内部質保証に準じた行動・業務を行ってきたため、全学的な推進についてはさほどまともは悪くない。このような状況を鑑みるに、責任主体の部署を司る新たな部署の新設を検討する時期でもあると考える。

また、別途新しい部署を検討するのであれば、前述した規程類の調整も含め、学内で調整を行う必要がある。

3. 全学的な推進に向けた期限について目標を設定する

従来取り組んでいる国家試験対策講座を中心としたPDCAサイクルが確立している分、他の事業の取り組みにPDCAサイクルを浸透させることはそれほど困難ではないと思われる。

責任主体で取り組みに向けた計画を立て、全学への提案と遂行に取り組んでいく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では各学科が国家資格や民間資格の指定養成施設となっていることから、従前よりPDCAサイクルを用いた点検・評価作業を積み重ねてきた。本学の高い国家試験合格率、高い資格取得率という結果をみれば、PDCAサイクルがうまく機能していると言っても過言ではない。

ただしすべての事案、教育プログラムなどで同じくPDCAサイクルを中心とした内部質保証システムが確立しているとは言えず、責任主体である大学運営協議会が中心となり、全学への内部質保証システムの推進とそれを浸透させることが今後の課題である。教育研究業務の中でPDCAサイクルが機能的に働き、かつ効果の期待できると思われる課題を抽出して検証する必要性を感じている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

| |
|--|
| 評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮 |
|--|

本学は、人間尊重、人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げて平成13年4月に健康福祉学部健康情報学科（現：医療情報学科）、保健福祉学科（現：社会福祉学科）、および健康栄養学科の1学部3学科で開学した。その後、建学の精神の一層の具現化を目指して、平成18年度に看護学部看護学科（現：保健医療学部看護学科）、薬学部薬学科、平成22年度に保健医療学部理学療法学科、平成24年度に短期大学部児童福祉学科を改組して人間発達学部子ども教育学科、そして、令和元年度に農学部生物生産学科を開設した。したがって、現在本学は5学部8学科体制で健康、医療、福祉、保育・教育の分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学術の進展に努めている。また、各専門分野における教育・研究職を目指す学生や、健康と福祉の増進のために新しい研究分野を開拓する人材を育成するために、大学院研究科を開設し、現在は健康福祉学研究科、薬学研究科、保健医療学研究科の3研究科を擁し、令和4年度には農学部研究科を開設予定である。なお、研究所としては総合福祉研究所を開設している（資料3-1～3-4）。

本学は、その教育研究目的を学則第1条で「教育基本法および学校教育法に従い、健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法および子ども教育の観点から総体的に捉え、快適な人間生活の方策を攻究すると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成を目的とする。」と規定している（資料3-5）。その目的の達成のために、設置基準上必要とされる専任教員数138人に対し、201人が各専門分野で学生の指導に当たっており、また各専門領域の研究を進めている（大学基礎データ、表1）。教員組織は各学科の専門的知識や技術の教授に優れた教育能力と研究推進能力を有する人材で編成することを基本原理としており、併せて21世紀の我が国の超高齢化社会の様々な要請に積極的に対応できる人材の登用を図っている。

大学院健康福祉学研究科、薬学研究科および保健医療学研究科は、その土台となる学部の教育研究活動の高度化を目指しており、本学の建学の理念を主体的、自立的に体现できる人材の養成を目的としている。大学院研究科の教員組織は基本的に学部教員から構成されており、各研究科および各専攻にはそれぞれ研究科長、専攻長を配置して運営に当たっての責務を担っている。大学院研究科の教員選考は研究科委員会での審議に付し、学長が決定している。

本学の各学部、大学院各研究科は理念、教育研究の目的を具象化したものとしてそれぞれ学位授与の方針、人材養成に係る目的を掲げており、各教員組織はその達成のために編成されている（資料3-6-1～3-7-3）。

その他、附置組織として、総合福祉研究所（資料3-8）、子ども・家族支援センター（資料3-9）、ボランティア・市民活動支援センター（資料3-10）、国際交流センター

(資料 3-11)、学習支援センター(資料 3-12)、教職支援センター(資料 3-13)、高崎健康福祉大学看護実践開発センター(資料 3-14)がある。

総合福祉研究所は本学の学内研究者が共同で行う調査・研究や、本学の研究者と他大学・研究機関・行政・施設等の研究者・職員等との共同研究を支援することを主な活動としており、健康福祉学部長が責任者として統括している。また社会福祉およびその周辺領域に係る研究成果を高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要「健康福祉研究」として年 1 回発刊し、本研究所の所員、本学の教員、本学大学院生の研究の成果を国内外に広く公開している。(資料 3-8)。

子ども・家族支援センター(資料 3-9)は、平成 17 年に子どもと家族の健康を支援することを目的に開設した。子どもと家族の心と体の問題に向けて、小児科医・保育士、健康福祉学部から精神科医・臨床心理士、保健医療学部から看護師、人間発達学部からソーシャルワーカーが、携わり支援や相談業務に取り組んでいる。その他、公開セミナー、親子ふれあい教室およびメンタルヘルス・サポートシステムなどの活動を行っている。

ボランティア・市民活動支援センター(資料 3-10)は、学生が積極的にボランティア・市民活動に参加して、実社会と接点をもつことにより、学問の深化や市民意識の醸成、他者への理解を図ることができるように、社会のボランティアニーズと学生を結びつける役割を担っている。平成 18 年 4 月にボランティア・市民活動支援センターを設置し、平成 26 年度には 9 号館に専用ルームを開設した。ここに所属する 2 名のスタッフは、地域の社会福祉協議会の経験と社会福祉士資格を持ち常駐し、学生の相談およびボランティアのコーディネートに応じている。

国際交流センター(資料 3-11)は、大学の国際化とグローバルな人材育成を目指し、学生の国際交流活動や海外研修の計画、支援を行い、留学情報の提供等を行っている。学生が海外研修や留学をとおして英語力を上達させること、また、異文化体験・異文化交流に積極的に参加するなど、1 人 1 人の自己実現のサポートの一端を担っている。

学習支援センター(資料 3-12)は、学生の日頃の勉強や資格取得に関わる学習全般のサポート等を行っている。

教職支援センター(資料 3-13)は、平成 24 年に人間発達学部が、保育者・教員を養成する 4 年制の専門学部としてスタートしたことを受けて、保育者・全学の教職に関する支援を行う機関として、平成 26 年度に誕生した。関係資料の整備、情報の提供、講座の開設や面接・論作文の練習相談などの活動を推進している。教職課程の管理や地域貢献としての教員免許状更新講習及び特別支援学校教諭免許法認定講習の実施など幅広く取り組んでいる。

平成 28 年度に認知症認定看護師教育課程を開設したことに伴い、看護実践開発センター(資料 3-14)を設置した。そこでは看護実践に関わる今日的課題を設定して地域の看護師を対象とする研修会を企画・運営している。令和 4 年 4 月より、感染管理の課程を追加、20 名の受講者を受け入れることが出来る体制を整えている。また、大学附属の訪問看護ステーションを運営して在宅医療の一端を担っている。

本学の研究体制としては学部・学科の事情に合わせたシステムが構築されている。薬学部の例をとれば創薬科学系、生物科学系といった各学問系統に区分された講座制をとっており、講座ごとに研究リーダを担う教授が中心となり研究活動を促進する体制が整っている。他の学部・学科においては、小グループによる学内研究や学外との研究者との共同研究が盛んであり、多くの研究業績が蓄積されている状況である。また学長直轄の支援体制として、高崎健康福祉大学学内研究交流助成金が整備されており、毎年複数の学部・学科の研究者で構成する研究組織を公募し、大学運営協議会にてテーマの選定を行い研究を支援する体制がある(資料 3-15)。

以上のように、それぞれの施設の設置目的・活動の趣旨は本学の理念・目的に合致している。また、昨今の学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等にも配慮をしながら教育研究組織を整備している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

| |
|---|
| 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|---|

本学は、平成13年4月の設置以来、学部・学科、大学院研究科の増設を実施してきており、それぞれ卒業生・修了生を送り出している。教育研究組織の適切性については、大学運営協議会（資料3-16）において定期的に検証を行っている。また、各学部教授会において、各センターの活動報告を年に2回実施するなどして、活動内容の周知も行っている（資料3-17-1～2）。点検・評価の観点とは、各種運営委員会などから提出されている活動方針報告書にある、方針に則った活動であったか、による。また、提出された活動方針報告書を各運営主体が次年度以降の改善に向けて利用している。

一部の学部・研究科においては、完成年度に達していないため、本学は毎年のように大学設置審議会に履行状況報告書等の書類を提出しており、教育研究組織の適切性について文部科学省の評価・検証も受けている。

点検・評価の結果を踏まえ改善・向上に取り組んだ実例としては、各センターの実践を広く発信、強化することを目的に大学ホームページ上にブログを立ち上げ改善を図った。また、多様化するニーズ・利用の拡大に向けホームページに英語サイトを立ち上げたセンターもある。

（2）長所・特色

子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、国際交流センター、学習支援センター、教職支援センター等については、各センター設置に伴い、利用者の増加や学外活動の活発化が見られる。また各センターには学内外の専門家、複数の学部・学科の教職員がかかわり、他職種連携・異種学問領域の交流といった点でも極めて特異的な活動となっており、地域の住民や支援を必要としている方々の支えとなっている。本学の理念・目的に照らしても十分な効果を得ている（資料3-18～3-25）。

（3）問題点

今後の教育研究組織における課題として、社会に対してわかりやすく大学全体の研究成果を発信できる工夫が望まれる。具体的には、外部資金獲得状況や研究論文などの集計データの公表や関連データにアクセス・ダウンロードできるICT環境整備など検討したい。また研究組織においては、学内研究交流助成金を整備しているものの、学部・学科を横断した研究組織の構築は十分とは言えず、今後総合福祉研究所の積極的な活用や複数の学問・学術領域にまたがった新たな横断的な研究組織の構築が求められる。

（4）全体のまとめ

学部・学科、研究科・専攻の教育研究を推進するために、研究所やセンター等を高等教育附置機関として設置している。これらの機関が適切に連携し、教育研究の質向上につながっている。教育研究活動等の取り組み状況については継続的に自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえて教育研究組織を整備している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

DP に関しては、本学建学の理念と目的に基づいて、卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識、技能、態度等を教育目標として明示したうえで、すべての学科、研究科において授与する学位ごとに策定している。教育目標及び DP の策定にあたっては、学位プログラムごとに各学科、研究科にてその内容について検討し、表現や記載方法についても第三者が参照しやすいように全学的に一定の統一を図った。DP の記載に関しては、学生を主語にして修得すべき知識、技能、能力などの学習成果を明示した（資料 4-1-1～5）。例えば、医療情報学科では、自利利他の精神に則った教養を身につけ所定の単位を修得した上で、専門職人材として必要な教養、専門知識、能力、技能などの学習成果について 5 項目の授与方針を挙げて具体化している。他学科の記載もこれに準じたものとなっている。平成 30 年度からは、アセスメントチェック表に基づいた DP の点検・評価を全学科・研究科で実施している（資料 4-2 後述）。設定した DP は、教育目標と併せて「履修ガイド」及び「大学院生ハンドブック」に記載して学生に周知するとともに（資料 4-1、4-3）、外部・社会に対してもホームページ上で公表している（資料 4-4【ウェブ】）。以上のように、DP は、全学的な策定方針に基づき、それぞれの教育目標に沿って統一された様式で明確に設定され、広く公表されていることより、適切に運用されていると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

大学基準には「学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程方針を構成する授業区分、授業形態等を示した教育課程の編成方針・実施方針を定め、公表しなければならない」旨が記されている。本学ではこれに沿って、各学科、研究科各専攻において授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を策定し、履修ガイド（資料 4-1）、大学院生ハンドブック（資料 4-3）及びホームページ上（資料 4-4【ウェブ】）に公表している。

本学は、中央教育審議会大学部会が平成 16 年 9 月に答申した「我が国の高等教育の将来像」の中のユニバーサル化した大学の多様な機能と機能分化の項で大学の機能の一つとして挙げられている「高度職業人の養成」に分類されると認識している。そのため教育課程は資格取得に重点を置くカリキュラムとなっており、ほとんどの学科で遵守すべき多数の指定科目やモデルとなるコアカリキュラムが存在する。よって、特に本学に特徴的と言えるようなカリキュラムや科目群を設けることは難しい面もあるが、一方で体系的な教育課程の編成や DP との適切な連携を取ることが容易となっているとも言える（例えば薬学部の改訂コアカリ SBO 対応表（大容量のため資料略）や看護学科の「教育課程と指定規則との対応表」参照。資料 4-5）。

各学科では、DP に沿ったそれぞれの教育課程の編成方針を、第三者にも分かりやすく数点の項目立てで策定し公表した。まずは、教養教育科目に関する編成方針を述べ、次に順序だった専門科目群の編成方針、また必要となる実験・演習・実習、卒業研究等の配置といった構成が基本となっている。またそれぞれの学科が特に重要と考える教育内容についても、その中に盛り込まれている。

研究科においては、DP に沿った科目群を配置するとともに、履修モデルを学生に提示しているが（資料 4-3）、各研究科では初年次からリサーチワークに必要な科目を設置するなど、学生個々の目的に応じた学習やリサーチが行えるよう配慮している。例えば、薬学研究科では平成 26 年にすでに「薬学系人材養成のあり方に関する検討会」による「新制度の『大学院 4 年制博士課程』における自己点検・評価」を実施し、教育課程の編成方針について検証したものをホームページ上に公開している（資料 4-4【ウェブ】）。

教育課程の編成方針においても、平成 30 年度よりアセスメントチェック表に基づいて、教育課程の編成・実施方針と DP との適切な関連性についての点検・評価を全学科・研究科で実施している（資料 4-2）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- | |
|--|
| <p>評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜学士課程＞ 初年次教育、高大接続への配慮、グローバル化への対応 教養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞ コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 |
|--|

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学が提供している学位プログラムは国家資格の取得をはじめとした「高度職業人」の養成に力点が置かれている。そのため各学科の教育にはモデルとなるコアカリキュラムや多くの指定科目があり、それらに対応した教育課程となっているというのは既に述べたとおりである。各学部学科とも、この指定科目やモデルコアカリキュラムを基に、それぞれの編成・実施方針に沿った教育課程を構築している（看護学科、教育課程と指定規則との対応表参照。資料 4-5）。新設以来 3 年目を迎える農学部では、農業イノベーションの創出と地域農業に貢献できる人材を養成するため 4 つのコースを設け、DP に沿った先進的教育課程を提供している。

本学が育成する高度職業人には、すべての学科の CP でも謳っているように、幅広い知識と教養、豊かな人間性、社会で活躍するために要求されるジェネリックスキルをはじめとした諸々の能力を身に付けることが必要であるが、その点は全学共通の教養科目が中心となり担っている。教養科目は、教養基礎、人間理解、リテラシーの三分野を設定している。人間理解科目群は本学の教育の理念・目的に沿って設定された特徴的な科目群と言える。教養基礎科目群では、初年次教育科目に加え社会で活躍するのに必須となる教養を養い、リテラシー科目群では、グローバル化に対応するための英語を中心としたコミュニケーション能力、ICT 化にも適応できる情報リテラシーなどの涵養を目指している。英語教育に関しては、能力別少人数クラスを構成したうえで、グローバル人材を育成するために

ネイティブ教員による講義科目を多数開講するとともに、CALL システムや TOEIC 対策講座、海外研修等も積極的に活用している。また、医療の現代的特徴を反映した「チーム医療アプローチ論」やキャリア教育科目である「キャリア形成論」、英語で医療の基礎を講義する「Introduction to Healthcare Sciences」等を配置して、幅広い教養の涵養に努めている。それぞれの学科では、各専門分野の学習に進むにあたってその基礎となる数学、化学、生物、物理といった科目の理解が必要となるが、それらは「専門教養」科目として教養科目のなかに配置されている。教養科目の開設科目に関しては、保健医療福祉系という本学の特質を踏まえ、どのような教養が必要となるかその教養課程の編成方針のもと（資料 4-6）、教養科目専門部会が検討し、教授会の議に付し学長が決定する。

各学科の専門教育の課程は、学生がスムーズに国家試験など資格試験に臨めるよう順次性、体系的に十分な配慮をしたうえで構築されている。国家資格取得のための指定科目やモデルとなるコアカリキュラムがあるため、各学科とも必修科目が多いという特徴があるが、それぞれの人材養成の目的に沿った独自科目も選択科目として提供されている（例えば、子ども教育学科の「世界と子ども」、看護学科の「医療コミュニケーション論」、生物生産学科の「海外日本食事情演習」など）。順次性に関しては、科目の配当年次や難易度を表わした科目ナンバリングを導入し科目間の位置づけを明確にしている（資料 4-7）。ナンバリングでは、教養科目が 0 番台、学科科目は 100～400 番台まで 4 群に区分し、学習進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。また、学生が体系的な学習計画を概観できるように、各学科とも科目ナンバリングに加えカリキュラムマップやカリキュラムツリーを構築し、学生に提供している（資料 4-8）。例えば理学療法学科では、専門基礎科目群として「人体の構造と機能および心身の発達」、「疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の 3 つの柱で、専門科目群では「運動」「動作」「生活」を科学することを中心に「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」、「研究」の 6 つの科目群で体系的に専門課程を構築している。カリキュラムマップでは、1、2 年次に専門基礎科目群を履修するとともに、専門科目群で基礎と治療のための評価を学び、2、3 年次の機能・能力診断学実習につなげ、2 年次後期から学ぶ各疾患に対する理学療法および 3 年次に学ぶ各疾患に対する理学療法実習で実践能力を身に付け、4 年次の総合臨床実習につなげていくという過程がわかりやすく示されている。加えて、各科目群がどの DP と対応しているかがマップ上で示されている。カリキュラムと DP の対応関係は、薬学部や農学部のカリキュラムマップでも視覚的に見やすく提示されており、教育課程の順次生・体系的な理解を促進しているだけでなく、学生が履修科目選択の参考にできるとともに、ディプロマサプリメント形成の参考資料としての活用機会を提供している。また、健康栄養学科の専門科目の教育内容は、管理栄養士学校指定規則で示されている科目群別に、管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）と日本栄養改善学会の管理栄養士養成課程モデルコアカリキュラムを参考に定めている。

大学院の各研究科においても、それぞれの教育課程の編成・実施方針、DP に基づいたカリキュラムを構築し、各研究科の専攻長が中心となって授業科目やその配置を検討し、各研究科委員会の議に伏し学長が決定している。学生の履修に利するために、各研究科では大学院生ハンドブックに履修モデルを紹介し（資料 4-3）、学生が自らの目的に沿った学習やリサーチをスムーズに行えるよう配慮している。

<単位の設定>

本学では、大学設置基準 21 条に定められた単位制度に基づき、1 単位は 45 時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては 15～30 時間、実験・実技・実習においては 30～45 時間をもって 1 単位の授業時間としている。加えて 1 単位の修得には残余分の時間（0～30 時間程度）の自主的な学修（予習、復習等）が必要となる（資料 4-1、履修ガイド「授業と単位数」参照）。

<高大接続>

高大接続への配慮としては、高校生に本学の教育内容に対する理解を深めてもらうため積極的に出前講義を実施している（平成30年度26回、令和元年度15回、令和2年度15回）（資料4-9）。出前講義は主に高校からの要請に基づき、学内から担当教員を精選して派遣し、当該分野のモデル講義を実施したうえで学習内容や将来の活躍分野などを分かりやすく説明するもので、高校生に進学先の方向性の決定に役立ててもらっている。また、合同の大学説明ガイダンス（参加多数）やオープンキャンパス（年5回）を通して、高校生に本学の教育情報や入試情報を提供することに努めている。特徴ある高大連携事業としては、系列高校を対象とした学科ごとの特別プログラムがある。各学科に高校から希望者が集まり、講義、実験、ワークショップ、病院・施設視察等を行って学科理解・キャリア理解を深めている（資料4-10）。毎年実施報告書を作成し（資料4-11）、学内だけでなく県の教育委員会や高校に配布している。この取り組みは平成19年度より開始され、平成30年度より一部系列高校だけでなく近隣の他の高校にも対象を広げて実施しており、今後さらに県内高校を中心に参加を呼びかけていく予定である。（令和2年度は、COVID-19感染症拡大のため、中止を余儀なくされた。）

<初年次生に対する教育>

本学ではすべての学部・学科において、入学者が円滑に大学での学修を進められるように配慮して、AOおよび推薦入学試験による入学者に対して入学前教育を実施している。各学科はそれぞれの専門性を踏まえたうえで、入学までに身につけておいてもらいたい基礎的内容を中心としたプログラムを入学予定者に課し、入学準備学習についての指針を示すとともに、スクーリング（令和2年度はウェブまたは中止）による指導も取り入れている（資料4-12）。また全入学生を対象にフレッシュマンキャンプ（研修合宿）を学科ごとに実施しており、学生生活がスムーズに行えるように学科の説明、科目連携や履修指導、資格取得、大学生活等に関する説明などを行っている（資料4-13）。講義科目では、初年次教育の充実のために必修科目「基礎教養ゼミ」を開講し、大学での学び方やレポートの書き方、ノートテーキングなどのスタディスキル、日本語作文力や数的処理能力などのアカデミックスキル、コミュニケーション能力やリーダーシップなどのパーソナルスキルなどに対する向上サポートを行なっている（資料4-14）。例えば、健康福祉学部及び人間発達学部で開講されている「基礎教養ゼミ」では、スタディスキルの修得に加え、アカデミックスキルの分野では、高校の数学教員経験者によるリメディアル数学の演習と元新聞編集者による日本語作文の添削指導を学習支援センターとのコラボレーションで実施している。さらにパーソナルスキルの分野では、各種コミュニケーション能力の涵養を強く意識しており、そのために講義の中にペアや4人グループでの少人数ワーク（Think Pair ShareやRound Robinなど）、8～10人程度の大人数グループでのディスカッションや合意形成、プレゼンテーションを盛り込んでいる。このようにアクティブラーニングを多数取り入れながら、リメディアル教育や学び方指導も行っており、学生が大学での学修や生活に早急にかつ適切に適応できるよう工夫しながら授業を行なっている。

<グローバル化に対応した教学の充実>

教養教育の編成方針（資料4-6）には、本学が進めるグローバル教育のあり方やグローバル人材の育成について謳っているが、これを受けて本学では多数の語学系科目、国際系科目を配置している。リテラシー科目としては英語のほかにドイツ語、フランス語、中国語、ハンガール語、ポルトガル語を設置した。前述のとおり、英語は入学時のプレースメントテストの結果に基づいたクラス分けで習熟度別少人数クラスを編成し、多数のネイティブ教員による英会話に重点を置いた授業、コンピュータを利用したCALL授業、文献の講読に備えたリーディング授業、TOEIC対策授業などを開講している。語学系の講義のほかにも、海外研修と連携した「国際医療事情」、英語のみで講義を行う「Introduction to Healthcare Sciences」、さらに「国際関係論」、「国際保健医療論」など、国際理解を促進するための科目が多数開講されている。またグローバル化に向けた全学的教育として、国際交流センターによる種々の海外研修プログラム（派遣・受入れ）が展開されている。

(第7章参照)。

<大学院修士課程・博士課程 — コースワークとリサーチワーク >

各研究科ともコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を考慮してプログラムを編成している。例えば健康福祉学研究科では、1年次にコースワークの講義を多数配置し基礎となる知識を身につけたうえで2年次からのリサーチワークである特別研究8単位(修士課程および博士前期課程)、特殊研究12単位(博士後期課程)の修得に結び付けている(資料4-15)。同様に保健医療学研究科(修士課程)では、リサーチワークとして6単位の特別研究を設けてコースワークとの連携をとっているが、1年次からリサーチワークが開始できるような工夫も凝らしている。薬学研究科(博士課程)では、コースワークである共通科目、専門科目を1、2年次に配置し、リサーチワークである薬学特別研究10単位の修得に結び付けている。いずれの研究科も指導教員の丁寧な指導のもと、学生が論文作成に効率的に至るよう工夫を凝らしながら教育課程を整えている。

<学生の社会的・職業的自立に向けて>

大学として高度専門職の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立には特に力を入れている。そのため学生の初年次より積極的な取り組みがなされており、まず、初年次教育科目である「基礎教養ゼミ」において、入学直後よりキャリアデザイン教育を取り入れているほか、教養科目で「キャリア形成論」を開講し職業理解や職業意識の獲得を促進している。また、キャリアサポートセンター(第7章参照)では、一連の職業的バックアップに加え、毎年各学科に専門家やOBを招いて講話を聞く「キャリアアップ講座」を設け、就職活動に入る学生はもちろんのこと1年次生からの参加を強く促しているほか、3年次生対象の「就職講座」を授業時間割に組み込んで開講したり、多くの保健・医療・福祉系企業を呼んでの学内就職ガイダンスを開設したりと、就職面でのサポート体制の充実を目指している。各学科の専門教育の面から見てみると、多数の担当科目に関連した実務経験を有する教員(第6章参照)が中心となって、学生の将来の職業内容に合った教育を展開している。卒業研究の指導教員は、担当アドバイザーとして卒業論文の作成指導のみならず、就職支援の責も担い学生の就職活動をバックアップしている。社会的・職業的自立教育で特に重要なのが、各学科がそれぞれの人材養成の目的に沿って実施している医療関連機関・施設、福祉関連機関・施設、教育関連機関・施設等での学外実習であろう。各学科とも学外での実習を多数提供して(表4-1)実践教育の柱のひとつとして位置付けながら、実践訓練により学生が社会的・職業的な自立を確立できるよう強力に後押ししている。

表4-1 学科別学外実習一覧

| 学科名 | 学外実習科目 |
|---------|---|
| 医療情報学科 | 病院実習 |
| 社会福祉学科 | 福祉基礎実習、相談援助実習、精神保健福祉援助実習、介護実習 I・II・III |
| 健康栄養学科 | 臨地実習 I (給食運営)、II (給食経営管理論)、III (臨床栄養学)、IV (公衆栄養学)、栄養教育実習 |
| 薬学科 | 実務実習(病院、薬局) |
| 看護学科 | 基礎看護学実習 I・II、成人看護学実習 I・II、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習、地域ケアシステム実習、公衆衛生看護学実習、統合実習 |
| 理学療法学科 | 理学療法早期体験実習、機能・能力診断学臨床実習、理学療法総合臨床実習 I・II |
| 子ども教育学科 | 保育実習 I・II・III、幼稚園教育基礎実習、小学校教育基礎実習 |

| | |
|--|---|
| | 習、中学校教育基礎実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習、中学校教育実習、特別支援学校教育基礎実習、特別支援学校教育実習 |
|--|---|

学外実習に加えて、医療情報学科では情報系企業、一般企業への、薬学科では製薬企業への、生物生産学科では農業系企業、研究所等（資料 4-16）へのインターンシップがカリキュラムに組み込まれている。

***令和2年度、COVID-19蔓延下における学外実習について**

令和2年度は、COVID-19感染症の感染拡大のため、特に前期期間は多くの学外施設で実習が実施不能となり、各学科ともその対応に追われた。多くの場合は、実施時期の変更（時期および年度の変更）で対応したが、そうした措置ができなかった実習に関しては、厚生労働省より発せられた「実習先の確保が難しい場合は、演習等授業に代替して差し支えない」との通知に沿って、実習相当の質を確保しての学内演習で学生の学びを保障した。例えば病院実習が影響を受けた看護学科では、実務経験豊富な教員を多数有しているメリットを活かし、現地での実習に近い内容の学内模擬演習で学生の実経験トレーニングを支援した。同様に、保育実習Ⅱを学内演習に切り替えざるを得なかった子ども教育学科では、事前指導、学内演習指導、事後指導からなる綿密な代替プログラムを組み、十分な質を確保した支援を提供した。（資料 4-17）

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

| |
|---|
| <p>評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（実施内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業当たりの学生数 ・適切な履修指導の実施 <p><修士課程、博士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 |
|---|

資格試験対策：各学科とも高度専門職の養成を教育の柱にして、国家資格をはじめとした各種資格取得に対応した教育課程を設けている。以下にそれぞれの学科が特に中心的に目指している資格を列記する。

| 学科・専攻 | 主な取得可能資格 |
|--------|---------------------------------|
| 医療情報学科 | 診療情報管理士、病院事務管理士、基本情報技術者、ITパスポート |
| 社会福祉学科 | 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 |
| 健康栄養学科 | 管理栄養士 |
| 薬学科 | 薬剤師 |
| 看護学科 | 看護師、保健師、養護学校教諭 |

| | |
|---------|--|
| 理学療法学科 | 理学療法士、健康運動実践指導者 |
| 子ども教育学科 | 中学校教員（英語）、小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、保育士 |
| 生物生産学科 | 食品衛生管理者、食品衛生監視員、食の6次産業プロデューサー、HACCP管理者 |
| 看護学専攻 | 助産師 |

これらの資格取得のためにはそのための試験に合格しなければならない。こうした資格の取得率は直接に学科や大学の評価に結びつくため、各学科とも試験対策には試験対策委員会を組織して極めて重視した体制を整えている。このうち健康栄養学科、社会福祉学科、子ども教育学科で実施している資格試験を想定した学修活性化及び効果的教育に向けた取り組みを例として紹介する。

<健康栄養学科>

健康栄養学科では、原則全学生が管理栄養士国家試験を受験する。試験対策としては、4年次生に対して学科教員が毎月各1回のペースで講義を開講し、全14科目をカバーしている。講義と模擬試験を繰り返すことで合格圏内に入れるよう誘導していくが、成績の振るわない学生にはアドバイザー教員による指導や学生同士のグループ学習が行われ、試験が近くなる1月には集中講義を、2月には特別講義を実施し合格圏内の学生を増やしていく。

COVID-19蔓延下の令和2年度は、全科目オンラインであった前期は、学生の学習進捗状況が確認できないとか、学生の勉強意欲の低下等の問題が散見されたようであるが、後期に例年通り全53コマの対策講義、6回の模擬試験、成績不良者の毎日登校および特別講座の実施等の措置により、例年と変わらない高合格率を達成することができた。

<社会福祉学科>

社会福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士と3種類の国家資格に挑戦することが可能であるが、このうち最も受験者の多い（令和2年度は41名の学生が受験）社会福祉士の国家試験対策について説明する。4年次に開講する講義科目「総合演習」を国家試験対策に充て、最初の模擬試験の結果を基に3つのレベル別少人数クラスを編成し、アクティブラーニングによって知識の定着を高めている。1クラスあたりには4名の担当教員を割り当て、模擬試験の結果をベースとして各学生の学習ニーズを明確化したうえで、面談により学習方法について具体的な指導を行い面談結果はポートフォリオに記録する。学生には学習スケジュールの自己管理ができるよう「学習計画と実施記録」を毎日記録させ教員のコメントを併せて記入することで学習サイクルを管理し、自宅学習のデザインも描けるようにしている。ポートフォリオには面談記録のほか、模擬試験の成績（点数、平均点、順位等）や学習履歴、本試験の自己採点なども記入して学生と指導教員がいつでも参照できるようにし、教員がエビデンスに基づいた指導をできるようにした。国家試験までには4回ほどの模擬試験を受験させ、タブレットを活用したe-learningにより、レクチャー→確認テスト→補充学習→問題練習というサイクルで問題の完全理解を目指している。模擬試験で合格圏内にいない学生には授業以外にも登校日を設けクラス担当教員が指導するとともに、1月の模擬試験で基準点に到達していない学生は冬季集中講座や直前講座の参加を必須とし十分な学習が行き届くよう工夫している。

令和2年度COVID-19感染拡大中の指導に関しては、もともとe-learningを活用していたこともあり前期も大きな混乱はなかったようである。Zoomを利用した模擬試験やラインワークスを使用しての追加学習により前期を乗り切り、後期には国家試験対策委員による毎週の個別面談と学習アドバイス、テストの定期的実施によるアウトプットの強化など、ほぼ例年並みの支援をすることができ、結果として例年を上回る合格率を達成することに繋がった。

<子ども教育学科>

子ども教育学科では、幼稚園・保育園就職の希望者と小中学校教員採用希望者に分かれた指導を教職支援センターが中心となっていて行なっている。いずれも3年次前期からセンター主催の対策講座がスタート（毎週木曜日）する。幼保希望者には、学習準備や学習法、筆記試験対策、面接対策等が教授され、教員採用希望者には、採用までの流れ、求められる教師像等の理解、筆記試験対策などが行われる。後期になると採用試験対策が本格化し、教採出願演習（Ⅰ～Ⅳ）、面接演習（Ⅰ～Ⅲ）、教育時事演習（Ⅰ～Ⅲ）、小論文演習（Ⅰ～Ⅱ）が開講される。4年次に入ると、一次試験対策講座として、幼保希望者には受験先別の個別指導、適性検査対策、個別面接・小論文指導が行われ、教員希望者には筆記試験・面接・小論文対策指導が行われる。二次試験対策講座としては、教員希望者には個別面接、集団面接、集団討論対策や場面指導、模擬授業対策、小論文対策を実施、幼保希望者には特に自治体希望者に対して随時指導を継続する。また、教職支援センターでは、随時個別指導を受け付けている。

令和2年度のCOVID-19の影響に関しては、教育実習が時期の調整と一部実習校の変更で乗り切れたこと、保育実習が学内演習で代替できたこと、外部業者による対策講座・模擬試験がオンラインになったものの大きな混乱にはならなかったこと等で、また、後期は例年並みの指導が可能であったことなどから、教職支援センターでの指導は滞りなく実施できたようである。実際に令和2年度の合格実績は、例年を上回るものとなった。

<受講登録上限単位数の設定（CAP制）>

学生が受講科目を効果的に学ぶことと履修科目の理解を深めることを目的に、各学科では学期間での上限履修単位数（CAP制）を設定している（資料4-18）。上限設定以前は、学生が授業スケジュール上可能な限り科目を履修登録する傾向が（特に下級生において）顕著であったので、CAP制を導入することで授業外学習時間の確保による単位の実質化を図ったものである。健康福祉学部3学科、子ども教育学科、生物生産学科では、これを受けて半期当たりの上限単位数を24単位とした。この点に関しては前回（平成28年）の受審の際に、医療情報学科および子ども教育学科の過剰なCAP数の是正を努力課題として指摘いただいていたものを改善している。（改善報告書 資料4-19）。ただし、薬学科、看護学科、理学療法学科では、厚生労働省管轄の資格取得の指定科目及び実習要件となっている科目の履修制限上どうしても前倒しで専門科目を履修しなければならない事情があるため、やや多めの上限単位数の設定を余儀なくされている。

<シラバスの充実と活用>

本学ではシラバスは全学で統一の様式のもと開講全科目で作成し、本学ホームページ上で公開している（資料4-4）。シラバスの作成にあたっては、内容の統一と充実を目的に全学教務委員会にて検討し、学部教務委員より全教員に対して記入例を示したうえで作成の依頼をしている（資料4-20）。シラバスに含む内容は、「科目ナンバー」、「講義目標」、「到達目標」、「DPとの関係」、講義回ごとの「講義内容と講義計画」、「成績評価方法及び基準」、「使用教材」からなり、さらに、単位の実質化を意識した事前学習や事後学習について「授業外学習の内容及び時間数」を示しオフィスアワーを提示するなど、全教員に学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を求めている。また、各講義科目がそれぞれ学科DPのどこを充足する役割を担っているのかを明確に示すことにした。各教員が作成したシラバスは、必ず各学科の担当者（教養科目は教養科目専門部会長）が指定どおりに書かれているかチェックしたうえで公表される（資料4-20）。

より詳細なシラバスを作成している教員は、第1回目の授業で講義概要の紹介の際、受講学生に詳細シラバスやグラフィックシラバスを配布して詳しい説明をしている。

授業がシラバスに沿って行われていたかどうかは、評価方法も含めて「学生による授業評価アンケート」の質問項目に含まれており、そこでチェックを受ける。平成30年度前期のアンケート調査を確認すると、この項目は5点満点で4.33、令和現年度後期には4.43という高評価を得ており（資料4-21）、大学全体で概ねシラバスに沿った授業が行われている。

たと判断している。

＜学修支援＞

学生の大学生活全般をサポートするシステムとして全学科でアドバイザー制度を導入し、入学後から卒業まで少人数の学生にひとりずつ教員を割り当て（卒業研究の配属決定後はゼミの指導教員が担当する）、履修指導や学習相談、生活相談を行っている。学生が学修上の問題を抱えた場合、または支援の必要を感じた場合は、まずアドバイザーに相談しアドバイザーが必要な措置を講じるというシステムであり、アドバイザーは自分の受け持つ学生の日頃の出席状況や学業実績を管理しつつ、必要に応じて適切な支援を行うことになっている。また、学生の授業理解や実験、演習の効率化のため、各学科では積極的にこれらの授業でTA（大学院生）を活用している（資料4-22）。TAの活用によって授業効率が上がるだけでなく、学生にとっては講義内容の理解度が改善され、また大学院生にとっては学生指導の経験ができるという相乗的効果が得られている。

令和3年度より、全学生がひとり1台のPCまたはi-Padを持ち（大学による経済的支援有り）日々の学修に臨む体制を整えた。これは、オンライン授業への対応と学修支援が大きな理由ではあるが、その他にも学生と授業担当教員やアドバイザー教員との連絡のスムーズ化、e-learningの活用促進、大学からの情報提供の迅速化、e-ポートフォリオの活用促進などの効果を期待している。

＜学習支援センターによる支援＞

高校までの学習が十分でなく授業についていくことに不安や困難を感じる学生のために、本学では学習支援センターを開設し、リメディアル講義や指導を含めた学生支援を行っている（第7章参照）。支援形式は大グループ、小グループ、個人といった具合に、支援を必要とする対象によって人数に応じた形式でおこなっている。大グループ型は、例えば医療情報学科の数学、健康栄養学科の化学基礎、薬学科の化学、生物生産学科の化学、物理など、まとまった人数を対象に教室を用いた講義形式で行っており、対象者はそれぞれの学科での講義の初回テスト結果によって決定される。小グループ型は、複数の学生（2～6人）の要望に応じてセンター講師との日程調整のうえ指導日時を決定する。個別指導は個々の学生のスケジュールに合わせた個人指導である。こうした学修支援は、あくまでも授業を理解するための支援という位置づけであるので、参加はしても単位認定の対象とはならない。講師は高校で数学や化学を教えていた経験者が務めている。学修支援は主に日本語作文、数学、化学を中心に、講義「基礎教養ゼミ」、「日本語表現法」、「数学基礎」、「化学基礎」、「有機化学Ⅰ・Ⅱ」などとも連携を取りながら行っている。また学習支援センターでは、日々の学修の相談にも乗りアドバイスをしている。特定科目に関する相談である場合は、必要に応じて科目担当者に繋ぐこともある。

令和2年度は学生の登校が制限されていたため学習支援センター自体は閉室していたが、数学、化学、日本語作文指導はオンラインで行った。

＜履修指導＞

各学部とも新入生は入学時のオリエンテーションにおいて教務担当職員より履修に関するガイダンスを受けるほか、その後に続く学科別ガイダンスやフレッシュマンキャンプにおいて各学科の教務担当教員より説明を受ける。その際に、DPやカリキュラムの編成方針に関するレクチャーを受けたうえで、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの見方、シラバスの見方、CAP制やナンバリングの意味等の解説を聞き、履修モデル（資料4-23）を参考に当該期に履修する科目を決定していく。履修はウェブ上での履修登録システムによって行うので、学生はいつでも自分の履修状況や成績が閲覧可能である。また、CAP数や必修科目登録、履修科目のダブルブッキングのチェックができるので履修登録のミスを防ぐことができている。

＜1授業当たりの学生数およびS/T比＞

開講授業の時間割作成においては、各授業とも授業規模が過大になることができる限りないように同時帯に複数の授業を開講するなどの工夫している。とはいえ、例年全学共

通の教養科目では一部で大人数科目ができてしまうケースが見られる。こうしたケースでは、大講義用のアクティブラーニングを導入するなど各教員が授業の質の維持に努めており、その結果は高い授業満足度にも表れている（資料 4-21）。語学系やコンピュータ系の講義では、その効率化のために少人数制の講義態勢を敷いており、例えば英語では入学時のプレースメントテストによって能力別の少人数クラスを全学的に編成している。また専門科目でも、例えば健康栄養学科では1クラスの規模が40名を超える場合は2クラスに分けて開講し、授業の効率化と実質化に努めている。参考までに、開講科目1授業当たり平均学生履修者については、概ね40名程度であり、大学全体で少人数授業を実現しているといえる（資料 4-24）。また、助教以上の専任教員1人当たり学生数（S/T比）は、令和元年度は13.5人、2年度は13.4人と、私立大学としては極めて小さい値を維持しており、きめの細かい指導の提供が可能となっている（資料 4-25）。

<学生の主体的参加を促す授業等>

授業の形式として従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習（PBL）やグループワークを多数取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業が増えている。全教員を対象としたアクティブラーニングの導入やICT活用に関する調査は未実施ではあるが、各学科とも学生の主体的参加を促すための工夫をしている。例えば、社会福祉学科ではアドバイザーが少人数の学生に対して授業を担当する演習科目を1年次の「福祉基礎演習」から4年次の「総合演習Ⅳ」まで配置しており、これらの演習科目にはアクティブラーニングを導入しプレゼンテーションや議論の方法を実践的に学習させながら福祉マインドを養っている。また、理学療法学科では学生の主体的学習の促進を目指して、講義内容の要約提出、キーワードレポートの提出、グループ学習や講義ノート提出、アドバイザー単位での疾患別勉強会の開催、ポートフォリオの作成指導などを1年次から取り入れている。子ども教育学科では、学生の積極性を引き出すために実際の授業を意識した模擬授業を課し、グループ討議をするなどの方法を取り入れアクティブラーニングの浸透を図っている。

令和2年度以降、多くの講義がオンラインでの実施を余儀なくされたが、オンラインでどのように学生主体の授業を構築するか、各教員が工夫を凝らしている。オンラインでの双方向授業を実現するため、Zoomのブレイクアウトセッションを利用したり、本学のLMSシステムの「連絡・相談」、「アンケート」機能を利用したり、現在も改良、改善のための模索が続いている。

<授業の質を担保するための施策>

教員が効果的にそれぞれの授業を提供できているかを確認し、授業改善をするための措置として、本学では以前より学生による授業評価アンケート調査を実施している（資料 4-21）。これは毎学期開講全科目を対象に実施するもので、各学期2回、中間と期末に行っている。アンケート結果が集計された後は、各教員はそのデータをもとに自らの授業を振り返り、改善策を中心としたコメントを記載しなければならない。以前は紙媒体で当アンケートを実施していたが、現在はウェブでの回答形式となっている。ウェブ形式になったことで若干の回答率の低下が見られるものの、データ集計の速度は飛躍的に増し、教員は即座に自己分析や授業改善に取り組むことができるようになった。毎回の授業評価結果はデータ集として図書館に保存し、学生も閲覧可能となっている。

学科別の授業改善の取り組みとして主要なものに、教員同士の授業参観制度がある。すべての学科で授業相互参観の制度を設けているが、実施は学科独自の方法によっている。例えば看護学科及び理学療法学科では、専任教員の授業は原則すべて随時参観可能としていて、全教員が少なくとも年1回は他教員の授業参観を受けなければならない。参観者は事前に参観の希望を授業担当者に伝え、参観後には授業の感想、課題、助言等を記した「授業参観報告書」を授業担当者に渡し、必要に応じて意見交換会の場を設けている（資料 4-26）。薬学科では、薬学教育研究推進センターの主催で年間2回程度の講義見学会を実施している。参観者はアンケートにより授業を評価し、後日授業担当者を囲んだ情報交換会が催されている（資料 4-27）。

平成30年度から、優れた教育を実践している教員、特に実施中の授業が学生から高評価を得ている教員を学内から選考して表彰する「ベストティーチャー賞」の制度を設けている（資料4-28）。各学科から推薦のあった教員を大学運営協議会にて審議し、年間2名～数名程度の教員にベストティーチャー賞を授ける制度である。ベストティーチャーに選考された教員は後日、学内FD活動の一環として、自分の授業方法をFD講演会にて公開し、他の教員が自らの授業改善の参考にできるような協力体制を整えている。この賞を実施・運営することで、各教員に授業改善の機運が高まり、学内の授業の質の向上が図られることが期待されている。

<大学院の研究指導>

大学院生は入学後2週間以内に指導教員を決定し、指導教員の指導のもと研究課題と研究計画書を提出しなければならない。2年目には中間報告を公開で行い論文要旨を提出する（博士課程は3年目、薬学研究科は4年目）（資料4-3-1～3）。ただし、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えての課程修了を希望する場合は、2年間分の学費で3年間での修業を認める長期履修制度がある（資料4-29 大学院学則第8条2）。指導教員は受け持ちの院生の研究指導を担当し、論文作成と発表会を支援する。修士課程・博士前期課程の院生の学位論文には主査1人と副査1人または2人が、博士後期課程の院生には主査1人と副査2人が論文審査を担当し、完成論文となるよう厳格な指導を行う。各主査と副査は審査委員会を設置し、最終発表会までに論文の審査と最終試験を行う。

<COVID-19感染症蔓延下で効果的教育を行うための措置>

COVID-19の全国的な感染拡大により、令和2年度前期からの授業実施が困難になるなか、本学でも5月の連休明けから全面オンラインで授業を実施することとなった。

COVID-19感染症蔓延下での授業実施について、令和2年度前期とそれ以降に分けて説明する。

・令和2年度前期：本学が導入したオンライン授業システムは、C-LearningというLMSシステムで、教員が作成した教材を学生にリアルタイムまたはオンデマンドで提供でき、また、学生の出欠、学生からの課題提出等を管理できるとともに、学生への連絡や学生からの相談・連絡・質問等に対応でき、小テスト、レポート提出も可能である。各教員は毎回の授業を丁寧に動画またはファイルにまとめ学生に提供するとともに、全学生の毎回の出欠、レポート・課題の受理とコメントを付けての返却（必要に応じて）と、初めての全面オンライン授業の質を確保するために注力した。Zoomを使用したリアルタイムのオンライン授業を実施した教員も多数いた。後述するように、オンライン授業の実施によって、学生の授業理解度が著しく低下したという事態は起こっていない。

こうしたオンライン授業の実施に向け、まず学生と教員に対して、C-Learningの操作マニュアルを提示し実際の運用に支障がないよう徹底した（特に教員に対しては、学内イントラに詳細な解説を紹介したうえ、教務課が個々の質問に対応した）。また、学生のオンライン環境の整備のため、全学生に一人当たり3万円の支援金（所得税非課税世帯の学生には20万円）を給付するなど、このような非常時の授業実施へのマイナスの影響が最小となるよう努めた。

・令和2年度後期以降：学内の感染症対策が細部に至って確立してきたことと、学内感染が生じていなかったこと、文部科学省の対面授業の推進方針等により、後期からは対面授業とオンライン授業の併用実施の施策が取られた。当初は、実験・実習型の授業を中心に対面授業を再開していったが、県内の感染状況を見ながら、各学科の専門科目を中心に対面授業の割合を増やしていった。2年度後期後半は、全授業の6割程度が対面で実施されていた。学外実習では、受け入れ可能な実習先への派遣（万全な感染症対策のもと）を再開した。この間、感染、濃厚接触、発熱、PCR検査等で対面授業に出席できない学生に対しては、アドバイザーを通して各学科や授業担当者に対応を依頼し、学生が支障なく授業を履修できるよう支援した。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定、及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<成績評価と単位認定について>

各授業は、それぞれの学科の DP と教育課程の編成方針を踏まえ、当該科目の位置づけにふさわしい到達目標を設けたうえで履修学生に提供されている。単位の認定に関しては学則第 24 条に基づいて実施しており、既修得単位の認定（同 27 条）や他大学等での単位認定要件（同 25 条）についても学則に規定して適正に対処している。具体的には、他大学等での単位履修を 60 単位越えないという条件で卒業要件として承認し、既修得単位に関しては、編入学・転入学を除き 60 単位を越えない単位数まで本学での単位履修とみなして認定している。また、群馬大学とは単位互換協定を締結し、群馬大学での科目履修を本学の科目履修として読み替える制度を実施している。

授業における評価方法については、シラバスに具体的に記載したうえで学生に周知することになっている。成績評価は当該科目の目的・目標、到達目標をもとに学生の理解度や到達度、学習態度等を担当教員が絶対評価で判断する方式である。評価基準は担当教員に任せているが、科目間で極端な偏りがでないように素点を記入して全体の得点分布が分かるようにしている。成績表記は 100 点満点中 90 点以上が S「特優」、80 点以上が A「優」、70～79 点が B「良」、60～69 点が C「可」、60 点未満は D「不可」としており、このうち D は不合格となり単位認定をしていない（履修ガイド内 試験規程）。また、単位の認定の厳格性を担保するために、受験資格についても出席回数（開講回数の 3 分の 2 以上の出席が期末試験受験の条件）や受講態度等に関して厳しく規定している（試験規程）。

さらに、成績評価の客観性と厳格性を担保するため、本学ではかねてより GPA を用いた数値化を導入している。計算方法は 90 点以上（S 評価）を 5 ポイント、80 点台（A 評価）を 4 ポイントとし、以下 B 評価は 3 ポイント、C 評価は 2 ポイントで D 評価は 0 ポイントとして平均値を算出するもので、この算出方法は「履修ガイド」に明示し学生に周知している。学生は自らの学業パフォーマンスが全体のどの位置にあるのかを GPA の数値で判断することができるので、現状の学修成果の確認と今後の学修方針の確定に役立てることができる。また、アドバイザーも自分の受け持っている学生の学修状況が分かるので、学生指導の有効な参考資料となっている。成績評価の客観性と厳格性をさらに担保する指標として、学生の GPA 数値の分布を学科ごとに集計しホームページの「公表情報」にて公表している。この資料によって、個々の学生は自らの学業成績の相対的位置を確認することができることに加え、各教員は自らの単位認定の厳格性を他教員と比較することができている。上記以外の利用方法としては、卒業時の学業優秀者の表彰（学長賞）、優秀学生賞（2 年次修了時の成績をベースに選定。薬学部は 4 年次修了時）の表彰や学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定などがある。なお、現段階では GPA の数値を卒業要件、進級条件、退学勧告等に用いてはいるが、当該学期の GPA が 1.5 以下の学生に対しては、アドバイザーが個別に面談し、学業への励ましや必要に応じたアドバイスをすることになっている。

卒業・終了要件に関しては学則第35条に規定するとともに、各学科の履修ガイドに詳しく記載して全学生が確実に理解するよう努めている。履修ガイドには、各学科で卒業に必要な単位数を明示するのはもちろん、各学年への厳格な進級要件や終了要件として本学が重視している学外実習に関する解説も掲載して学生への周知を図っている。

<学位授与に関して>

学士の学位授与は各学部教授会の議に付し学長が決定する。具体的には、各学科のそれぞれの修了要件を学生ごとに厳格に確認したうえで、3月の下旬に開催される卒業判定会議において認定している。DPにのっとり、学位授与の客観性と厳格性を担保するために、社会福祉学科を除く全学部学科において卒業研究（論文）を課しており（社会福祉学科は選択制）、学生は3年次後期よりゼミ配属となり（薬学部は5年次より）、指導教員の厳格な指導のもと、学びの集大成となる卒業論文の完成を目指す。卒業研究の質の担保については、各学科ともに公開での中間発表会及び最終発表会（学外の関係者にも公開）を開催し、研究成果の確認をするとともに、指導教員以外の意見や指摘を参考に質の向上を目指す機会としている。

さらに卒業研究の審査基準として、複数の学科でルーブリックを用いた客観評価を取り入れている。例えば、薬学部薬学科では、卒研態度の評価基準として7つの能力をルーブリック評価するとともに、論文の評価基準として5つの能力を設けルーブリック評価を試みている（資料4-30）。

<大学院の学位授与>

大学院の学位授与に関しては、全研究科において学位取得プロセスを公表しており、大学院生の修了要件は、所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ、修士課程及び博士前期課程においては修士論文、博士後期課程においては博士論文の提出、そしてその審査及び最終試験に合格することと大学院学則19条及び20条で規定している（大学院生ハンドブック）。また、適切な学位授与を行うために、学位規程を設け、学位授与に係る一連の過程を規定している。学位論文の作成にあたっては、学生が提出する研究課題および研究計画に基づき指導教員が綿密な指導計画を立てて指導にあたるが、研究と論文の質を担保するために、それぞれの研究科で修士論文、博士論文の「学位論文審査基準」を設けて大学院生ハンドブックに公表している。例えば、健康福祉学研究科では修士論文の審査基準として、研究能力と専門性を証明するための6項目を設けて論文を厳格に審査するとしており、保健医療学研究科では同様に6～7項目を設けている。博士論文の審査基準としては、健康福祉学研究科と薬学研究科ともに、(1) 独創性・学術的価値、(2) 課題設定の適切性、(3) 研究方法の妥当性、(4) 内容の適切性、(5) 論旨の一貫性、(6) 倫理性の6項目を設定するとともに、論文の主要な部分が論文提出者の単著または筆頭著者とする原著論文として、査読制度のある学術雑誌に掲載されていることを条件としている（健康福祉学研究科では、単行本形式の学術書としての出版でも可）。

*平成28年度に大学の認証評価を受審した際、薬学研究科および健康福祉学研究科博士後期課程において学位論文審査基準が明示されていないとの指摘を受けている。この件に関しては、28年度中にそれぞれの研究科委員会にて明文化の協議・決議をして29年度の大学院生ハンドブックより明記している。（改善報告書 資料4-19）

さらには、健康福祉学研究科では修士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ、博士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ（資料4-31）を作成し、論文審査における手続きや認証について、また最終試験の手続きについて取り決めている。保健医療学研究科では、最終試験審査基準を設けている。

こうした一連の取り決めによって、論文審査を担当する主査、副査により厳格に論文を審査する体制を築くとともに、全員に公開の中間発表及び最終発表を義務付け、学位授与の適切性を担保している。論文審査にあたっては、原則として主査は指導教員以外とし第三者が厳格に審査する体制を取っている。このように各研究科及び専攻の教員による検証を受けた後、研究科委員会によって学位授与につき慎重な議に付し学長が学位授与の可否

を決定している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学修成果を把握及び評価するための方法の開発

大学基準4では、大学は DP に示した学修成果の修得状況を把握し評価しなければならない旨が謳われていることから、本学でも学生の学修成果を把握し評価するために様々な観点からのアプローチを試行しながら、指標としての適切性・有効性を考察・検討している。以下、大学としてまた特に本学の特質を考慮したうえで、現段階で有効と考える指標を挙げるとともに、これらの指標に沿った学修成果の把握とアセスメント評価の試みを紹介する。

<単位及び学位修得状況>

本学における学修は、各学科学位プログラムのカリキュラムマップに沿った講義の履修によって為されている。各講義科目は DP をベースにした知識・技術・態度等を身につけるべく作成された教育課程の中で配置されていることから、基本的には、各学科の指定する進級要件や卒業要件を満たして卒業に必要な単位数の修得がなされることをもって、DP に明示した学習成果が達成されたと判断することには一定の妥当性があると考えられる。本学では、シラバス上で当該科目と DP との関係を明示していることより、当該科目が DP のどの部分を充足し、どのような力を身に付けさせようとしているのか明確にしている。よって、カリキュラムに沿って科目を履修し卒業に必要な単位数を取得することで、DP が充足されるという仕組みが基本的に確立されている。入学者のうち標準的な修業年数（薬学部は6年間、それ以外は4年間）で卒業要件を満たし学士の学位を取得した学生の割合（リテンション率）は、2020年度に卒業した2017年度生でみると、医療情報学科 92.0%、社会福祉学科 88.3%、健康栄養学科 92.0%、看護学科 93.0%、理学療法学科 85.7%、子ども教育学科 92.1%とたいへん良好な数字を記録できている。過去3年間でみても、年度による変動が見られる学科もあるが、90%という高いレベルを概ね達成しており、多くの学生がしっかりと DP 及びカリキュラム編成方針に沿って学業を積み卒業要件を満たし卒業している状況が見て取れることより、（資料 4-32）、各学位プログラムとも学生に対する教育の基盤は確立されていると評価できる。このうち薬学科の数値が他学科よりも低いものとなっているが、これは6年次の卒業研究の単位認定において、所定の期間内に単位認定に至る十分な成果を上げられなかった学生に対してさらに半期の卒業研究を行わせ、再度単位認定の後、卒業判定会議において学位授与の可否を判定し、可となった学生に9月に学位授与を行っているという、卒業認定の厳格化を徹底している事情によるものである。

<卒研・卒論評価>

学位授与条件及び卒業要件において、各学科が重視しているのが卒業研究とそれをまとめた卒業論文の質である。卒業研究及び卒業論文は4年間または6年間の学習の集大成として為されるものとの位置づけをしているので、その質は教育および学習の成果を反映するものと各学科共通に理解している。既述したとおり、研究の指導体制の整備と論文の質の担保、論文審査体制の厳格化は各学位課程とも適切に構築しているため、審査を通過した卒業生の論文の質は各学科とも適正に保たれていると判断できるとともに、卒業研究の修了者はその過程において、問題発見能力・解決能力、思考力や主体性、表現力・コミュニケーション能力などの研鑽がなされていると思料する。なお、論文発表および論文審査を通過した学生は各自製本し学内に所蔵するシステムができていたため、各課程歴代の研究・学習成果が学内に綿々と残され実績として積み上がっている状況がある。これらは関

覧可能であるので、本学学位課程のプログラムを評価していただく際の一参考資料となり得ると考えている。

<GPA 評価>

GPA は学生が各授業においてどれだけ真摯に取り組む、どこまで学修が身につけているかを数値で表わすものであり、本学では学生の授業パフォーマンスや学修成果を評価する指標の一つとして取り扱っている。既に記載したとおり、本学では成績評価は相対評価方式ではなく絶対評価方式を採用しており評価結果において教員間のばらつきがあるのは事実である。しかしながら評価に当たっては、授業への出席、講義参加度、ミニッツペーパー・リフレクションシート、小テスト、レポート、中間テスト、期末テストなどの状況をもとに各教員が厳格に評価していることから、良好な GPA は学生が着実に知識・技術・態度を身につけていることの証左となるものと認識している。

また、学修成果としての GPA を重視し、学生のモチベーションを向上させるために2年次終了時点での GPA 優秀者を学科ごとに表彰する制度も導入しているし（既述）、卒業時には GPA 優秀者に学長賞を授与している（既述）。以上の点から勘案して、GPA は直接評価・質的評価を為す客観的な指標に近いものと、本学では判断するに至っている。具体的にみると、例えば健康福祉学部における 2018 年前期の GPA 分布を見てみると、2.0～2.5 つまり平均「良」～「優」評価を受けている学生が中心的で、3.0 ポイント以上という高評価の学生も多い。この分布からは、学生が授業内容を適切に理解し学修内容を身につけているという状況を知ることができる。他の学部の GPA 分布も概ね類似の傾向にあり、学生が学位プログラムのカリキュラムを順調に履修しており、DP で意図している学修成果を適切に獲得している様子を見て取ることができる（大学ホームページ 公表情報内 GPA 分布および資料 4-33）。しかし一方で、1 点台や少数ではあるがそれを下回る学生がいることも分かる。こうした一部の学生は、十分な学修成果が得られていないという懸念が残るため、アドバイザーを中心に個別指導を行っている（GPA1.5 以下の学生に対する指導—既述）。

<国家試験等合格率>

高度専門職養成大学として本学が特に重視しているのが、各学科で想定している専門職となるのに要求される資格試験の合格率である。多くの学科で国家資格を中心としたこれらの試験に対応した指定科目やモデルコアカリキュラムに則った教育課程を構築し学生の教育に当たっているため、国家試験は学生に必要とされる学修が身につけているかを測るアセスメントテストとしての性質を持つことになり、この合格率は学位プログラムレベルの学修成果を最も端的に表す指標として、かつ量的・直接評価を為す客観指標として最重視している。もちろんその背景には、外部の方（企業、病院、施設等の方、高校の生徒さんと先生方など）や、なにより最大のストックホルダーたる本学学生およびその保護者の方が、本学の教育の質、学生の質を判断する最重要項目としてこれら合格率に注目しているという現状がある。

以下、各学科の状況について概観を俯瞰する。

・**医療情報学科** — 医療コースの中心資格である診療情報管理士（日本病院会認定資格）の合格率推移では、平成 27 年度に医療コースの受験者 30 名全員の合格を達成して以来（全国平均は 50%程度）、28 年度は 90%（全国 45%）、29 年度 100%合格（全国 66%）を達成し、直近 3 年間もほぼ全員合格の好成績を維持している。特に、COVID-19 拡大による悪影響が懸念された令和 2 年度においては、これまでの指導方法が制約を受けるなか、新たに診療情報管理士の実務経験を有する助手を採用し、新指導体制を構築して個別指導の強化を図ったこともあり、受験者 29 名全員の合格を勝ち取ることができた。診療情報管理士においては、すでに全国でも指折り有数の養成施設となっており、本コースの卒業生は東日本を中心とした多くの病院で診療情報管理士として活躍中であり、医療機関への人材供給拠点としての地位を築いている。

情報コースでは、全員が IT パスポート資格を取得し、基本情報技術者試験に挑戦する。

ITパスポート試験では、全国の大学で唯一のCBT試験認定会場となっており、学生は低学年のうちの取得を目指している。ただし、令和2年度は**COVID-19感染防止対策**の関係で、1年生が未受験となり、結果として合格者数は減少した。これらの学生は2年次（令和3年度）に受験し、概ね合格を果たしている。基本情報技術者試験では毎年10名の合格者数を目標にしているが、平成28年度からは情報セキュリティマネジメントという新しい試験が導入されたことで合格者が年度によって分散する傾向が表れている。平成30年度は基本情報技術者4名、情報セキュリティマネジメント3名、令和元年度はそれぞれ6名、9名の合格者を出している。**COVID-19蔓延下**の令和2年度は、春季（4月）の試験が中止となったものの、秋季（10月）に基本情報技術者で12名、情報セキュリティマネジメントで1名の合格者を出している。医療・情報コースともに概ね良好な学修成果であると言える。（資料4-34）

・**社会福祉学科** — 取得可能な3つの国家資格のうち、最も受験者数が多く知名度も高い社会福祉士国家試験において、平成29年度に飛躍的な伸びを見せ、50名以上の合格者を出した大学のなかで合格率が全国第5位（私大では3位）の72%という成果を収めた。以来、平成30年度は合格率69.5%（全国平均29.9%）、令和元年度は合格率85.4%（全国平均29.3%）と、全国の4年制大学の養成施設として有数の成果を上げている。**COVID-19感染蔓延下**の令和2年度においても、41名が合格し合格率87.8%という、この規模以上の受験者数を抱える大学としては全国1位の成績を上げるに至っている。この間の学生指導の詳細に関してはすでに述べたとおりである。

精神保健福祉士国家試験では、毎年受験者数が10名程度なので、しかもほぼ全員が社会福祉士国家試験との重複受験なので綿密で正確な分析は困難であるが、平成30年度に7名全員合格の100%（全国平均62.7%）を達成してから、令和元年度も11名全員合格を（全国平均62.1%）勝ち取った。**COVID-19感染拡大中**の令和2年度であっても指導を徹底したことで、受験者8名の全員合格（全国平均64.2%）を記録することができた。平成28年度までは合格率が全国平均か、それを若干下回っていたものの、社会福祉士試験と同様の指導強化を図ったことで、平成29年度は90%と全国平均62.9%を大きく上回り、現在では全国有数の養成施設としての地位を確立するとともに、極めて良好な学修成果を社会に示すことができている。（資料4-35）

介護福祉士国家試験では、令和2年度試験より改定が行われ、社会福祉士、精神保健福祉士同様、養成施設別の合格率が公表されるようになった。影響が懸念された2年度の合格率は9名全員合格の100%であった。

いずれの国家試験においても極めて高い合格率を示せたことから、DPに沿った学修成果を学生が身につけていると判断する有力な材料のひとつと評価している。

・**健康栄養学科** — 開学以来令和3年3月まで17年間に渡って卒業生を送り出してきているが、この間国家資格である管理栄養士国家試験で常に全国平均を上回る合格率を記録し続けている。平成30年度生の合格率は82名全員合格の100%（全国平均60.4%）、令和元年度生は98.7%（全国平均61.9%）、令和2年度は、80名中1名不合格の98.8%（全国平均64.2%、新卒管理栄養士養成課程校91.3%）となった。この間の学生指導については、すでに述べたとおりである。すでに健康栄養学科は管理栄養士養成課程として高い評価を社会から得る優良施設としての地位を築いているが、過去3年間においても極めて高い合格率で推移しており、当学科学生の学修成果を十分に表すデータであると判断している。（資料4-36）

・**薬学科** — 過去3年間の薬剤師国家試験の合格率推移は、平成30年度生が88.2%（全国平均70.1%、大学新卒平均85.5%）、令和元年度生が95.8%（全国平均69.6%、大学新卒平均84.8%）、令和2年度生が87.7%（全国平均68.7%、大学新卒平均85.6%）である（資料4-37）。このように直近3年間の成績はいずれも全国平均および薬剤師養成大学の新卒平均を超えており、それ以前のパフォーマンスからの顕著な伸展を提示することができた。後述するように、薬学科では従来からの学生個々の自主性に依拠した取り組みを中心

に据えた体制から、学科を挙げての組織的な支援体制への転換を試みており、そのあたりの効果が現れ始め学修内容が学生個々に順調に定着してきているのではないかと判断するところである。

・**看護学科** — 過去3年間の看護師国家試験の合格率は、平成30年度生 98.2%（全国平均 89.3%、大学新卒平均 94.7%）、令和元年度生 100%（全国平均 89.2%、大学新卒平均 94.7%）、令和2年度生 100%（全国平均 90.4%、大学新卒平均 95.4%）である。いずれも新卒平均を含めて全国平均を上回っているし、群馬県内の養成校としてトップの実績となっている。看護学科ではこれ以前も変わらずに全国平均をつねに上回る看護師合格率を計上してきており、教育の質と学生の学修成果を保証するデータであると評価している。加えて、保健師国家試験においても、平成30年度から令和2年度まで100%の合格率を保っており（同3年間の推移は、全国平均で 81.8%、91.5%、94.3%、新卒平均で 88.1%、96.3%、97.4%）と、こちらも極めて良好である。（資料4-38）

・**理学療法学科** — 過去3年間の理学療法士国家試験の合格率は、平成30年度生が 97.8%（全国平均 85.8%、新卒平均 92.8%）、令和元年度生が 97.2%（全国平均 86.4%、新卒平均 93.2%）、令和2年度生が 97.9%（全国平均 79.0%、新卒平均 86.4%）である。各教員がそれぞれの専門分野において対策講座を担当しており、いずれの年度も新卒平均を含め、全国を上回る良好な結果を残している。（資料4-39）

・**子ども教育学科** — 子ども教育学科では、教員採用試験と公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数がここでのアセスメント指標となる。教員採用試験の合格者数は、平成27年度に1期生10名が合格したのをかわきりに以降、15名、20名（いずれも既卒者は除く）と順調に合格者数を増加してきている。平成30年度は19名、令和元年度は19名と良好な成果を継続し、懸念されていた**COVID-19蔓延下**の令和2年度には23名の合格と、逆にこれまで以上の成績を上げることができた。なお、教員採用試験合格者の内訳は、例えば令和2年度受験者でいうと、小学校教諭16名、中学校英語教諭2名、特別支援学校教諭5名である。教員養成コース32名中29名が教員として就職している（任用職員を含む）というたいへん良好な結果を残している。公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数の推移は、平成30年度生が8名、令和元年度生が7名、令和2年度生が8名となっており、こちらも良好な成果である。（資料4-40）

以上のように、大学全体として各種資格試験において良好な成績を修めており、各学生が専門的学修内容をしっかりと身につけている状況が見て取れる。最も影響が懸念されていた**COVID-19蔓延下**の令和2年度においても、例年のように学生が夜間まで自主的なグループ学習を行うということが様々な規制によりできなかったという事情があったにもかかわらず、従来通りの好成績を継続することができたことは評価できる。

<就職率>

学位プログラムレベルの教育の質・学修成果の間接評価指標として、学生の就職率も有効な資料と認識している。学生が4年間または6年間、学業を修め成長してそれが評価され就職が決定するからである。各学科共に就職率はほぼ100%かそれに近い数値を記録しており、就職内定率は極めて良好である。薬学部薬学科の就職者数が入学定員と比較して若干少ない理由は、既述の通り卒業判定の厳格化から卒業者数自体が幾分減少しているからである。いずれにしても、高い就職率は本学学生に対する社会からの評価及び需要が高いものと判断することができ、学生の質を認めていただいている証左であると推察している（資料4-41）。

<学生生活・満足度調査>

本学では、学生の学生生活一般、学修態度、本学が提供している教育や学生支援に対する満足度等を把握するため、「学生生活・満足度調査」を長年に渡って継続的に実施している（全70問程度、簡易版は30問程度）。平成30年度の調査からは、「あなたは自身の学習によって、以前よりも必要な専門知識や技術の向上がはかれたと思いますか」という学習成果の自己評価を尋ねる設問を追加した。これによると、大学全体レベルで平成30

年度 86.4%、令和元年度 89.1%という高い割合の学生が肯定的な回答を残している。大学として最も懸念の大きかった **COVID-19 感染防止のために授業形態が変わってしまった令和2年度の調査では、79.5%**と若干の低下はあったものの約8割の学生が「向上がはかれた」と回答している（資料4-42）。このことから、学生の自己評価として、本学での教育によって学修成果が得られていると感じている学生が多数であることが理解できる。

<学外実習における学生評価>

学外実習は学生が学内の学修で身につけた成果を実践の場で試す機会である。また実習学生の評価を学外の方にさせていただくので、教育の外部評価の側面も持っている。現在、実習指導担当者による個々の学生の評価データは各学科とも保有しているが、学生評価を総合的に分析してデータとしてまとめたものは持っていない。しかし、農学部を除くすべての学科で実習は必修科目となっており、合格点をもらえない学生は卒業要件を満たすことができない点を考慮すると、高い率の学生が標準修業年数で卒業していることから、実習においても良好な評価をいただいていると推察できる。何より実習にあたっては、各学科の実習担当者による事前学習、事後学習、巡回指導が行われており、終了後には公開の実習報告会が開催されている。報告会では、学生がどんな経験をして、どんな技術・態度を身につけたのか、学生の成果を確認することができている。

<就職先への卒業生評価アンケート>

本学では、平成21年度より本学卒業生の評価を各就職先に問うアンケート調査を実施している。もちろんこれは、採用側の満足度や卒業生に対する意見・評価を確認できるとともに、本学教育内容の適切性に関する現状評価を確認し、問題点や改善点を把握して教育改善につなげるという目的が大きいのであるが、大学としては、採用側の評価は学生の学修成果のアセスメントにおける量的・間接指標と位置付けることができると考えている（学位プログラムレベル）。本学の教育による学修を収めた卒業生が、実社会でどのくらいの評価を得られるのかを知る指標となるものと判断している。アンケートは評価内容として10項目を設け、4段階で評価を判定していただき学科ごとに評価の平均値を集計している。結果は例年2.5ポイントから3.5ポイントの間に納まっており、極めて良好とまではいえないものの、良好な数値をキープし続けている。平成28、29年度の卒業生を対象に行ったアンケートによると、勤勉性、協調性、マナーといった項目で比較的高い評価が得られている一方、表現・応対力、理解・判断力、処理力といった項目に問題を残している。前回の点検・評価報告書でも述べたとおり、全体的にこの評価はわずかずつではあるが毎年向上を見せており、本学卒業生に対する就職先の評価が上昇傾向を継続していることが分かる。（資料4-43）

<卒業生調査>

教育と学修成果の評価を主目的に、平成30年度より卒業生を対象にアンケート調査を実施している。これは実際に本学で教育を受けた学生が本学の教育や自らの学修を振り返って教育内容や学修成果をどのように見ているのかを検証してみるという試みである。そして第1回目のアンケートを、本学を卒業して3年または10年経過した卒業生に実施した。アンケートのなかで、本学で身についた力についての質問では、規律性、傾聴力を挙げた卒業生が多く、実行力、柔軟性が続き、想像力、ストレスコントロール力は低位の回答となった。学生時代の教育プログラムへの満足度に関する質問には、6割の卒業生が満足と回答しており、比較的良好な結果となったものの、一方で10%の卒業生が不満足と回答している。また、本学で学んだことで現在役立っていることは、という質問に対して、専門での教育を挙げる卒業生が多かった。

一方、令和2年度に卒業後3年経過した卒業生に実施したアンケートによると、76%の卒業生が学生時代の教育プログラムに満足と回答し、不満足は極めて少数であった。身についた力では、発信力・傾聴力、働きかけ力、実行力、柔軟性、規律性などが上位に来ている。

卒業生調査はまだ開始したばかりで十分なデータの蓄積がなされているわけではないが、

3年間のデータ分析によれば、現場で職に就いている卒業生が、本学の教育内容および身につけることができた学修成果に関して、まだまだ改善の余地があるものの比較的好意的な印象を持っていることが判明した。(資料4-44)

<ループリックや学習ポートフォリオを活用した測定>

学習成果の把握手段としてループリックをどれだけ活用しているのか、大学全体として調査したことはこれまでない。よって、個人的または学科や各部署での利用率に関しては、現段階では明らかではない。とはいえ学内の様々な部署でループリックは利用されている。例えば、薬学科や健康栄養学科では卒業論文の評価にループリック評価を用いているし、複数の学科で推薦試験の小論文審査においてループリック評価を使用している。また、レポート提出にあたってあらかじめループリックを提示したうえで提出レポートを評価している教員も多い。薬学部では、学生の個々の能力を判定する手段として、共通ループリックを作成して学生指導に役立てている(資料4-45)。

学習ポートフォリオの利活用に関しては、まだ端緒についたばかりであるが、学科としては社会福祉学科が先行している。社会福祉学科では、国家試験の合格率向上と学修成果の可視化を目的に平成29年度より学修ポートフォリオを導入している。国家試験対策では、学生の学修状況の確認や模擬試験の状況確認、問題点の指摘等をポートフォリオ上で行っており、それが国家試験合格率の改善に結びついた可能性は高い。また下級生では学修の進捗状況のほか、面談結果なども教員画面に記入して各種の指導に活かして、学修成果の把握と教育改善に取り組んでおり実績を重ねつつある。学修ポートフォリオの利用は社会福祉学科に続き、医療情報学科、健康栄養学科、理学療法学科にも広がりつつあり、その利用法やそれを用いた指導法の精査が学科ごとに検討されている。

<学生による授業評価による測定>

本学では開講しているすべての授業において、学生による授業評価を実施している。学生に多くの視点から授業の評価を受けているが、授業の満足度に関して大学全体では、平成30年度前期が5点満点中4.32、令和元年度前期が4.27と高い数値であった。全面オンライン授業を実施した令和2年度の満足度は4.30と、従来と変わらぬ数値を得ることができたことは想定を超えた成果であった。

「授業によって自分の能力(知識・技能・ものの見方・考え方など)は高まりましたか」という学修成果を尋ねる設問に関して、COVID-19対応の前後で比較すると、COVID-19蔓延前の令和元年度の値が4.28、COVID-19蔓延下の令和2年度が4.32であり、懸念されていたオンライン授業による理解度の低下や能力涵養の不足はなかったと結論づけることができそうである。(資料4-46)

これらの結果から判断すれば、学生は自らが履修した授業科目の授業内容に満足し、適切な学修成果を修得していると自己評価していると言することができる。

<大学院における学修成果の測定・把握>

大学院における学修成果については、学位論文の質によってもっとも的確に測定することができる。学位論文の質の確保についてはすでに述べたとおりである。特に博士論文については、厳格な審査を通過したものを学内外に公開している。また、大学院においても学部同様の授業評価アンケートを実施しており、「必要な知識と能力学ぶことができたと思うか」との設問に対して、例えば平成30年度および令和元年度の大学院生のほとんどがそう思うと回答しており(資料4-47)、COVID-19蔓延下の令和2年度生も同様の回答をしている。さらに、授業満足度に関しても極めて高い評価が得られており、提供された授業から十分な学修成果を獲得していると学生が自己評価している様子を見ることができる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

・学修成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容・方法の適切性についての点検・評価と改善に向けた取り組みについては、従来各学科独自の取り組みに一任されていたが、現在では大学全体を対象として作成されたアセスメントポリシーに沿い、全学的な取り組みとして定期的な点検・評価が実施されている（資料4-48）。

以下それらのうちの主要なものを紹介する。

<国家試験等の対策に関する適切性についての点検・評価>

国家試験等の対策や合格率に関しては、各学部教授会にて定期的に点検・評価が行われ、指導方法の改善がなされてきていることはすでに述べたとおりであるが、国家試験等の合格率は本学にとって最重要指標のひとつであるので、内部質保証の観点からも、年度の合格率と指導方法について大学運営協議会にて各学科からの報告を受け点検・評価している（資料4-49）。平成28年度まで苦戦を強いられていた社会福祉学科が、大学運営協議会からの改善指摘を受け、指導内容や方法を刷新したことにより29年度以降合格率を飛躍的に伸ばしたことは紹介したとおりである。また、同様に薬剤師国家試験で苦戦していた薬学部は、大学運営協議会の指摘を受け学生指導体制を再整備して、平成30年度以降の合格率の向上を実現している。具体的には、まず得点目標を含めた経時的な「国家試験対策 試験予定表」を作成したうえで（資料4-50）、薬学部教務委員会に加えて、教育課程を検証しその結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつける活動を行う薬学教育研究推進センターを設置した。当センターは任期5年のコアメンバー（センター長以下3名程度）と、任期2年のサブメンバー（5名程度）から構成され、学生を5、6年次生、4年次生、3年次生の3グループに分けそれぞれにコアメンバーが指導担当者として配置されている。5、6年次生を対象とした教育支援では年間目標（ロードマップ）を作成し、これに基づいて6年次に開講される「総合薬学特別講義」国家試験対策補習、模擬試験など国家試験対策に関わる様々な活動を行っている。4年次は実務実習前の学修総括と共用試験対策、1～3年次は基礎学力補強について様々な支援が行われている。特に国家試験対策および指導を担当する特別部署として「薬学学修支援センター」を開設し、低学年用の基礎学力補強も含めた指導の強化が図れるようになった（資料4-51）。

COVID-19感染拡大による影響が懸念された令和2年度も、例年どおり或いはそれ以上の実績を残すことができ、そのことが大学運営協議会に報告され、成果の確認と指導・対策の適切性が了解された。

このように、学位プログラムごとと大学運営協議会での点検・評価によってPDCAサイクルを回すことによって、大学全体として良好な国家資格等合格率を確保することができる。

<中途退学者、留年者への対応>

本学学生の退学率は、全国の大学平均と比較しても高くはないレベルであるが【例えば、2020年度の退学率は1.2% 退学者数（32）/全学生数（2666）】、中途退学者数が増加するようなことがないよう各学部で学生対応や学生指導に努めている。各学部教授会では、個々の退学者について退学に至った経緯や理由をアドバイザーが報告し、全員での協議のうえ退学を了承するとともに、以降の中退学回避に向けての参考にしている。例えば、中退学者は授業出席率が悪くなる傾向が顕著であったため、欠席が目立ち始めた早期からアドバイザーが早期対応して、当該学生が抱えている問題を解決するよう試みたり、経済的問題を抱える学生支援のため大学独自の奨学金制度を充実したりしている。こうした諸々の取り組みにより、低退学率を維持することができている。

留年者に関しても同様に教授会にて協議が行われ、留年に至った経緯を全員で共有し、次年度以降の参考としている。また留年者に対する指導の徹底についても教授会にて確認している。

＜学生生活・満足度調査による点検・評価＞

既に述べたとおり、「学生生活・満足度調査」では、“学科が提供している教育に満足していますか？”、“学科の資格試験対策に満足していますか？”、“学科教員の学生対応について満足していますか”、“所属学科に満足していますか”など学科の教育内容や課程の適切性に関する設問を設けている。これらの設問に対して5段階評価で学生に回答してもらっているが、近年（令和元年、2年度）の結果をみると上位4、5段階評価（とても満足している、だいたい満足している）での回答が7割～8割5分を占めており、特に所属学科への満足度は84.1%（平成元年度）、87.5%（2年度）と、かつて60%台であった22～27年度の調査よりも明確な改善を示している（平成元年度の資格試験対策の満足度が63.3%と低めであるが、これは対策を経験していない下級生が「どちらともいえない」に多く回答したことによる）。これらの調査では、満足度が低い学生にその理由も尋ねており、各学科の教員がそれらのデータに適切に対応した成果が高い満足度に表れたものと推察できる。このように、学生へのアンケート調査では、本学の学位プログラムレベルの教育課程及びその内容、方法について、学生が良好な評価をしていることが確認できている。（根拠資料4-42）

さらに本調査では、学生の要望・意見を拾い上げるために自由記述欄も設けて広く学生の声を集めている。それらの声にどのように対応したのかも、アンケート結果とともに公開している。例えば、学生からの要望の強かった学内Wi-Fi設備の充実に関しては、令和元年度に全館でのWi-Fi接続が可能になるに至っている。

同様に本調査では、学生の学修実態の把握として学修時間に関する調査も行っている。本学では、国家試験受験のため最終学年時での学修時間が増加する傾向があるが、それ以前の学年での学修時間が不十分であるという問題を抱えており（平成28年提出「点検・評価報告書」に記載）、令和元年度までの調査でも、幾分の改善は見られるものの問題解決には至っていない。改善の方策として、単位の実質化の動きとも呼応してシラバスに学修の目安となる授業回ごとの予習・復習の必要時間数を記載するなど、学生の学修を促進する取り組みを行なっている。令和2年度はオンライン授業による課題提出への対応で、若干の改善が見られたように思われるが、今後の更なる改善が望まれる。

大学全体レベルでの教育課程の点検・評価のためには、“自身の学修によって、必要な専門知識や技術の向上がはかれたと思いますか”や“本学が提供している教育に満足していますか”、という設問を設けている。平成30年度から令和2年度の回答では、前者の設問で、87%（平成30年度）、89.1%（令和元年度）、79.5%（令和2年度）の学生がポジティブな回答を寄せており、専門課程の教育に良好な印象を持っていることが確認できる。後者の設問においては、ポジティブな回答が、70.8%（平成30年度）、73.5%（令和元年度）、75%（令和2年度）と、良好ではあるものの改善の余地が示唆される結果が得られた。

以上の結果から、本学学生は学科の専門教育や資格試験対策には高い満足度を有している一方で、専門以外の教育（例えば、教養教育、汎用的能力を養成する教育、正課外教育などが考えられる）においては、更なる高評価を得るために検討の余地があることが分かったので今後の課題となる。

＜COVID-19蔓延下における教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価＞

令和2年度のCOVID-19蔓延下においては、本学の教育課程が適切に機能していたのかを学科レベル及び大学全体レベルの双方において検証した。まず、授業の実施態勢については、オンライン（リアルタイム+オンディマンド）、オンライン・対面併用の2通りの方法で、ただし、対面授業は徹底した学生の感染対策管理のもとでの実施となった。こうした授業態勢は、感染症対策本部より定期的に大学運営協議会に報告して了解を得るかたちで行われた（資料4-52）。中途退学者や留年者がCOVID-19感染拡大において増加したという実態はなかったが、こうしたケースにおける対応は学科レベル・学部レベルで行われた（既述）。最も懸念されていた国家資格等の対策に関しても、学科レベルで適切に行

われ、大学全体として高いパフォーマンスを示すことができたことを大学運営協議会にて確認が行われた（既述）。「学生生活・満足度調査」では、例年と比較して教育・学修面での満足度低減がなかったことが確認されたのは、すでに述べたとおりである。また本調査では、オンライン授業に対するネガティブ評価についても聞いており、学生がどのような点をデメリットと感じていたかを明らかにした。調査結果は、各学部教授会にて報告され、改善のための参考データとして紹介されている（資料4-53）。

<外部評価の活用>

2016年度に受審した大学認証評価において指摘を受けた事項においては、指摘を受けた担当部署において改善方策を策定し、改善を実施している（既述）。その過程では、改善案をFD・自己点検委員会でまとめ大学運営協議会に報告し、その適切性についての審議を経たのち大学基準協会に提出している（資料4-54）。

本学では、定期的な点検・評価活動を遂行するため、2016年度の受審から3年、3年、1年のインターバルで点検・評価報告書を作成することを決定している。これに伴い点検・評価活動の質の向上を目指して、毎回複数名（3名程度）の外部有識者からなる外部評価委員会の点検・評価を得ることとしている。外部評価委員会は、教育内容や学生の学習成果を含め本学の点検・評価報告内容を検証し、必要な提言を述べることになっている（資料4-55）。

前回平成30年度の点検・評価報告書の作成時には、3名（大学学長2名、外部有識者1名）の外部評価委員に就任していただき、貴重なご意見や示唆をいただいた。ご指摘いただいた事項については、その対応や回答をお伝えしたとともに、対応の適切性については、大学運営協議会にて協議し了承を得ている（資料4-56、4-57）。

大学院の健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻では、医療機関の情報化や合理化、経営改善など実践的な教育を実施することで、文部科学省職業実践力育成プログラム（BPプログラム）に採択されている。BPプログラムの定期的な点検・評価のため、毎年外部有識者による外部評価を受けている。4名程度の外部有識者（医療関係者）に来学していただき、BPプログラムの紹介と教育内容の解説を行ったうえで評価者の意見や指摘をいただいてプログラムの改善に活かしている（資料4-58）。

<卒業生アンケートによる点検・評価>

前項で述べたとおり、本学では平成30年度より毎年、本学を卒業して3年及び10年経過した卒業生を対象に本学の教育に関するアンケートを実施して、点検・評価、改善のための活動に努めている。まだ分析するのに十分なデータが揃っていないわけではないが、本学の教育内容及び身につけることができた学修成果に比較的好意的な印象を持っていることが分かった。とはいえ、およそ1割の社会に出た卒業生が不満足と回答しており、身につけることができた成果で低位に回答された項目と併せて、改善の必要があることも認識できた（資料4-44）。本アンケートは、各学部教授会にて報告され、点検・評価を経て今後の改善活動に活かしていくことになっている（資料4-59）。

<卒業時アンケートによる点検・評価>

平成30年度より大学全体レベルでの学生満足度や学修成果を確認する目的で、全卒業生対象に「卒業時アンケート」を実施している（回収率はほぼ100%）。“期待したような学修成果が得られましたか”、“所属学科のカリキュラム、授業などに満足していますか”、“学生生活を振り返って満足していますか”といった質問に対し、4段階評価（どちらとも言えない、というような中位評価は排除しての選択）で回答してもらっている。

資料にあるとおり（資料4-60）いずれの質問に対しても95%を超えるほどのポジティブ回答が寄せられており、本学が提供する教育課程や学修成果に関して、学業を終了したばかりの学生からは多大の支持を得られていることが確認できた。

アンケート結果は、各学部の教授会で報告され、全教職員間で共有されている（資料4-61）。

<3つのポリシーにかかる点検・評価① アセスメントチェック表>

各学科の学位プログラムごとに設定されている3つのポリシーと、それに沿った教育課程や学修成果を点検・評価するため、本学では複数の手法を導入してその適切性を担保する試みを行っている。

まず、各ポリシーの個々の項目ごとに、どういった指標を用いてどのようにアセスメントしたのかを表としてまとめた「アセスメントチェック表」を全学科で作成することとした(資料4-62)。各学科の教育が、3つのポリシーに沿って適切に実施されているか、また学生が適切な成果を得られているかどうかといった点検内容が一覧表のかたちで簡潔に表されており、改善に向けての検討も併せて行われているので、当取組みを毎年実施することによって、ポリシーに沿った教育課程の改善・向上が図られるシステムの構築を目指したものである。

チェック内容や検討事項は学科内で精査されたのち、各学部教授会にて詳しく報告され教職員間で共有されている(資料4-63)。

<3つのポリシーにかかる点検・評価②3つのポリシー定期点検会議>

次に、3つのポリシーの適切性を重点に、またそれに沿った教育課程が適切に構築されているか、十分な学修成果を提供できているかを点検・評価するため、学生の代表者、各学科関連の外部有識者の意見を取り入れるという趣旨のもと、平成30年度より「3つのポリシー定期点検会議」を全学科にて実施している。具体的には、毎年、各学科で学科長を含め選出された点検委員(FD自己点検委員、教務委員、入試委員など)と、ステークホルダーたる学生の代表者数名(教育改善委員)、関係機関の外部有識者数名(学外評価参画者)による会議を開催し、各学科学位プログラムの3つのポリシーに関して、そのポリシー自体の妥当性、ポリシーに沿って適切な教育や施策が実施されているか、現状と問題点、今後の改善の方策などについて話し合っている。

毎年活発な議論が行われ、教育改善委員や学外評価参画者から多くの意見が出されている。各学科ではその議事録を作成するとともに、それぞれの意見と学科としての対応を一覧表にまとめている(資料4-64)。作成した議事録と対応表は学部教授会に提出され、どのような意見が出されたのか、学科としてどのように対応するのか、といった情報を全学部教員間で共有している(資料4-65)。

各学部教授会で確認された学位プログラムごとの議事録および対応表は、大学運営協議会に提出され、大学全体レベルでの協議に付せられ承認を受けている(資料4-66)。

<3つのポリシーにかかる点検・評価③点検・評価結果に基づく改善>

各学科では、カリキュラム構成の基本となるモデル・コアカリキュラムが存在するケースが多く、その指定科目が変更となるたびに教授会にて科目の見直しを審議していることもあり、カリキュラムの点検は定期的に行われている。このことに加えて、一連の3つのポリシーにかかる点検・評価活動によって判明してきた課題や問題点を受けて、カリキュラムの改正を始めとして様々な改善が実施に移されている。ここでは一例として、健康栄養学科が令和2年度に実施した点検・評価活動を受けてカリキュラムを変更した例を紹介する。健康栄養学科では定期的なカリキュラムの点検活動を実施しており、令和2年度は特に3つのポリシー定期点検会議を経て改定の必要を感じた「専門導入科目の充実」、「学年横断的な科目設定」、「卒業研究の見える化」をカリキュラム上に反映すべく、卒業生アンケートを実施したうえでカリキュラム改定案を策定した。現行の「管理栄養士実践入門」、「有機化学Ⅰ」、「有機化学Ⅱ」の内容を再編成して「管理栄養士論Ⅰ」、「管理栄養士実践演習」、「有機化学」として新規開講することで改定の主旨を充足するとのことである(資料4-68)。このカリキュラム変更は、令和3年度の教授会にて審議されたのち大学運営協議会に提議され協議される予定である。

<自己点検・評価シートによる点検・評価>

平成30年度の大学運営協議会において、各学科、部局による「自己点検・評価シート」の記載と提出を全学的に実施することが審議され承認された(資料4-67)。このシートは、大学全体での自己点検・評価活動の活発化とPDCAサイクルの強化を促すことを主目的に

導入されたもので、大学評価機関である大学基準協会が示す点検・評価10基準の点検・評価項目ごとに、4段階での現状および改善にかかる自己評価をしたうえで、どこでどう評価したのか具体的な評価主体や評価方法、改善方策の記載が求められ、あわせて根拠となる資料の提出が必須とされているものである。まだ導入して間もないので有効性の検証が済んではいないが、今後の本学点検・評価活動において中心的な役割を果たすことが期待できる。基準4 教育課程・学習成果における点検・評価結果を、参考資料として提示する(資料4-69)。

以上説明してきたように、教育課程及び内容・方法の適切性に関しては、大学運営協議会を質保証の中心機関として、実働的には学科・学位プログラム単位が中心となりエビデンスに基づいてPDCAサイクルを回すことで改善・向上を目指すとともに、点検・評価の質を向上させるための取組みに力を入れている。国家資格等の取得に向けた教育については、試験結果をもとに改善・向上を目指した結果、すでに多くの学科で実績を残し、近年では社会福祉学科が成果をあげ現在は薬学科でも改善・向上が進んでいる。またこれまでは充分とは言えなかった3つのポリシーに対する点検・評価及び改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価及び改善・向上、を組織的に導入したことは新たな取組みである。加えて、大学基準協会の示す基準ごとの点検・評価項目個々に対して、学科学位プログラムごとにPDCAサイクルに沿って点検・評価の実を上げていくことで、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に大学として真摯に取り組んでいきたいと考えている。

(2) 長所・特色

本学では、2016年の大学認証評価の受審までに全学的に教育目標、人材養成の目的、DP、CP、APを整備し、学生に対する教育力の向上を目指し全学で継続的に点検、改善に努めてきた。この面でPDCAサイクルを回してきたことで見えてきた課題も多々あるが、現段階で本学の「教育課程・学習成果」において特徴的であることについて以下のような点を挙げるができる。

1. 各学科、研究科とも、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目ナンバリング等によって、各授業科目と教育目標や科目間のつながりを明確にし、履修パターンや学習の進め方を学生に分かりやすく理解させている。また、シラバスの整備を徹底し、授業科目とDPとの関係を明らかにした点や授業外学習の目安を提示した点は特徴的である。
2. 専門教育に至るまでの課程として、入学前教育—初年次教育—教養教育の充実が図られている。本学は全国的にも早期より、入学前教育や初年次教育を導入しており、学習支援センターとも連携を取りながら、数理科目や日本語ライティングの強化、基礎的教養の整備、主体的学修習慣の獲得、コミュニケーション能力の涵養等に取り組んでいる。大学や学生のグローバル化に関しては、ネイティブ教員による語学授業を増やすとともに、保健・医療・福祉系大学としては全国に先駆けて、多数の海外提携大学(保健・医療・福祉系)との学生相互派遣プロジェクトを毎年積極的に実施している。また、教養教育として多彩な講義科目を用意する中で、情報リテラシーやチーム医療アプローチなどの現代的課題に取り組む科目、キャリア教育やソーシャルスキル、ジェンダーなどの社会的な課題に取り組む科目、生命倫理や環境などの専門的課題に取り組む科目など、バラエティに富んだ科目群を提供し、専門教育へとつなげている。
3. 国家資格をはじめとした資格試験及び採用試験に対して教育の充実が図られ、良好な合格率を維持している。高度専門職を養成する大学としては、これらの試験対策は教育の根幹をなすものであり、合格率は学生の就職率や大学の評価そのものに直結するとともに、

教育の質や学習成果のもっとも明確な評価指標である言っても過言ではない。従前よりほとんどの学科で各試験において全国的にも屈指の合格率を上げてきたが、社会福祉学科や薬学科ではやや苦戦が続いていた。このうち社会福祉学科では、平成29年度に合格率の飛躍的伸長を記録して以来30年度以降も高合格率を持続し、薬学科も学科を上げて教育の強化に取り組んだ結果、平成30年度以降は着実な良化が図られている。高い合格率は学修成果のアセスメント指標として機能し本学が社会への責任を果たしていることの証左となっているとともに、本学教育に対する学生の高い満足度にも反映されている。

4. 卒業時の質保証を学内外に認識していただく指標として、先の資格取得率に加え、高い就職達成率がある。学生は入学直後よりキャリア教育を経験し、専門分野での複数回に渡る学外実習やインターンシップで職業意識や社会性を磨き、最終的にはキャリアサポートセンターの支援を受けて就職を達成していく。こうした一連の流れが教育課程に組み込まれていて、本学の専門職養成体制として出来上がっており、極めて高い就職達成率は本学教育の特徴となっている。

5. 授業改善に向けた取り組みや卒業研究・論文、学位論文指導の充実に努めている。学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観は長期に渡って続けられているし、アクティブラーニングやルーブリックのワークショップや学習ポートフォリオの説明会も行われてきた。学生の学修時間確保のためシラバスの整備やCAP制の導入も進み、学生を学修に導く体制作りは着々と進んでいる。学修の集大成としての卒業研究・論文の指導には各学科とも力を入れており、それぞれ公開での複数回の発表会やルーブリック評価を導入している。学位論文の指導では、学位規程や学位審査基準を設定・公表し、複数の公開発表会や最終審査など厳格な単位認定制度を設けている。

6. 平成30年度より、PDCAサイクルを適切に機能させる方策として、改善を含めた点検・評価体制を全学的に整備した。教育課程という視点はその中心を為すもので、具体的にはアセスメントチェック表による学科ごとの3つのポリシーの詳細な点検評価、学生や外部有識者を交えての定期的な3つのポリシーに関する点検会議の開催、委員会やセンターにおける年間活動に対する点検評価、自己点検・評価シートによる学科・部局の分野別点検・評価、さらに定期的な点検・評価報告書の作成等である。学科・学位プログラムレベルでのこうした新たな取組みにより、3つのポリシーそれぞれの適切性や達成状況、点検・評価10の基準の各項目の個別評価、等を実施することによって、またアセスメントポリシーに沿った様々な観点・指標による学修成果の測定・把握に努めることによって、大学全体レベルの自己点検・評価・改善活動の質の向上を目指している。点検・評価にかかるこれらすべての情報は、各学部教授会で共有され点検・評価を経たのち、大学運営協議会での審議を受けることで教育の質改善を実現し、内部質保証につなげていくべく取り組んでいる。

(3) 問題点

ここでは、教育課程・学習成果の分野でPDCAサイクルに基づいて点検・評価を行ってきたうえで浮かび上がってきた幾点かの問題点・課題について指摘する。

1. 学生の授業外学修時間が不足している。

学生の学修状況の調査により、以前より課題として取り上げられている問題である。国家試験の関係から各学科とも最終学年次の学修時間は確保される傾向にあるが、低学年における授業外学修時間の不足が適切に改善されているとは言い難い。単位の実質化に取り組む、シラバスには授業回ごとの授業外学修の方法を記載して学修時間の確保を呼び掛けているが、現段階では明確な効果は表れていない。

2. CAP（1学期に履修できる単位数）が学期によって24単位を越えている学科がある。
（本報告書に記載済み）

3. GPAの厳格化と利用について。

成績評価の厳格化に伴い、GPAの実質化や有効利用について検討しているが、これには改善の余地がある。現在は成績評価基準を大学として各教員に指示してはならず、各教員の絶対評価に任せているため、教員間でばらつきがある。ある程度の成績分布に関する規則を入れるのか今後考えてゆく必要がある。また、GPAの利用についても現在検討中で、現段階ではGPAを卒業や進級の判定または退学勧告等に用いていない。一部にGPA値が特に低い学生群が存在しているが、これらの学生に対する有効な指導・支援を考えていかなければならない。

4. アクティブラーニング、ルーブリック、学修ポートフォリオの全学的な利活用について。

学生の主体的な授業参加を促す手段としてのアクティブラーニングの有効性及び授業ごとに或いは学位プログラムごとに学生の学習成果を判断する手段としてのルーブリックの有効性は理解しているが、現段階までには全学的な状況調査は行っておらず、全学での利用率や浸透度は把握できていない。現段階では利用は原則、教員個人学科個々の判断に任せている。学修ポートフォリオの活用に関しても学科の意向に任せており、学科ごとの温度差がある。

5. 学生の活力を利用する体制の整備。

学生の活力を活用する試みとしては、社会福祉学科の「もりプロ」や看護学科のピアサポート、子ども教育学科の「活力向上委員会」などがあるが、全学的には学生を巻き込んだ取組みは不十分である。オープンキャンパスや保護者会など、外部から多数の学外者が訪れるタイプのイベントなどでも現在は教職員がすべて運営している。今後は企画段階からの学生参画を試行してみることも必要である。授業改善や教育評価などで学生を巻き込む動きは始まりつつあるが、端緒についたばかりでまだまだ不十分である。学生を巻き込む取組みは大学全体の活力を向上させるだけでなく、学生への教育効果も高いことはよく知られていることであるので、今後さらに最大のステークホルダーである学生の参画を積極的に図っていく体制の構築を考えていかなければならない。

6. 外国人留学生が少ない。

グローバル化は進みつつあり、短期プログラムで本学を訪れる外国人留学生は多いが、正規学生として入学する外国人留学生の数は極めて少ない。これは、本学の特質上、国家試験に合格することが求められるプログラムということがあり、外国人留学生にとっては少々敷居が高く敬遠されてきたという事情を反映していると思う。しかしながら、グローバル化の進展と保健・医療・福祉分野の人手不足、外国人留学生が本学学生にもたらす教育的メリット（異文化理解、異なる基本的思考を有する人たちとの交流など）を考えると、正規外国人留学生の受け入れと教育に関して、大学として積極的に取り組むことが求められてきている。つまり外国人留学生の学生募集面にのみ注力するのではなく、彼らに対する教育面からの働きかけも必要である。

7. 職業的実践力の強化。

本学が提供している教育に対する学生の評価は高いが、卒業生や就職先へのアンケート調査によれば、職場での実践力に関する能力には改善の余地があることが判明している。国家資格に対する教育は高評価を得ているが、今後は実際の職場で必要とされる能力の養

成により強く視点を当てた教育の構築も考慮していく必要がある。

8. 大学院の授業スケジュール。

大学院において社会人学生の占める割合が高くなっているが、一部の専攻科を除いて、夜間や休日の開講など、社会人学生の利便性を考えたクラススケジュールが未整備である。各専攻科とも、授業を特定の日に集中させて実施するなど個々の学生の必要性に合わせた対応をしてはいるが、これからのリカレント教育や社会人教育を考えると改善の余地がある。

(4) 全体のまとめ

1. 学位授与方針及び教育課程の編成方針の設定と公表

本学では、すべての学科、研究科において授与する学位ごとに DP を定め、学生に対しては「履修ガイド」、「大学院生ハンドブック」に、社会に対してはホームページ上に広く公表している。DP の設定にあたっては、全学的に書式を揃えたうえで、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を、学生を主語にした形式で記載している。加えて、DP と連携した CP を定め、広く公表している。

教育課程の編成にあたっては、その順次性、体系性に配慮して授業科目を配置するようにしている。各学科では、指定科目やモデルコアカリキュラムに沿いながらも、学生が効率的に国家試験や採用試験に向けた学修を進めやすいよう独自のカリキュラムを構築しており、かつ学生が各学科で提供しているカリキュラムマップや履修モデル、科目ナンバリング等を参考に、履修がスムーズにできるよう配慮している。

2. 教育課程の適切性

高度専門職の養成を目的にしているので専門教育の充実を図ることは言うまでもないが、教養教育にも力を入れている。教養教育は入学前教育から始まり、初年次教育では大学での学修に必要な様々なスキルの修得を目指し、そして多くの特色ある教養科目を提供しながら専門教育につなげている。大学及び学生のグローバル化は近年特に力をそそいできた分野で、保健・医療・福祉・教育系の大学としては先端的と言える、海外大学との学生相互派遣を活発に行っている。社会の即戦力となるような専門職業人を養成するため、キャリア教育や就職指導を充実させるとともに、職業的自立を図るための教育として学外実習には各学科とも大きな労力と時間を割いている。

大学として授業改善に取り組んできており、主な取り組みには、シラバスの整備、履修登録単位数の上限設定、教員間の授業相互参観、学生による授業評価アンケート調査等がある。最近では特にシラバスの見直しを全学的に実施し、講義と DP との関連、各授業回と到達目標との関係、授業外学修の促進など、これまでは記載されてこなかった内容も盛り込んだシラバスを学生に提供するようになった。アクティブラーニングの浸透やルーブリックの活用などは、その方法や効果測定について、今後全学的に取り組むべき課題となっている。

学位授与と成績評価の厳格化については、評価の方法や条件を学生に明確に示しながら適切に実施することを心掛けている。学位論文の審査にあたっては、学士課程・修士課程・博士課程ともに、論文の審査基準を示したうえで、複数回の公開発表会を開催し適正に行っている。成績評価において成績分布に関する明確な学内ルールは設けていないが（今後の課題）、それぞれの担当教員の責任において厳格になされており、学生からの不満はほとんどなく概ね適切に行われていると考えられる。

各学位プログラムの専門教育については、各学科が質の確保を目指して最も重視しているところであり、ここから国家試験や採用試験の合格に結びつけている。具体的な試験対策にも各科真剣に取り組んでおり、合格率の向上を各学科の最重要課題のひとつと捉えながら、学生の指導に当たっている。

3. 学修成果の把握と点検・評価・改善

PDCA サイクルのもと適切な教育課程を編成するために、本学では様々な視点、観点から学修成果の測定と把握に努めている。大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルそれぞれを複数の指標を用いて点検・評価することで、その質の向上を目指してきた。そうして得られた結果を学科・学位プログラムごとに点検・評価し改善に結びつけてきたことで、良好な国家試験合格率・就職率、高い学生満足度などの好ましい結果につながったのではないかと思料している。また、3つのポリシーに沿って適切に教育課程が編成され学修成果につながっているかを定期的に検証する仕組み（3つのポリシー定期点検会議の開催、アセスメントチェック表・自己点検・評価シートの作成）を導入したことで、大学全体で点検・評価の質を上げるための体制が出来上がった。さらに、以上のような一連の取組みを、学部教授会を経て大学運営協議会に報告し、その場で審議し確認するというシステムが機能し始めているので、教育課程及び学修成果にかかる点検・評価は概ね適切に行われていると言えるのではないかと考えている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定めて、公表している。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判断方法

本学の建学理念を踏まえ、各学部学科・研究科の専門性を考慮した DP を定めている。DP に定める人材を養成することを目指し、教育方針、教育目標を定め CP を立てている。さらに、DP に則り本学での学修成果を得るために必要な要件として AP を定めている。AP は、DP および CP との整合を図るため、毎年各学部学科・研究科において検討を重ねている。

一例をあげると理学療法学科では、平成 30 年に改訂された理学療法士作業療法士養成施設指定規則に合わせて、DP と CP を見直し、その内容に合わせて AP も改訂した。

AP は、本学ホームページおよび学生募集要項に掲載することにより、学内外に広く公表・周知している（資料 5-1、5-2【ウェブ】）。このほか学生募集要項には、募集人員および入学試験日程、出願手続き等を、大学院学生募集要項には、募集人員、入学試験日程、出願資格、事前出願資格審査、出願書類、選抜方法、研究科については学生が取り組める研究分野、および担当教員等を明示している。

また、各学部学科が行うオープンキャンパスにおいて、入学試験の概要説明とともに AP、教育目標、教育内容などの説明を行い受験希望者への情報発信に努めている。さらに、高校訪問や進学説明などの機会には、大学案内（大学パンフレット）（資料 5-3【ウェブ】）とともに学生募集要項を配布し、当該課程に入学するに当たり習得しておくべき知識等の内容・水準等、学生の受け入れに関する情報を広く周知するように努めている。例えば、薬学部では AP の②として「高等学校までの履修内容のうち、生命科学の基礎となる科目、特に化学についての基礎学力を有している。」をあげ、DP 及び CP を踏まえた AP を明示している。また、学校訪問や模擬授業を通じて群馬県内外の高等学校教員に対しても、入学試験の種類や受験資格などの情報を提供している（資料 5-4）。高大連携事業として、高校と連携し 8 学科の専門分野でのキャリア形成を目指す高校生に本学の授業や実習を体験し、大学教員や学生と触れ合う機会を提供している（資料 5-5【ウェブ】）。

障がいのある学生の受け入れに関しては、学生募集要項に「特別な配慮を必要とする入学志願者についての注意」として記載し、特別な配慮を必要とする入学希望者からの事前相談には、随時対応している。具体的には、車椅子の使用が必要な場合、視覚などの問題で回答方式に配慮が必要な場合、白血病などによる易感染性に対する配慮が必要な場合など、受験者からこのような申し出があった場合は入試委員会や入試広報センターで協議を行い、できるだけ公平でかつ不利益がないように入学試験を受験できるように対応を行っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
 評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
 評価の視点4：公正な入学者選抜の実施
 評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は入試および広報の企画・運営にあたる専門部署として入試広報センターを設置している。また、入学者受け入れ方針 AP に基づいて学生募集と入学者選抜を実施するために、各学科教員と入試広報センター職員から構成された広報委員会ならびに入試委員会（資料 5-6、資料 5-7）を組織している。両委員会は毎月開催され、学生募集および具体的な学生募集活動の策定は広報委員会、入学者選抜に関する基本方針と入学試験制度に関する検証や改善策の検討・立案等は入試委員会にて行なわれ、その結果は学部教授会の議に付し学長により最終決定される（資料 5-8）。

学生募集活動は、広報委員会および入試広報センターが中心となって、各学科と連携を取りながら実施される。具体的には、大学案内や学生募集要項の作成、ホームページや各種メディアを利用した広報活動、オープンキャンパス、高校訪問、各種進学説明会、出張授業の実施、さらに高校からの学内見学の受け入れ等の活動がある。このように広く学生募集活動を行うことで多くの受験者を得て、より本学への入学志向が強く、質の高い学生の獲得を目指している。令和 2 年度と令和 3 年度は COVID-19 感染拡大に伴い、感染対策の観点から来校型のオープンキャンパスを制限し、配信型のオープンキャンパスを実施するなど広報活動を工夫した。

学生募集要項には入学検定料や入学後の学費等についても明記し、学生募集活動時に周知している。さらに、平成 30 年度入学試験からは「同窓生および在学生を持つ兄弟姉妹に対する支援制度」を取り入れた。具体的には、①兄弟姉妹に高崎健康福祉大学の同窓生および在学生を持つ受験生は、入学検定料免除・入学金全額免除とする、②兄弟姉妹に高崎健康福祉大学の在学生を持つ入学生は、兄弟姉妹が卒業するまでの授業料を半額免除とする、である（資料 5-1）。大学院の学生募集に関しては、研究科委員会での検証の結果、学内からの進学者確保の方策として、学部卒業見込み者や本学卒業者を対象に学費の減免制度を導入した（資料 5-9【ウェブ】）。

入学者選抜の基本方針としては、多面的な選抜方法や評価法によって多様な受験生の中から有為な人材を確保するよう工夫・改善に努めている。そのため全学部で総合型選抜、推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜を設定し、多様な選抜試験を実施している。また、編入学試験は、入学定員に満たないことを要件に健康福祉学部と人間発達学部の 2 学部で実施している（資料 5-10）。

総合型選抜試験は、学科の特性に応じ課題作成や小論文、集団討論などにより論理的思考力や他者と協働する力などの適性を審査し、個人面接により学習意欲や専門職として携わる意欲等を審査している。令和 2 年度までの AO 型入試では、第 1 段階として課題と書類審査に合格した者が第 2 次試験として集団討論や面接を受験する 2 段階審査としていたが、令和 3 年度に総合型選抜試験となり、志願者全員に対し集団討論や個人面接等の試験を行うこととし、より AP に合った学生の確保に努めている。一例として看護学科総合型選抜試験実施要項を示す。（資料 5-11）

学校推薦型選抜試験は、学校推薦型選抜（公募制）と学校推薦型選抜（指定校制）があり、募集要項の募集人数にはその総数が記されている。いずれも受験希望者の在学する高等学校長の推薦を受け、調査書の評定平均が一定の基準以上であることを出願資格としている。各学部学科で個人面談を行い、さらに薬学科においては基礎学力調査をその他の学科においては小論文を課し調査書の内容も含めた総合判定を行い、合格者を決定している。一例として看護学科令和 3 年度学校推薦型選抜試験実施要項を示す（資料 5-12）。

一般選抜試験は、本学で最重要視する学力試験である。受験生の多様なニーズに合わせて、各学部学科とも A 日程、B 日程の二期に分けて試験を実施している。さらに、A 日程

は2日間実施し、いずれか1日または両日の自由選択となっている。A・B日程とも受験地を本学の他に地方試験会場（A日程：札幌・仙台・水戸・宇都宮・さいたま・東京・新潟・長野・松本、B日程：宇都宮・東京・新潟・長野）を設け、受験の利便性を高める工夫を行っている。試験科目については、各学部学科のAPに従って、それぞれの日程ごとに必須科目と選択科目の設定を行っている。「英語」については英語外部検定試験の結果を英語試験の得点に換算する方法を導入しており、各基準に応じて配点された得点を「英語」の得点とみなしている。ただし本学の「英語」試験も受験した場合はいずれか高得点の点数を採用することとし、より向学心の高い学生の受験が増えるように工夫をしている。これらの詳細については学生募集要項に明示している。一例として令和3年度一般入試A日程実施要項を示す（資料5-13）。

大学入学共通テスト利用選抜試験も、受験生のニーズに合わせて前期・中期・後期の3回の日程を設定している。利用教科科目は各学部学科により異なるが、一般入学試験と同様に、学科に関係する主要教科目の学力を評価するための科目設定を行い、大学入学共通テストの得点結果のみで判定している。

特別選抜は、社会人選抜と外国人留学生選抜、帰国子女選抜の3種を設け、社会人・外国人留学生・帰国子女に対して配慮した入学試験を行うことにより門戸を開いた対応をしている。

入学者選抜試験の問題は、学長が委嘱した問題作成委員（資料5-14）によって作成されており、科目ごとに担当者会議を開催している。問題作成に際して、学習指導要領を遵守し出題が高等学校の学習範囲から逸脱することのないよう、問題作成委員は教科の学習指導要領と採用件数の多い教科書を参照している。また本学では入試過去問題活用することを宣言しており、よりふさわしい良問を用い適切な入学者選抜を行うこととしている（資料5-15【ウェブ】）。

入学試験の実施に関しては、まず入試委員会で入学試験実施要項の立案・作成を行い、各学部教授会によって審議され、学長の承認を得る。その後、試験担当者連絡会議の実施等により各担当教職員に入学試験業務の周知徹底を図ったのち、入試広報センターが中心となり、各学科から選出された入学試験担当教員と連携をとりながら、入学試験実施要項に従い円滑かつ公正に入学試験を実施している（資料5-16）。

合否判定に関しては、全ての入学試験において、学科ごとの判定会議で、慎重に審査を行い、合格者候補を選定する。その後、学部判定会議の議に付し学長が決定する仕組みとなっている。学部判定会議は、学長、副学長、事務局長、学部長、各学科の全教員から構成され公正な入学者選抜を行っている。また、合否判定にあたっては、試験の得点をもとに順位をつけ、入学辞退者の予測をもとに合格者を高順位から決定している。

大学院入学試験においては、入学志願者が入学後の教育内容や学位授与に関するプロセスを理解し、研究課題を明確にした上で出願できるよう、出願前に指導予定教員と面談を実施している。また、大学を卒業していない志願者については、事前面談にて学力の確認を行ったうえで事前出願資格審査を実施しAPに合った学生の確保に努めている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程・博士課程>

- ・収容定員充足率

定員設定に関しては、教職員数および施設・設備の実績に照らし合わせながら財政上の健全性を確保しつつ、社会のニーズや時代の変化に対応して適切に設定していくことが大切となる。本学では、看護師不足に直面する少子高齢化社会のニーズに応えるべく、平成26年度より看護学科の入学定員を80人から100人に増員した。また、人間の健康に最も関わり合いが深く、かつ人類の生存に不可欠である安心・安全な食料の生産、その加工や保蔵技術、および流通などにかかわる人材を育成するために、令和元年度に農学部を入学定員100人として開設するなど、社会のニーズに合わせて適切に変化させている。

各入学試験の受験者数は様々な要因から年度によって変動し、それに加えて合格者が入学手続きを辞退するなど不確定要件も存在することにより、入学者数の予測は困難であるが、本学は、過去の合格者数・入学者数の動向や他の入学試験との併願状況等を慎重に分析することにより、適切に定員の設定を行っている。その結果、過去5年間の入学定員充足率は1.11と良好に管理できている（大学基礎データ表2、表3）。学科別にみると、医療情報学科は平成30年度の入学定員充足率は1.33であったが、その後は入学辞退者数の予測と合格者数を見直し令和3年度には1.10となった。一方、社会福祉学科においては合格者数を減少したにも関わらず辞退者が少なくなるという予測できない状況が起り、入学定員充足率の5年間の平均が1.24となっている。COVID-19感染拡大により生活様式が変わり、入学希望動機の変化や経済的変化があるように社会の変化に対応しての入学定員設定の見直しも今後進めることにしている。

定員管理を行うにあたって、入学者数の維持とともに重要なことは、受け入れた学生の離学率を低減させて、安定的な在籍学生数を維持し続けることである。そのためには、教育の質を高めるとともに、生活面・健康面でのサポート体制を充実していくことが重要である。本学では、学生のサポート体制として各学年に担任教員を置くことに加え、学生数人に対して一人の教員をアドバイザーとして割り当て、学習面だけでなく生活面においてもいつでも相談できる体制をとっている。また、カウンセリングルーム、保健室を設置し、対人関係や大学生活に関する相談、将来への不安に関する相談、精神的な不調や適応困難に対する相談等、様々な相談に対応できる体制を整えている。さらに、令和2年度に健康管理センターを設置し、保健室および本学に併設する附属クリニックと連携し、学生の健康管理を行っている。本学は、このようなきめ細かいサポート体制により離学率を低減させて、在籍学生数を安定的に維持することに努めている（大学基礎データ表6）。その結果、過去5年間の収容定員充足率は1.10と良好に管理できている（大学基礎データ表2）。

学部の編入学生については、平成30年度まで入学定員を設けていたが充足率が低かったこともあり、令和元年度から入学定員に欠員が生じた場合に編入学生を募集することになった。令和元年度からの編入学合格者数は1名のみである。

大学院は、過去5年間の入学定員充足率は修士課程0.64、博士課程0.70、過去5年間の収容定員充足率は修士課程0.74、博士課程0.84である（大学基礎データ表2）。修士課程の入学者数確保においては、本学学部生の入学希望者の増加を目指し、学部生への広報活動を検討している。また、保健医療学研究科看護学専攻看護学分野では令和4年度入学試験から臨床経験5年の入学要件を削除し学部生が入学しやすいようにする。今後も社会状況に応じた入学定員を設定し、収容定数の充足に努めている。

点検・項目④：学生受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

| |
|---|
| 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|---|

本学では、APに基づいた学生募集および入学者選抜を志向するため、前述のように各学科の教員と入試広報センター職員から構成された広報委員会および入試委員会を毎月開催しており、ここで学生募集および入学者選抜について定期的な検証を行っている（資料5-16）。

各学部・学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学試験区分別で分析するなどし、推薦型選抜と一般選抜の入学定員数の配分の見直し、一般選抜における必須・選択科目の見直し、推薦型選抜における試験内容（小論文または基礎学力調査）の見直し、総合型選抜における実施内容（2段階選抜または1段階選抜か）の見直し、指定校推薦型選抜の指定校選定や評定基準値の見直し等、各学部・学科の実情に合わせて常に検証し改善策の立案を行っている（資料 5-17～20）。その改善策は、入試委員会に提案されて審議され、学部教授会での審議に付し学長が決定する。APについても、DP および教育課程の編成・実施方針との整合を図るため、毎年各学部学科・研究科において検討を重ねている。

入学試験問題の内容については、問題が出題範囲を逸脱していなかったか、問題のレベルが適切であったか、科目間の平均値の違いによって選択科目により不公平とならなかったか等、毎年、入学試験終了後に科目ごとに入学試験問題作成委員会を中心として検証を行い、報告書を作成している。

入学志願者の利便性を考慮し、平成 29 年度から WEB 出願登録制を導入している（資料 5-1）。編入学者の学生募集に関しては、平成 30 年度から、各学部・学科の編入学定員を廃止し、学生数が定数を満たしていないことを要件に編入学の募集を行うことにした。平成 30 年度の編入学者数は 1 名、令和元年度の編入学者数は 1 名、令和 2・3 年度の編入学者数は 0 名であった。

学生受け入れの改善・向上に向けた取り組みの一例を示す。

看護学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学試験区分別で分析・検証している。令和元年度入試では指定校の見直しを行った。令和 3 年度は総合型選抜の定員数の増加、次年度からスカラシップ選抜が導入されることに関して全体的な入試区分ごとの定員数の見直しを行っている。また、総合型選抜の集団討論課題、推薦入試・特別入試の小論文問題については、問題のレベルや評価表が適切であったかについて入試区分ごとに検証している。さらに、令和 2 年度から在学生の学習の取り組み状況や学生生活の様子等も含めデータを蓄積し学生の受入れの適切性を検証していくこととなった。

（2）長所・特色

各学部・学科では、適切に入学定員数の管理が行われている。平成 29 年度～令和 3 年度では、大学合計で 3000～3400 人程度の志願者数を毎年確保している。年度による変動、学科による差はあるものの、入学定員充足率は 1.05～1.17 の値を保っており安定した受け入れができています。

また、大学基礎データに示すように、各学部・学科では、適切に在籍者数の管理が行われている。平成 29 年度～令和 3 年度における収容定員充足率は、大学全体で 1.07～1.09 を保っており、学生に対するきめ細やかな指導により離学率を低減させて、入学後の在籍者数を安定的に保つことに成功している。

本学が、国家資格等の合格率（資料 5-22）と就職率（資料 5-22）で高い水準を維持し、かつ、生活面・健康面での学生のサポート体制が機能していることがこのような結果に寄与していると考えます。

本学大学院では、各研究科において、入学志願者は、受験に先立ち希望する指導教員と事前面接を行うことによって、当該研究科の目的・教育目標とともに、具体的な研究計画について相談したうえで入学試験に臨むことができる。この過程を経て選抜された学生の進路変更による離学は非常に少なくなっている。

（3）問題点

大学全体としては、学生の受け入れは順調に行われている。しかし、入学定員充足率をみると、平成 30 年度から令和 3 年度の 5 年間の平均は、8 つの学科のうち、1 学科は 1.2 を超えている。一方令和元年度に開設した生物生産学科は定員に達していない。また令和 3 年 3 月に大学基準協会から通知された「改善報告書」の検討結果では、理学療法学科に

において過去5年間の入学者数比率の平均が高いことが指摘されている(資料5-24)。そのため理学療法学科令和3年第5回学科会議において、入学者数が適正となるように入学辞退者の予測精度を高めることが確認されている(資料5-25)。

大学院研究科に関しては、修士課程5専攻のうち4専攻、博士課程は2専攻の内1専攻は入学定員充足に至っていない年度が多く、受験生確保が課題となっている。地方の私立大学というハンディキャップから、外部からの大学院入学志願者数の増加が難しいのが実状である。

(4) 全体のまとめ

現在、本学では概ね適切な定員管理が行われている。しかし、今後に関しては、減り続ける18歳人口への対応が最重要課題となる。

学生募集に関しては、これまでの対応に加え、引き続き高校生やその保護者、高校生の進路担当教諭の本学への関心と評価を高めるために、教育成果を一層高めるとともに事業としてオープンキャンパスや高大連携事業、出張模擬授業を充実させる。また、入学志願者の利便性を考慮し、WEB出願のような入学試験におけるインターネットの活用や「同窓生および在学生を持つ兄弟姉妹に対する支援制度」の導入など入学生の多様化や広報の充実に努める。

今後も引き続き高い国家試験の合格率と就職率を維持することにより、定員の充足・学生の資質向上を図る。そのためには、個々の教員の指導力、教育力の更なる向上が求められ、PDCAサイクルを効果的に回していくことが重要である

また、大学院においては、各研究科とも出願前の事前面談を採用しており、それは離学率の低減に寄与しているため、今後も継続する。

大学院の恒常的な定員未充足状態学生への対応として、高度専門職人材の育成における社会的ニーズの高まりに基づき、将来性のあるユニークな研究分野の活性化と学部学生の大学院進学への動機づけを強力に行うことによって、社会人の受け入れおよび学内からの大学院進学者を増加させることに注力する。この際、大学院進学者への経済的支援体制として学費免除に関する制度を拡充し、大学院学生をTA、RA(リサーチ・アシスト)として積極的に雇用することで対応したい(資料5-26)。また、現在研究科単位で行っている募集活動、広報活動については、全学一元的に推進するよう、入試広報センターを中心として体制を構築する。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、5学部8学科で構成され、食・医療・福祉・健康・教育の領域における専門職の養成にその特色を有する。本学の学生は卒業後専門職として我が国の少子高齢社会で活躍、貢献したいという明確な目的意識を持って入学してくる。したがって、本学の教員は、「建学の精神」を理解し、学生の学修意欲を喚起し、学生の目的達成に向けて学生に寄り添い、苦楽をともにすることに喜びをもって接することのできる人材であることが求められる。これらは、高崎健康福祉大学が求める教員像および教員組織の編成方針に示されている（資料6-1）。また、各学部および研究科においては学科・専攻ごとに、それぞれの人材養成の目的を踏まえて教員組織の編成方針を定め、所属教員に周知している。（資料6-2～6-16）

もちろん、その前提として大学教員として専門分野における学術上の最新の知識と技能を常に探求してそれを学生に理解できる教育方法で伝達する能力が求められることは言うまでもない。教員に関する要件と手続は高崎健康福祉大学教員資格基準（資料6-17、6-18）、高崎健康福祉大学教員選考規程（資料6-19）に示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置（【学専】 【院専】）
（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学各学部学科は学生教育、人材養成において定められ、広く周知されている教育課程を忠実に実行する責任を負っている。本学8学科中、健康福祉学部社会福祉学科、健康栄養学科、保健医療学部看護学科、同理学療法学科の教員並びにその教員組織は文部科学省大学設置基準と厚生労働省各種養成施設の設定基準をそれぞれ満たす教員で構成されており、各学科の専門科目の担当教員はそれに相応しい教員を配置している。また、健康福祉

学部医療情報学科、薬学部薬学科、農学部生物生産学科についてもその編成する教育課程における専門分野の教科科目の担当教員は研究の専門性とその業績を考慮して配置されており、学生の教育研究指導に相応しい教員組織と認識している（大学基礎データ表 1）。

教員組織としては、十分な研究業績を背景として若手教員の研究を指導でき、かつ学科運営に指導的役割を發揮できるベテラン教員、教育と研究の遂行にバランス感覚の優れたミドル層の教員、旺盛な研究意欲を有し、学生とのコミュニケーションに優れた若手教員で構成しており、さらにその多くは実務経験豊かで現場事情に精通している（大学基礎データ表 5）。また、海外出身教員は、人数は 2 人と少ないながらも英語教育や国際交流事業の学部横断的推進に貢献している。学科の特性によりそれぞれ異なるが、専任教員の男女構成は大学全体としては男性 57% 女性 43% で男性がやや多いものの極端な偏りはない。

（資料 6-20）

全学共通科目として教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群を開講しているが、その多くは各専門学科に所属している教員が担当している。本学の教員組織はその教育研究の遂行のために大学設置基準に定める専任教員数（138 人）をかなり上回る 201 人の専任教員で構成されており、各専門領域に関わる実務家教員も多数所属している（資料 6-21）。ただしリベラルアーツに係る専任教員が若干少ない（大学基礎データ表 1、表 4）。なお、全学共通の教養系科目として開講されている教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群等教養教育については、これら科目を担当する専任教員で構成される教務委員会教養教育専門部会において実施内容の検証を行っている（資料 6-22）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教授・准教授・講師・助教・助手に欠員あるいは増員の必要が生じた場合、「高崎健康福祉大学教員選考規程」（資料 6-19）に基づいて、学長が選考委員会を設けて募集活動を開始する。その場合、候補者を「高崎健康福祉大学教員資格基準」（資料 6-18）に照らして学位、研究業績書、教育経験、担当予定教科目への適合性等について採用選考審査会において書類審査を行い、さらに面接によって採否の判断を行う。採用選考審査の結果は、理事長に報告され、理事長の決裁によって採用を決定する。

教員の昇格については、毎年提出される教員評価実施基準（資料 6-8）に基づき毎年作成する自己評価・申告表（教育職）、研究業績（教員評価実施基準によると「教員活動状況調査票」とある）（資料 6-23）により、高崎健康福祉大学教員選考規程および各学科が独自に定めている教員昇格内規等に照らし、昇格が妥当であると学科長および学部長が判断した教員をその対象とする。大学運営協議会では「教員活動状況調査票」、研究業績書を資料として教育実績、学会活動、社会活動、大学運営上の貢献度等を評価するとともに、「高崎健康福祉大学教員資格基準」に照らして昇格が妥当であるかどうかを審議する。昇格が妥当との結論を得た教員については学長より理事長に報告し、理事長の決裁によって当該教員の昇格が決定する。

大学院研究科の教員人事は大学学部同様欠員が生じた場合には、各研究科の大学院教員資格基準に則り、学内教員から選抜することを基本としている。学部教員に適任者がいないときは当該研究科専攻長を中心に学外から候補者を選定することになる。大学院研究科担当教員の決定は研究科委員会での審議を通して行われ、その結果は理事長に報告されて理事長の決裁によって決定される。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD・自己点検委員会は、学部担当教員および大学院も兼任する教員が協働してその運営を行っている。FD・自己点検委員会はFDマップ（資料6-24）を作成し、全学のFD・SDの講演会・研修会のテーマ選定に利用するとともに、各学部学科においても作成を指導しており、学部学科の研修テーマ選定への利用を促進することで、より系統的・計画的研修の実現を図っている。

講演会は、FDについて、内部質保証、教育の方法、ハラスメント等について全教職員で共有化したい事柄をテーマに、研修会は学部単位でニーズに応じたテーマを選択して実施している。また学外で開催されるFDに関する講演会やワークショップへの参加についても推奨している。これらの開催実績を資料6-25に示す。

また、授業や出張等でFD研修会に出席できなかった教員のために、毎回研修会の内容を動画撮影したDVDを作成して各学科に配布し、供覧の便宜を図り、研修会成果の共有化を図っている。

なお、令和2年度はCOVID-19のため、全学合同のFD研修会は実施できなかった。

本学における建学の精神と理念、学生への教育や支援に対する取り組み（AP、CP、DP）等や一般服務規程、法令遵守等の教員が守るべき事項は、各教員に周知徹底を図るために次のように対応を行っている。まず新任教員は着任時に説明会で詳細に説明を行っている。着任時期によっては、適切な時期に研修が受けられない場合もあり、実施方法、実施内容、責任部署の明確化等改善が課題となっていた。一方、現職教員については、都度更新される最新の規程集が配布されていない場合もあり、様々な事象で運用上の不都合が生じることもあった。そこで、全教員を対象にしたアンケートにより、教員の活動に必要なとされる規定等の洗い出しを行い、「教員マニュアル」として整備し、イントラネットで自由に参照できるようにした。この教員マニュアルは、定期的に見直しアップデートを行っている。

本学教員の研究活動・社会活動等の成果は、教員業績管理システムに各教員が登録することとなっており、登録された成果は教員紹介として大学ホームページにも掲載されている。また「高崎健康福祉大学紀要」（資料6-26）に掲載し、国内の大学・研究所等に冊子として送付するという形で学外に周知している。「高崎健康福祉大学紀要」は年に1回発行し、その編集は図書館運営委員会が担当している。

また、学内の研究活動を推進するために創設された「学内共同研究」（資料6-27）は、研究活動の活性化と学部間交流に役立っている。採択テーマ実績を資料6-28に示す。（資料6-28）

教育活動、研究活動、社会活動等の教員評価については「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」（資料6-22）に基づき、「教員活動状況調査票」（資料6-23）の提出を平成19年度より毎年度実施している。評価項目は教員評価実施基準によると教育活動・研究活動・大学運営活動・社会貢献活動・特記事項の5項目となっており、教員活動状況調査票の教育・研究・大学運営・社会貢献・特記事項と整合がとれている。その運用は項目ごとに教員自身が5段階絶対評価を行い、各学科長の一次評価・学部長の二次評価を経て学長が最終評価をしている。この評価は教員の意識を高めるとともに、各学部からの教員の昇任・昇格の推薦基準として勘案されている。評価結果が必ずしも本人には知らされない学科もある。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学科は学科新設・各種資格養成に関わる指定規則等の変更・改訂ならびに教員の退職など、現状の教員組織や教育体制に変化やその対応の必要性が生じた場合、学科長を中心として教務委員会・実習委員会・資格養成に関わる教員が、現状の把握と問題点の抽出を行い、教員組織の適切性について定期的・適宜、点検・評価を行っている。

大学運営協議会は昇任人事の審査を行うことで教員組織の適切性に関して関わりをもっている。

教員組織の適切性の評価の一部として、各学部では、それぞれの学科の教育コースの特性に対応して、各学科から国家試験対策等の実施状況や実績を定期的に教授会に報告し、担当教員の配置、有効な教育方法やツールの利用方法などの情報の共有化を図っている。この検討は、各学部で年2~4回実施している。国家試験合格率（資料 6-29）などを見れば、こうした取り組みが教員組織の適切性を維持しつつ、教育効果を上げているものと判断しても良いと考える。

教育活動においては、毎学期末に実施する授業評価アンケート（資料 6-30）は、FD・自己点検委員会から各教員に対して、それぞれの担当授業の学生評価へのコメント記載を求め、授業の改善と教員の資質向上に関わるフィードバックを行い、結果をイントラネットおよび学生ポータルサイトに公開している。

FD 活動については、毎回名簿により出席者を把握し、実施報告書（資料 6-25）は教授会にも報告している。欠席者には研修会の際に撮影したビデオを回覧し視聴を求めるなどの工夫をしているが、参加率を更に高めるため、開催時期や時間帯の選択等の一層の工夫が求められる。

教員に欠員が生じた場合にも、速やかに補充ができており、教員組織は適切に維持されていると判断している。

教員は基本的には所属する学部における教育が主体となるため、教員組織の点検改善は学科に任される部分も大きい。例えば、健康福祉学部では教員の相互授業参観や公開授業、薬学部では薬学部研究発表会、人間発達学部では子ども教育学科活力向上委員会を組織するなど、各学部の事情に対応した活動も活発に行われている。

（2）長所・特色

本学は、食・健康・医療・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきている。最近の各種国家試験等の合格率は全国トップクラスを達成してきており、これは各学科の教員組織が有効に機能していることを裏付けていると考える。

（3）問題点

本学は、教養系科目の担当教員が各学部学科に所属する形態をとっている。また、医療情報学科教員が所属学科の専門科目に加えて多くの学科の情報リテラシー科目を担当している（資料 6-33）。学内の諸課題への対応するための委員会も数多く編成されており、こうした委員は学科単位で選出するため教員人数の少ない学科にとっては負担が相対的に大きくなっている。このように、教員の負荷に偏りが見られる点は改善を要する課題である。

（4）全体のまとめ

本学は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、食・健康・医療・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきた。最近の各種国家試験等の合格状況や就職内定状況は各学科の教員組織が有効に機能していることを明確に表している。これらの成果は教員の熱意に負うことも多く、今後、教員間の負

荷のアンバランスや年齢構成などの適正化を図っていく必要がある。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では入学するすべての学生が大学生活を問題なく過ごせるよう、大学全体として学生支援のための方針（「学生支援に関する方針」）を定めている（資料 7-1）。方針においては、（1）修学支援に関する方針、（2）生活支援に関する方針、（3）進路支援に関する方針と大きく 3 つに分けて示している。方針に基づき各種支援や環境を整備し、入学時のガイダンスで説明し、支援内容については学生生活ハンドブック（資料 7-2）に記載し、学生への周知に努めている。以下に「学生支援に関する方針」を示す。

この方針は、入学時及び在学時、就職や進学などの進路を含めた総括的な内容になっており、大学は学生にとって生活の場であることに鑑み、適切に定められている。

この方針については、平成 28 年度大学評価受審時には大学内での共有はあったが、その後関係者間での共有出来る環境に掲載されておらず、共有出来ているとは言い難い。ただし、それぞれの支援内容については、担当部局から学生への周知がなされている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

1) 学生支援体制の適切な整備

本学では「学生支援に関する方針」に基づき、後述する修学支援、生活支援、進路支援等を担当する部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、学生支援を行っている。また、本学では大学生活のあらゆる問題に対してきめ細かな指導が行き届くよう学年担任教員を配置しているほか、教員が全学生を少人数ごとに担当するアドバイザー制度を設けていて、各教員が各部署の協力を得ながら個別的な支援を行う体制を整備している（資料 7-2）。

2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

学生の修学支援は入学前教育から始まり、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みのなかで行われている。修学については、第 4 章で述べた教育に関する基本的事項は各学部の教務委員会で協議・対応し、大学全体については全学教務委員会で協議・対応している。また、学生の基礎学力向上を支援する目的で学習支援センター（資料 7-3）が設けられていて、理数系科目のリメディアル教育、文章理解・文章作成能力支援、日々の学習に対する相談や支援も行っている。英語、数学、化学などの授業では、学習支援センターの協力のもと学生の習熟度に応じた少人数教育を実施している。さらに、グローバル人材育成の目的で国際交流センターが設けられていて、関係する修学支援を実施している（資料 7-4）。

<学生の習熟に応じた補習・補充教育>

本学では、英語・数学に関しては習熟度別クラスによる講義を実施し、学生の習熟に応じた補習・補充教育を行っている。一方、学習支援センターでは主に理数系科目（数学、化学、物理、生物等）の補習・補充教育を行っている。学習支援センターでは他にも文章作成能力の支援（レポートの書き方、就職試験対策も含む）や、大学での学習準備に不足を感じている学生、資格試験・就職試験の基礎固めをしたい学生なども支援している。補習・補充教育は各学科の専門科目担当教員と連携を取りながら、学習支援センター主催の理数系講座を開講し、他にも、個別の学習支援や学習に関する相談も行っている。平成30年度～令和元年度の学習支援センター利用者数は自学自習者も含め年間約5000人、補講講座参加者数は年間約1000人に上る（資料7-5）。ただしCOVID-19への対応で学習支援センターは令和2年度は完全閉鎖となったため、利用者実績はない。センターの運営体制は、学習支援センター長（教学部長が兼務）のほかに、常駐のスタッフ（数学等の高校教諭経験者）、非常勤スタッフ（作文、化学、生物、物理担当）により月～金の週5日開室となっている。

学習支援センター以外でも、例えば薬学部では化学や生物の補習・補充教育、人間発達学部では高校教科の問題演習の授業など学部・学科での取り組みも行われている。英語に関してはTOEIC等資格試験対策の希望者には教員が個別に、会話力をつけたい希望者には国際交流センターが主催する「グローバルカフェ」やネイティブ教員による個別指導で学生の要望に応えている。

本学では毎年「学生生活・満足度調査」（「満足度調査」）を実施しているが、平成28年度と平成30年度の調査では「学習支援センター」の「利用者の満足度」を尋ねた質問項目が設けてあり、それぞれ「満足（「とても満足」と「だいたい満足」の合計）」の回答が77.2%、84.4%となっていて高い満足度を示している（令和2年度の満足度調査はCOVID-19対応版のため同項目が設けられていない）（資料7-6-1 p.13, 資料7-6-2 p.13）。調査の結果も合わせ、全体としてみると本学の「学生の習熟に応じた補修・補充教育」は適切に実施されている。

<障がいのある学生に対する修学支援>

本学では、障害者差別解消法施行に合わせて、平成28年4月より障がい学生支援委員会（委員会）を設置している（資料7-7）。委員会は、原則として毎月1回開催し、各学部・学科の障がい等のある学生の支援の現状について情報交換を行うとともに、個別のケースについてのより良い支援策の検討を行っている。

本学では、本人または保護者が特別な支援をアドバイザー等の教職員に相談し、申し出るところから対応が始まる。すなわち、申し出がアドバイザー等の窓口となる教職員から委員会（各学部・学科の委員で構成）に報告され、それについて委員会で協議し、具体的な支援の提案や助言が窓口となった教職員に伝えられ、実行されるという仕組みである。

委員会が動き出して5年近くが経過し、その間委員会に支援の申し出のあった学生への具体的な対処の他に、教職員向けの「障がいのある学生への支援の手引き」の作成（資料7-8）、「学生生活ハンドブック」に掲載されている「特別な配慮を希望する学生（障がい等のある学生）への支援について」の改訂（資料7-2 p.47）、他大学の実情についての情報収集などが行われてきた。

障がいのある学生に対する支援について、身体障害についてはほぼ適切な支援が個々のケースに即して実施されている。具体的には、足を怪我した学生に対し送迎バスに優先席を設けること、緊張が強い学生に対しては定期試験を別室で受けることを認めるなどの対応を行っている。最近では、発達障害・精神障害など、従来障がい学生と認識されてこなかった学生が増加する傾向にある。発達障害（およびその疑いや境界型を含む）・精神障害などメンタル面で特別な支援を必要とする学生は、対応が難しいのが実情である。支援の申し出があったケースについては、アドバイザーや委員会委員による具体的な支援（授

業や試験での配慮、学外の実習先への配慮依頼）、学内のカウンセリングルーム・学習支援センター・保健室との連携、学外の医療機関や障害者の就労支援機関との連携など、具体的な対処が実施されている。配慮・支援が必要だが申し出のない学生については、配慮や支援の必要性が顕在化しないためそれらが十分とは言えないのが現実である。修学の様子や成績からそれらの可能性について各学部・学科で検討し、支援の手が届くように取り組んでいる。さらに今後は、授業のみならず、実習や就職について全学的な支援体制を整備する必要がある。また、就職については、障害者の就労支援機関との連携だけでなく、他大学との連携も図っていく必要があると考えられる。

<留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応>

各学科の留年者、退学者、休学者の過去3年間の数を資料に示しているとおおり、本学においては定員に対する退学率は高くはないものの、更なる努力が望まれるところである（大学基礎データ表6、資料7-9,10【ウェブ】）。

留年者については薬学科では毎年一定数の留年者が出ているが（6%程度）、退学率は全学と同程度である（1.4%～2.5%）。留年者の状況把握と対応については、各学科が進級要件を満たしていない学生を確認し、アドバイザーが対応し、学生と十分に話し合い、学生・保護者の納得のもと、年度末の各教授会で審議し留年を決定する。留年が決定した学生に対しては、アドバイザーが翌年の修学計画を指導し、学期中も定期的に当該学生の修学状況を確認している。

休学者・退学者については、本学は資格や免許の取得という目的意識をもって入学してくる学生が多いこともあり、過去3年間の離学率（全学生数に占める退学者数の割合）は1.2%～2.3%と高くない数値である。退学理由の主なものは「進路変更」（「他の教育機関への入学」や「就職」）および「就学意欲の低下」となっている（資料7-10【ウェブ】）。休学や退学を希望する学生の状況把握はアドバイザーが行い個別に対応している。学生が休学や退学するケースでは、その前に授業への出席率が悪化するなど兆候が見られるため、各学科で必修科目を中心に学生の出席状況を教科担当者が常に把握し、欠席が目立ち始めた学生については学科会議で報告し、アドバイザーが早期に対応するなど安易な退学の防止に努めている。休学や退学の理由が妥当でやむを得ない場合は、保護者の了承を確認し、各教授会で審議・承認し、学則29条・33条及び休退学・転学科に関する規程（資料7-11）に沿った手続きを取っている。

少数ではあるが「就学意欲の低下」を理由とする退学者の抑止が課題と言えるが、全体として見ると、留年者、休学者、退学者は高くなく抑えられていて、これらの学生に対する対応は概ね適切に行われている。

<臨地実習・臨床実習対策>

本学では医療福祉系の学部を有するため、医療機関、福祉系施設、教育機関等での実習が数多くカリキュラムに組み込まれている。令和2年度はCOVID-19の蔓延防止の観点から、多くの実習協力機関から実習見合わせの申し入れがあった。そのため各学科とも厚生労働省が示すCOVID-19防止のための対応に関する事務連絡（資料7-12）に基づき、臨地実習・臨床実習の代替方法としての学内実習を実施した。例えば看護学科では定年退職した看護師や教員が模擬患者役となり実践に近い学内実習を実施した。また領域ごとに臨地実習実施可否が異なるため学生ごとにその実施状況の正確な把握に努めた（資料7-13）。

<奨学金その他の経済的支援の整備>

学生の修学に対する経済的支援として学内外の奨学金制度を整備し周知している。奨学金については学生生活ハンドブックに（資料7-2, p12）、特待生等の学費減免については学生募集要項に掲載し、案内などを配布している（資料7-14, 資料7-15）。奨学金については、入学時のガイダンスで説明し、募集時期には教授会で教員に周知するとともに、学

内掲示するなど学生への周知徹底を図っている。以下に主な奨学金の概要を記す。

(大学独自の奨学金)

① 高崎健康福祉大学奨学金

学業・人物ともに優れ、学修意欲が旺盛であるが、経済的な支援が必要な学生に対して、年額授業料の30%相当額を給付する(返済義務なし)。採用人数は大学・大学院あわせて年間70人前後である。採用にあたっては、本人の申請書(家計状況含む)のほか、アドバイザーの所見も参考に各学部の学生担当職員、学生課長、教学部長、事務局長の合議のもと受給者を決定する。

② 高崎健康福祉大学学生支援奨学金

採用に関する条件、手続きはアドバイザーの所見が不要な点を除き①と同じである。貸与型の奨学金で、貸与額は自宅生が月額30,000円、自宅外生が月額35,000円である(無利子)。採用人数は毎年、大学・大学院あわせて15人前後である。

③ 入学者選抜奨学金(特待生制度)

本学入学者選抜のうち、学校推薦型選抜および一般選抜A日程の成績優秀者を対象に授業料を減免する(返済義務なし)。学校推薦型選抜では1年次の授業料を全額または半額免除し、一般選抜A日程では卒業までの授業料を全額または半額免除、および1年次の授業料を全額または半額免除する。採用人数は学校推薦型選抜33人、一般選抜A日程58人である。(※「健大スカラシップ選抜」は令和4年度に記載予定)

(日本学生支援機構奨学金)

第一種、第二種、併用および家計急変による緊急採用の奨学金および給付奨学金について、学生への周知、相談、申請業務を学生課が行っている。貸与奨学金は平成30年度252人、令和元年度358人、令和2年度614人が採用され、年々増加傾向にある。また、令和2年度より高等教育の修学支援新制度が実施され、初年度は227人が採用された。

(その他の奨学金)

様々な奨学金が、各自治体、各種財団、病院、施設等から提供されており、学生課等で掲示、紹介、相談、申請等の業務を行っている。

(学費延納・分納制度) (資料7-15)

学費負担困難な学生への支援として学費延納・分納制度がある。毎期の学費入金をチェックし、半期を越えて未納の学生にはアドバイザーが対応し、支払い計画を学生とともに検討している。具体的には保護者との相談、学費延納・分納手続きの紹介、各種奨学金や大学が提携する学資支援ローンの紹介などを行い、学生の退学回避に努めている。

(その他の経済的支援) (資料7-15)

受験生のうち、兄弟姉妹に本学の同窓生・在学生がある者に対して、入学検定料免除(全員)や入学学金全額免除(入学者のみ)、授業料半額免除(兄弟姉妹が在学生の者のみ)を行う「兄弟姉妹支援制度」を平成30年度より設けている。

(新型コロナウイルス感染症拡大に関連する経済的支援) (資料7-16【ウェブ】)

令和2年度はCOVID-19拡大に伴い、以下の臨時の経済的支援を実施した。

① オンライン授業環境整備支援金

オンライン授業に必要な機器を整備するための支援金で全学生に一人当たり3万円を給付した。

② 新型コロナウイルス対策緊急支援金

高等教育の修学支援新制度の受給者に対する支援金として一人当たり20万円を給付した。

③ 家計急変者への授業料減免

国や地方公共団体がCOVID-19の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出ができる者等に対し、授業料の減免を実施した。

令和2年度はCOVID-19の影響が大きく、上記の他にも臨時の経済支援を求める学生た

ちの声が学内の調査等でも確認できた（資料 7-6-4 p.8）。

全体として見ると、学生に対する「奨学金その他の経済的支援」については概ね適切に実施されている。

3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

学生の生活支援の担当部署として、事務局では学生課が、教員組織では学生委員会が相互に協力しその任にあたっている。主に学生課の担当として、学生の健康・保健衛生への支援、学生の相談に関する支援、防犯・交通安全への支援、学生駐車場や大学バス等の通学支援、アパート・寮・アルバイト等の支援、学内のクリーン化などがある。学生課と教員組織の学生委員会が協働で担当することとして、学生自治組織の学友会の支援、大学祭・体育祭の支援、部活動・サークル活動の支援、様々なハラスメント対策、禁煙化の推進等がある。学生の相談の体制については、下記のカウンセリングルーム以外にも、学生課窓口、関係部署窓口、アドバイザー教員など複数の窓口が利用できるように整備されている。これらについてはわかりやすく配付資料やホームページなどで公開している（資料 7-15～17【ウェブ】）。

<ハラスメント防止のための体制の整備>

本学では「セクシャルハラスメントの防止と対策のためのガイドライン」（資料 7-2 p.99）、「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」（資料 7-2 p.95）を定め、学生の危機管理を扱う危機管理委員会を設置し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメントなど様々なハラスメントの防止と対策にあたっている（資料 7-18～19）。

学生にはハラスメントの内容やハラスメントを受けたと感じたときの対処について、入学時のガイダンスでリーフレット（資料 7-20）や学生生活ハンドブックを用いて説明している。各学部事務室にはハラスメント相談窓口を設け、相談担当者を常置しているほか、アドバイザー、カウンセラーも学生からのハラスメント相談の窓口となる体制を整備している。ハラスメント相談を受け付けた後の対応は、学生生活ハンドブックに明示し、透明性を確保したうえで迅速な対応がとれる体制を整備している。

<学生の心身の健康・保健衛生・安全への配慮、学生の相談に応じる体制の整備>

保健室は学内 2 箇所（1 号館・4 号館）に設置し、養護教諭・保健師が勤務し、学生生活における心身の健康サポートを行っている。保健室では、怪我や病気に対する応急処置や健康相談業務を請け負うが、令和 2 年より健康管理センターと連携し定期健康診断後の保健指導等も行っている。また救急車要請が必要と思われる状況では、本学の附属クリニックと連携し、より適切な判断と迅速な対応が可能となり機能が強化された。保健室利用状況は資料の通りで（資料 7-21）、利用理由は多岐にわたっている。ベッドでの休養者の中には、ストレスや生活リズムの乱れからくる心身の不調により複数回利用する学生もみられる。保健室は安心して休養や相談ができる場所であり、時には避難場所としての役割も果たしている。なお、令和 2 年度は COVID-19 対策によりオンライン授業が導入されたため、保健室利用者は少なかった。平成 28 年度と平成 30 年度の「満足度調査」には保健室の「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は 82.3%、87.9%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と高い満足度を示している。保健室に関わる支援は適切に実施されている（資料 7-6-1 p.13, 資料 7-6-2 p.12）。

また、学生の心の健康への配慮のため、学内にカウンセリングルームを置き、心理カウンセラー（臨床心理士）が週 4 回学生の相談業務にあたっている。学生の相談件数は長期的に増加傾向にあり（資料 7-22）、精神的な問題に悩む学生の多さを見てとることができる。カウンセリングルームは夏季・春季の長期休業中も開室し学生の相談業務にあたるとともに、来室に抵抗を感じる学生のために電話及びメールでの相談にも応じる態勢をとつ

ている。令和2年のCOVID-19における休講中には電話とメールのみの相談体制に切り替え、長引く在宅生活の中で不安を訴える学生への支援を行った。平成28年度と平成30年度の「満足度調査」にはカウンセリングルームの「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は80.7%、95.2%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と高い満足度を示している。カウンセリングルームに関わる支援は適切に実施されている（資料7-6-1p.13, 資料7-6-2 p.13）。

学生の保健衛生への配慮については、全学で保健・衛生委員会が組織され、感染症の対策等に取り組んでいる（資料7-23）。本学では医療機関、福祉系施設、教育機関等での実習が数多くカリキュラムに組み込まれているため、学生には実習に赴く前に、麻疹、風疹、耳下腺炎、肝炎等の抗体検査を受けることを義務づけ（費用は大学負担）、抗体値が基準に達していない場合はワクチンの接種（自費）を勧めている。また、集団感染など、不測の事態などが起きた時には、迅速に対応できる体制をとっている。

なお、令和2年以降については、COVID-19の問題が生じたため、特別の体制が構築され対応が図られることになった。

本学ではCOVID-19対策を令和2年1月より開始し、学生に対する情報提供や注意喚起を大学ホームページやポータルサイトで始めた。令和2年4月1日には副学長を本部長とする高崎健康福祉大学新型コロナウイルス感染症対策本部（感染症対策本部）を設置し、これまでの保健・衛生委員会の職務も引き継ぎ、以後の本学のCOVID-19対策のすべての指揮を執る体制を整えた。4月以降は感染症対策本部と各学部・事務局が連携し、大学の授業や行事、課外活動などあらゆる大学の運営について、国や自治体の感染症対策の指導に準拠しながら計画、実行・管理、感染症の状況に合わせた修正を行ってきている。本学の感染症対策のうち、学生支援に関連するものはおよそ以下の通りである。

① COVID-19に関する啓発活動

COVID-19に関する各種情報（国や自治体の広報を含む）のガイダンス等での資料配布やオンラインでの周知（資料7-24【ウェブ】）。

② 検温結果・体調報告システム

学生の毎日の検温結果と体調のC-Learning（学習管理システム）への登録と担当教員による入構許可制度の実施（令和2年4月10日当初はGoogleフォームで開始し、7月より現行制度にて対応）。

③ 施設内の衛生管理

校舎入口の非接触型体温計の設置、教室出入り口の消毒液設置、教室内の消毒用ふきんの設置等。

④ COVID-19に関わる各種行動指針の策定

体調不良時や感染時の行動基準やCOVID-19の拡大状況に応じた大学の諸活動の基準を定め、実施している（「新型コロナウイルス対応について（フローチャート）」（資料7-25）、「新型コロナウイルス感染症防止のための高崎健康福祉大学の諸活動制限レベルの基準表」（資料7-26）、「行動記録ファイル（新型コロナウイルス感染症と診断されたりPCR検査を受けたり濃厚接触者と認定された場合の情報提供）」（資料7-27）等。

⑤ COVID-19感染者・PCR検査受験者・濃厚接触者への個別支援体制

これらの該当者にメール等での状況報告を求め、合わせて教職員の電話・メールによる個別支援（行動支援や心理ケア）を実施している。

⑥ COVID-19のPCR検査結果の周知

PCR検査を受け陽性の報告があった者や濃厚接触者と認定された者の検査結果など感染情報について大学ホームページで周知し（個人情報を除く）、情報提供と注意喚起を実施している。

⑦ 実習・部活動・イベント・ボランティア等の各種活動への指導体制

学内外の様々な活動については各実施者からの申請制とし、感染症対策本部が感染状況に応じて許可・指導を行う態勢を設けている。

⑧ COVID-19 ワクチン職域接種の実施

本学での職域接種の準備を整え、厚生労働省の許可を得て、令和3年6月28日より本学学生・教職員の希望者を対象としたワクチン接種を実施した（資料7-28）。

⑨ 学生に対する本学独自の経済的支援

これは（2）の「学生の修学に関する適切な支援の実施」の「奨学金その他の経済的支援の整備」の項で説明している。

本学の主なCOVID-19対策は以上であるが、現在のところ、本学でのCOVID-19の発生は低く抑えられていて、本学の対策は有効に機能している。今後の感染症の状況に応じて適宜必要な措置を講じたい。

その他の健康対策として本学では「キャンパス内禁煙化」を実施していて、学生の健康維持・増進のため学内すべてを禁煙とし、禁煙の啓発に努めている（令和3年4月の本学学生「禁煙アンケート」結果によると、喫煙非経験者は94%、現在喫煙継続中の者は1.1%である（資料7-29））。また、本学は健康・体力の保持増進を目的とし、フィットネスルームを設置し、学生・教職員に対し施設の積極的な利用を促している。

学生の防犯・安全への配慮・啓発については、高崎警察署の協力を得て、全1年生を対象に防犯講話を行っている（内容は一般犯罪、交通安全、薬物、性犯罪、各種勧誘等）。実施後の感想文では防犯・交通安全の意識がよく啓発されていることがわかる（資料7-30）。

全体として見ると、「学生の心身の健康、保健衛生及び安全等への配慮、学生の相談に応じる体制」は適切に実施されている。

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

＜キャリア教育および進路選択に関わる支援やガイダンスの実施＞

本学では進路選択に関わるキャリア教育を初年次から実施しており、1年次に「基礎教養ゼミ」で自己表現力や社会人基礎力を養成するとともに、キャリアカウンセラーによる「キャリア形成論」の講義を通して、個々の学生のキャリア形成を促している。また、3年次（薬学部のみ5年次）には「キャリアアップ講座」（資料7-31）を実施し、学科ごとに現場経験の豊富な専門家による職業に関わる講演や、卒業生による実体験に基づく講話・アドバイスを聴講する場を設けている。さらに、各学科では、現場を実体験する複数の学外実習やインターンシップをカリキュラムに組み込み、学生が在学中に多くのキャリア体験を積めるようになっている（資料7-32）。他に、各学部・学科独自の保護者会を毎年開催し（資料7-33）、保護者に就職状況と進路支援の必要性を具体的に示すとともに、希望者に対しては個別面談を行い、保護者ととも学生のキャリア形成を支援している。

＜学生の就職支援を行うための体制の整備＞

学生の就職支援はキャリアサポートセンター（CSC、専任職員・キャリアカウンセラー等）が中心となり、各学科と連携して支援する体制をとっている。各学科のキャリアサポート委員とCSC職員から構成されるキャリアサポート委員会は、各学部・学科の専門的教育に並行して学生の職業意識・社会貢献意識の涵養を主軸の目標として、全学的体制で就職支援を行っている。

CSCではキャリアカウンセラーを常駐させ、いつでも学生の相談に応じられる態勢をとっている（資料7-34）。個人に合わせた支援の他に、学部ごとの就職対策スケジュールに沿って就職ガイダンスや就職講座を実施しており、学生の内定獲得に役立っている（資料7-35）。具体的には、健康福祉学部及び人間発達学部の3年生を対象に前期・後期にわたり就職講座を実施し、保健医療学部・薬学部では主な就職先である病院の就職活動スケジュールに合わせて随時、就職ガイダンス等を実施している。教職志望者に対しては後述の教職支援センターと連携して就職対策を行っている。

就職活動に不可欠な求人情報は、本学の学生ポータルサイトの求人情報検索システムに

掲載し、学生が自由に利用できるようになっている。そのほかメールも活用し個々の学生の就職活動状況の確認と支援を行っている。また、筆記試験対策として「SPI 対策講座」（資料 7-36）、「公務員試験対策講座」（資料 7-37）を開講し、小論文試験対策として小論文添削指導を実施している。

大学院および専門学校等への進路選択は、各学生のアドバイザー（海外への進学は国際交流センター）が担当し、適宜指導を行っている。

COVID-19 における就職支援としては、相談面談・書類添削・模擬面接等の個人に対する支援から、各種対策講座まで、対面だけでなくオンラインでも支援が行える体制をとっている。令和3年度にはCSC内に撮影スタジオを開設し、オンラインの就職講座や学内オンライン就職説明会を実施した。

平成28年度、平成30年度の「満足度調査」にはCSCの「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は77.3%、77.5%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と良い満足度を示していて、CSCの活動の適切さを表している（資料 7-6-1 p.16, 資料 7-6-2 p.15）。

CSCとは別に、教育職・保育職への就職支援を行う部署として教職支援センターが平成26年に設置され、専門性に沿った支援を実施してきた。しかし、既存の幼稚園や保育園の認定こども園化や新学習指導要領に基づく教員採用試験内容の刷新等に対応するため、令和2年度に教職支援センターの規程が改定され、体制の強化が図られた（資料 7-38）。教育職・保育職を目指す学生の就職支援に向けて、専門性の高い教職指導主事4名体制で就職に係る相談・面談・指導の充実を図ると共に、卒業生や外部講師等を招聘して講座や演習の質の向上に取り組んできた（資料 7-39）。

新体制の教職支援センターは令和2年度より本格稼働の予定であったが、COVID-19拡大により、いくつかの事業は実施が困難となった。しかし、教職支援センタースタッフのICT等を活用した地道な取り組みと、教育職・保育職を目指す学生の真摯な努力により、教育職・保育職に進む学生全ての希望を叶える事ができ、教職支援センターの改革は成功であった。

平成28年度、平成30年度の「満足度調査」には教職支援センターの「利用者の満足度」を尋ねた項目があるが、その結果は85.1%、84.6%（「とても満足」「だいたい満足」の合計）と高い満足度を示していて、教職支援センターの活動の適切さを表している（資料 7-6-1 p.14, 資料 7-6-2 p.14）。

<大学院学生への進路支援>

大学院学生に対しては、学識教授の機会を得るべく、所属大学院に付随する学部・学科への学生授業にTAとして参加する機会を提供している。学部からの進学等により、就職していない学生の進路指導については、指導教員が責任をもって対応している。

以上、全体としてみると、学生の進路選択や就職に係る支援は適切に実施されている。

5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

<部・サークル活動の支援>

本学では部活動・サークル活動を学生自治組織である学友会を通して、活動費や施設整備、競技会支援等で日常的に支援している。部・サークルの中でも本学が力を入れて支援している強化指定部はスケート部・バドミントン部・剣道部・準硬式野球部・女子サッカー部があるが、中でもスケート部はチームとして国際的に活躍しているだけでなく、国際レベルの選手も輩出しており、2018年平昌オリンピックの金メダリストや2019年度W杯優勝者も生んでいる。卓越したアスリートを目指す活動と大学の修学が両立可能な学生支援に大学として配慮している。

<学生主体の学生支援>

第9章のボランティア・市民活動支援センターの社会貢献活動の説明の中で、学生スタッフの活動について述べられている。学生スタッフはボランティア活動に関する学生相談に応じるなどピアサポートを行っていて、学生が主体の学生支援の仕組みとしてよく機能している。

これらの「学生の正課外活動を充実させるための支援」についても適切に実施されている。

以上の1)～5)は方針に則った取り組みであり、安定した学生生活の実現につながっている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

| |
|------------------------------|
| 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 |
| 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |

1) 適切な根拠に基づく点検・評価

本学の学生支援は、日常的にはそれぞれの支援を主として担当する部署や教員が、本学の学生支援方針に則り、情報収集と点検・評価を行い支援活動の改善に取り組んでいる。

学生委員会では、毎年、全学生を対象に学生の生活実態の把握と満足度を測るための「満足度調査」（資料 7-6-1～4）を実施し、学生支援活動の適切性を点検している。調査内容は通学、アルバイト、学習時間など生活関連の事柄、大学の教育や資格試験対策、大学の施設設備（教室、食堂、売店、図書館等）、各種学生支援（学習支援センター、CSC、ボランティア市民活動支援センター、保健室、カウンセリングルーム、駐車場、スクールバス等）の利用状況や満足度を問うものである。学生の調査の負担を考慮し、毎年問う質問項目と隔年で問う質問項目を設けてある。「満足度調査」の結果は学生委員会がまとめ、各教授会や各部署に結果が伝えられ、関係部署で対応策が検討されることになっている。立案された対応策は、各学部・学科や関係部署で実施されるか、全学的な事項は大学運営協議会での承認を経て実施される。調査結果と、学生の要望・意見の「自由記述」で大学が回答の必要があると判断したものについてその回答が、学生ポータルサイトで閲覧できるようになっている。なお、各部署の活動方針報告書は定期的に大学運営協議会に提出されており、内部質保証の観点から点検・評価を受けている。したがって学生支援の「定期的な点検・評価」は適切に実施されている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

下表は平成30年度～令和2年度の「満足度調査」で毎年尋ねている質問項目の結果である。学生の「本学の大学生生活の全体としての満足度」については、「満足」の割合（「とても満足」「だいたい満足」の合計）が63.0%→77.6%→75.8%となっている。平成27年度～平成29年度の結果（前回報告書）が69.2%→58.7%→47.6%と低下傾向が見られたのに対し、今回は改善が確認できる。「所属する学科の満足度」は70.5%→84.1%→87.5%と良い水準にあると思う。「本学が提供する教育に対する満足度」も、「資格試験対策に対する満足度」も、「教員の学生対応に対する満足度」もほぼ70%を越える水準にあり、大学の教育内容に関わる満足度は、学生の目から見ておよそ適切な水準にある。

| 質問項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|
| ※ 調査の回答率 | 43.0% | 60.0% | 73.7% |
| 本学の大学生生活の全体としての満足度 | 63.0% | 77.6% | 75.8% |

| | | | |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所属する学科の満足度 | 70.5% | 84.1% | 87.5% |
| 本学が提供する教育に対する満足度 | 70.7% | 73.5% | 75.0% |
| 資格試験対策に対する満足度 | 73.7% | 63.3% | 78.8% |
| 教員の学生対応に対する満足度 | 72.6% | 77.2% | 83.3% |

また本章で触れた学習支援センターや保健室、カウンセリングルーム、CSC 等の部署の「満足度」についてはそれぞれ述べた通り、いずれも高い「満足度」を示している。

各学部・学科や関係部署が行う学生支援の内容や質の面での改善・向上は適宜行われているところであるが、大学の施設設備面における改善も、学生の要望を受け適宜行っている。例えば全学の Wi-Fi 環境の整備、学内の ATM の設置、事務室開室時間の延長、大学バスの増便、駐車場の夜間照明の整備等である。施設設備の改善の一環として新校舎の建築の計画も進めているところである。

学生からは他にも要求が寄せられていて、例えば COVID-19 拡大による学生や家庭への経済的影響に対する追加的支援や、オンライン環境に対する支援、学内での図書館以外の自習室の整備、空調設備の整備、通学手段に関する整備（駐車場・駐輪場・スクールバス等）等がある。これらは必要性が検討され、改善されるべきものには対応が図られるであろう。

なお、「満足度調査」の回答率は、平成 26 年度より調査方法を紙からインターネットを使用する方法に変更してから低下傾向にあったが、令和元年度・令和 2 年度は上昇に転じている。回答率をさらに改善させる方法を探り、学生の声をよりよく把握する方策をとらなければならない。

（2）長所・特色

<学生の習熟に応じた補習・補充教育について>

補習・補充教育の柱である学習支援センターは、開設以来、補講講座は生物・化学・数学・物理と科目を増やし、開講回数も増やし、また、作文添削指導も日常的に行うなど機能を拡充させてきた。令和 2 年度は COVID-19 対策のためセンターは閉鎖されたが、令和元年度まで自学自習の者も含めて利用者は増加が続いてきた。「満足度調査」での利用者の「満足度」は高く、学生の修学の基礎を支える機能として大きく役割をはたしている。

<奨学金その他の経済的支援について>

学生への経済的支援として、大学独自の奨学金の充実を図り、給付型奨学金の支給者数を令和 2 年度より 65 名から 70 名に増やし貸与型の奨学金も希望者はほぼ全員が支給を受けられるようになっている。

<学生の生活に関する支援について>

保健室は本学の附属クリニックや健康管理センターとの連携により、学生のけがや疾病等への対応、予防接種等感染予防への対応も可能な態勢がとれている。保健室、カウンセリングルームの利用者は長期的に増加傾向にあるが、利用者の「満足度調査」での「満足度」は高く、学生の心身の健康へ貢献している。本学の「キャンパス内禁煙化」は適切な取り組みであり、防犯講話、交通安全講話の実施は防犯や交通安全の意識を高めている。

<学生の進路に関する支援について>

学生のキャリア教育は、「基礎教養ゼミ」や「キャリア形成論」など 1 年次からキャリア形成に関わる授業を開始して学生が進路観や職業意識の形成に成功している。また、キャリアカウンセラーによるカウンセリングも年間 1700 件を数え（令和 2 年度）、個々の志望や事情に応じた支援が行われるとともに、各学科の指導も相俟って、学生のほぼ

100%の就職率が可能となっている（資料 7-35）。教職支援センターの支援も学生の高い教職・幼保職採用試験合格率によく貢献している。

（3）問題点

＜学生の修学に関する支援について＞

障がいのある学生に対する支援の項で述べたように、発達障害などメンタルな面で特別な支援を必要とする学生への対応に課題がある。配慮や支援が必要だが申し出のない学生については、配慮や支援の必要性が顕在化しないためそれらが十分とは言えない。修学の様子や成績からそれらの必要性を各学科学部で検討し、支援の手が届くよう取り組みを進めていく。こうした学生への配慮や支援を、授業のみならず、実習や就職活動の場面を含めて改善していくことも課題である。

留年生が出ること自体は教育や成績評価の厳格化の結果であり、現状では各学科の指導に問題があるとは考えていないが、留年しそうな学生や留年生に対する対応は重要である。今後も教務委員会とアドバイザーの連携の強化、FD 活動等を通じた教員の指導力、対応力の向上を進めて留年生を減らす努力が必要である。離学率は高くないが、健康や経済的理由以外の退学者が毎年一定数以上出るとは、改善の余地がある。学生の「就学意欲の低下」が起こらないような環境や仕組みの整備や、その兆候を早期にキャッチして、対応する具体的な方策が検討課題である。

カウンセリングルームの利用者数は増加傾向にあるが、相談にいたらない学生もいるはずである。これらの支援が必要な学生をどう見出しどう対応すればよいのか、アドバイザーの対応を含め検討課題である。

（4）全体のまとめ

「現状説明」で述べたように、本学の学生支援については全体として適切に実施されていると考える。本学のアドバイザー制度や、学習支援センター、保健室、カウンセリングルーム、CSC、教職支援センター等の部署は適切に活動しており、本学の長所である。今後もそれぞれの機能の充実に努力していく。施設設備面では学生からの様々な要望もあり、対応が可能な条件を探りながら今後も利便性を高めていく努力が必要である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように明確に定めている（資料8-1）。

1. 校舎・施設・設備等の整備
2. 情報環境の整備
3. 障がい学生支援
4. 図書館の整備
5. 教育研究環境の整備
6. 研究倫理遵守体制の整備

本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理しており、適切性は必要に応じて検証している。図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている（資料8-2、8-3、大学基礎データ表1、資料8-4）。研究倫理に関しては、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会が定期的な検証を行い、必要に応じて改善策を提案している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学のキャンパスは、高崎市郊外に広がる緑の豊かな環境のなか、比較的近い位置での2つのキャンパス内に新設校ならではの最新設備を整えた校舎が機能的に立ち並んでいる。

校地面積は45,100㎡を有しており、大学設置基準第37条に規定する基準25,600.00㎡を十分に満たしている。また、校舎面積についても現在45,448㎡を確保しており設置基準上必要な校舎面積23,207.40㎡と比較しても適切に整備されている（大学基礎データ表1）。

平成13年4月の開学以来、新学部・学科を増設し規模の拡大・改変を図ってきた。必要であれば校地の確保、校舎の新築を行うことにより、学部ごとに校地・校舎を整備し教育研究環境を事前に完了させている。このことは各学部の設置認可申請書に明文化されており明確に定められている（資料8-5-1～4）。そのため講義室・実験室・実習室は各学部専用として設備されている（資料8-6、大学基礎データ表1）。

健康福祉学部は1号館と6号館の1階が専用校舎であり、特に1号館は法人本部も設置されているため一番の主要施設でもある。講義室・演習室が27室、実験室・実習室が20室、教員研究室が48室である。薬学部は7号館が専用校舎であり、講義室・演習室が12

室、実験室・実習室が20室、教員研究室が31室ある。保健医療学部は3号館、4号館および5号館の3棟が専用校舎であり、講義室・演習室が26室、実習室が13室、教員研究室が45室である。人間発達学部は8号館および9号館が専用校舎である。講義室・演習室が13室、実験室・実習室が7室、教員研究室は26室あり、他に学部特有のスペースであるイベントホール、和太鼓練習室として防音対策されている響和館などがある。農学部は、一番新しい学部のため校舎も一番新しく10号館が専用校舎である。講義室・演習室が12室、実験室・実習室が18室、教員研究室は34室あり、他に附属農場がある。今後、保健医療学部の校舎新築・移転が要望されていることもあり、検討を行っているところである。また、学部ごとに専用の事務室があり専任の事務職員が配置され学部の管理・運営を行っている。

図書館は、2号館、5号館および7号館に設置されており、それぞれ本館、分館、薬学図書・資料室と呼称され、それぞれ学部の専門性を配慮した蔵書体制をとっている。

また、全学部の学生教職員が憩い、コミュニケーションを図る場としての学生食堂・ラウンジスペースを随所に確保している。さらに、学生生活がより充実できるため、体育館が2棟あり、その他テニスコート、フットサルコート、グラウンドが整備されており、空いている時間は自由に利用することができる。

大学院は人間発達学部以外全ての学部に研究科を設置している。農学部では、令和4年4月より、農学研究科生物生産学科博士前期課程・後期課程が設置される。

大学院の教育研究環境としては、専攻ごとに専用の大学院生室を整備することを方針としており、院生1人ごとに机・椅子・ロッカー・パソコンが設備されている。

本学の各講義室には、基本的にすべて、マイク、プロジェクター、スクリーン、OHCが設置されている。また、学内用Wi-Fi環境も整備されており、授業等でインターネットに接続することができる。

大学内の付属研究施設は、総合福祉研究所、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、教職支援センター、国際交流センター、健康管理センターが在り、大学内外の教育・研究者が共同して行う教育・研究活動を支援する体制が整備されている。また、大学近隣の関連施設として、高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園、高崎健康福祉大学附属クリニック、高崎健康福祉大学訪問看護ステーションが在り、教育・研究・福祉活動の相互連携が行える状況にある（資料8-7-1～8-7-5【ウェブ】）。

全教員にデスクトップパソコンが貸与されている。パソコンは学内イントラに接続しており、インターネット環境も整備されている。

各校舎の安全・衛生を確保するシステムについては、全体は法人事務局が執るようになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌・検温装置を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、定期的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、1号館、6号館、7号館、8号館及び10号館には館内出入口に屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が24時間の常駐警備を行っており、夜間においては365日、警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。

設備についても、各学部必要な教育研究用機器備品等を予算会議にて精査し、設置基準以上の標準の設備を整備している。また、その維持管理は、学園の経理規程、固定資産および物品管理規程に準じて法人事務局の責任において行っている（資料8-8-1、8-8-2）。

また、障害者の受け入れも考慮し、バリアフリー化を目指して整備しており、その他点字ブロック、障害者用トイレ、障害者用駐車スペース、階段スロープ、手すり等を設け障害者が利用しやすいように整備している。

学生の自習室は、7号館と10号館に2室設けている。他館には特に設けていないが、講

義室、演習室または食堂を時間外にも開放し、予習復習を含む学生の学習や討論の場として活用している。

通学・通勤に利用できるよう、法人全体で大学バスを17台（高校共同利用分含む）保有しており、駐車場もおよそ1,000台は駐車できるように整備している。

入学生には、入学時ガイダンスやフレッシュマンキャンプ等で、情報倫理についての学修を行っている。新任教職員には、着任時にガイダンスを実施している。また平成30年度より、教員用マニュアルを作成し、イントラネットにてアクセスできるように整備した。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は大学図書館（以下、本館）、分館および薬学部図書・資料室で構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている。同委員会は、図書館長および健康福祉学部（3学科）・保健医療学部（2学科）・薬学部（1学科）・人間発達学部（1学科）・農学部（1学科）の5学部8学科から選出された図書館運営委員で構成される（資料8-2～8-3）。

図書館全体で、情報検索用PC30台、蔵書検索（OPAC）専用PC5台を設置している。年間図書受入冊数の過去3年間の実績は表31（資料8-4）の通りである。令和2年度の年間図書受入冊数は5,094冊であり、これは学生一人当たり1.9冊に当たる。（「令和2年度学術基盤実態調査」によれば、同規模私立大学の全国平均は年間受入冊数8,390冊（1.3冊/人）である。本学は、図書受入冊数が全国平均より低い。これは、農学部が2019年に設置されたことにより、大学規模のランクがCからBに上がったためである。

図書館資料は、教職員の推薦および学生のリクエストに基づき、図書館運営委員会で、蔵書構成および予算等勘案の上、選定されている。シラバスに挙げられた必要な資料はここに含まれる。令和2年度末現在の所蔵資料総数は124,489冊である。

その整備状況は、表31（資料8-4）の通りである。日々受け入れる図書、雑誌等は、図書管理システムにより目録化され、OPACにより図書館利用者に提供されると共に、国立情報学研究所（NII）の総合目録データベース（NACSIS-CAT）にも登録している。

（EJ・DBは後述）

雑誌は、冊子体からEJに極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌スペースの効率化を図っている。令和2年度末ではEJ9,188種、DB12種の利用が可能になっている。EJ・DBを含む資料費は毎年増加している。また、EJは、年間購読のほかPay-Per-View（PPV）による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くはEJ・DBの契約数増加と価格高騰によるものである。平成25年度から資料費の割合が、EJ・DBが50%以上を占めている。

国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加している。図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている。また、学術情報の発信に関しては、「群馬県地域共同リポジトリ（Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes：通称AKAGI）」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開している。なお、このリポジトリは群馬大学が設置する群馬大学学術情報リポジトリ・システム上で

運用されており、コンテンツの登録を参加機関が各自行うものである。なお、AKAGI は令和4年度末にサービスを終了するため、その後は JAIRO にて公開する予定である。

また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている。

開館日数等については、令和2年度は本館および薬学・図書資料室 192 日、分館 193 日である（資料 8-4 表 32）。昨年は、COVID-19 による入構制限に伴い、閉館日が増えている。また、閉館時間も、対面授業が減少したことを受け、17 時まで短縮した。通常時の開館時間は、3 館一律ではないが、中心館となる本館は、平日 20:00 まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が 5 限（16 時 30 分～18 時）までに設定されており、6 限（18 時 15 分～19 時 45 分）に設定されているのは概ね資格関係の選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられる。

令和2年度の延べ利用者数 15,232 人、貸出冊数 7,172 冊。令和元年度の延べ利用者数 97,119 人、貸出冊数 19,061 冊と比較すると減少している。これは、COVID-19 による入構制限により、来館者が減少したためであるとみられる。

本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積 1583.62 m²、閲覧席数 289 席で、学生に対する座席数の割合は、11%である（資料 8-4 表 33）。

本学の施設・設備は、前述のとおり、全学共用のスペース、例えば体育館、食堂および各種支援センター以外は学部単位でそれぞれの教育研究を実現するため実習室・演習室および研究室が整備されており、そこに設置してある設備・機器等はその学部の特性に応じて割り当てられている。

また、学生が使用するパソコンは、各学部の専用校舎に PC 室等の名称で、それぞれ設置されている。具体的には健康福祉学部は 1 号館 3 階に 94 台、6 階に 21 台、薬学部は 7 号館に 110 台、保健医療学部は 3 号館に 82 台、人間発達学部は 9 号館に 52 台、農学部は 10 号館に 31 台とそれぞれ設置されており、その学部学生が他の学部の校舎のパソコンを使用しなくてもよいように配慮されている。なお、授業時間以外でも開放されているため学生は自由に利用でき授業の予習復習に活用している。

2 号館 2 階には学習支援センターがあり数学、化学、国語、作文・小論文を担当する学習アドバイザーが学習に関する不安を抱える学生を個々の必要に応じて丁寧に指導している。また、9 号館にはキャリアサポートセンター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センターが一つのフロアに集中して設置されており、それぞれ学生に対して就職・キャリアアップ、ボランティア・市民活動参加、教員養成、海外交流・留学等の支援を行っている（第7章学生支援で説明）。

図書館独自で新入生を対象に利用ガイダンスを実施している。さらに、学科からの要望があれば、DB 等利用ガイダンスも行っており、学生に浸透してきている。令和2年度は COVID-19 により利用ガイダンスは中止、DB 等利用ガイダンスは動画や資料配布で対応した。

また、新刊紹介やテーマ展示を学生の生活・学習支援のための情報提供として、取り組んでいる。

平成 24 年度～令和元年度まで、図書館業務を通し、図書館への理解を深めてもらうことを目的に「学生サポーター」（司書課程履修者）を採用していたが、COVID-19 感染拡大のため令和2年度より一時中止している。

図書館報「藤波」を年 1 回発行し、教員推薦図書の紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している（資料 8-9）。

現在、本館 2 人、分館 2 人、薬学部図書・資料室 1 人が専任職員として、さらに 4 人の臨時職員が図書館業務を担当しており、およそ 9 割が司書資格を有している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員には研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器およびパソコン、プリンター等の OA 機器と LAN ネットワークが備えられている。また、薬学部ではこれとは別に4つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。

研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は、個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、助手が10万円、助教が20万円、講師以上が40万円と決められており、その金額からコンピュータ使用料を差し引いた額を年度内に使用できる(資料8-10)。卒業研究費は毎年度において各研究室に配属されたゼミ生の人数によって予算を決めており、学科ごとで一人あたりの金額に違いがある(資料8-11)。同様に、専門研究費は毎年度において指導する大学院生の人数によって予算を決める(資料8-12)。一方、学内研究交流助成金は学部・学科間の枠を超えた研究課題に対して助成金を交付し研究の活性化を促すことを目的としている。助成金の総額は年間で500万円と決められている。応募提案の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する(資料8-13)、また、薬学部ではこれらとは別に講座研究費の予算がある。この研究費は薬学部内の講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する(資料8-14)。

教員の研究費取得に関しては、科学研究費補助金や外部団体からの共同研究費・受託研究費などの外部資金獲得を奨励している。科学研究費補助金の新規採択状況は、平成30年度は5件が採択され補助金総額は4,485,000円、令和元年度は18件が採択され補助金総額は17,680,000円、令和2年度は19件が採択され補助金総額は34,970,000円であった(資料8-15)。また、外部団体から獲得した共同・受託研究費および奨学寄附金等の状況は、平成30年度は22件獲得し外部研究費総額は52,353,371円、令和元年度は38件獲得し外部研究費総額は69,177,029円、令和2年度は37件獲得し外部研究費総額は83,252,640円であった(資料8-16)。

教員の研究時間確保については、原則として平日に1日を研修日として設けている。また、長期休業中の業務については教員の自主性に委ねていることから、研究時間は十分に確保できる(資料8-17)。

健康福祉学研究科・薬学研究科所属の大学院生をTAとして採用し、学部生の実習・実験等の授業の支援している。学部生に対してはきめ細かい指導が可能となり、院生にとっては教育する立場での経験となっている。院生の在籍数によっては、TAの配置が希望通りにいかない場合もある。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学には高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程(資料8-18)に基づき、令和3年4月現在においては、全学科から19名と外部から3名の研究倫理委員が選出され、委員長1人、

副委員長 2 人から構成される研究倫理委員会が設置されている。研究倫理委員会では、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、以下「指針」と略）、令和 3 年 6 月 30 日からは「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいた厳正な審査が行われている。審査申請された研究計画書に対して、各委員は事前審査を行った上で、委員会（本審査あるいは迅速審査）で審議が行われ、審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会で許可が下され、その結果を踏まえた上で、学長が研究承認を与えている。また倫理的問題が軽微な研究については、倫理指針に基づく「迅速審査制度」導入し、中でも新指針に沿い研究の軽微ないくつかの変更については報告事項とし、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。

動物実験に関しては、実験動物の適切な環境における飼養・保管と適正な動物実験の実施のため、高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程（資料 8-19）を定め、動物実験委員会を設置している。学内で新たに動物実験を実施する者（教員、研究員、大学院生、学部生）は、動物実験委員会が主催する講習会を受講しなければならない。動物実験に関しては、動物実験に関する基本的な理念である「3R の原則（Refinement、Reduction、Replacement）」が遵守された動物実験が実施されている。また、平成 30 年度に、外部機関により、本学動物実験室の設備、運営について、第三者評価（動物実験に関する外部検証）が行われ、実施体制・実施状況ともに概ね適正に実施されているという評価を受けた。

遺伝子組換え生物を使用する実験研究は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 条）」および「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号）」に基づき作成された、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程（資料 8-20）を遵守し行っている。研究を適正に遂行するために、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下、安全委員会）を設置して、全ての実験は事前に実験計画書を作成し、安全委員会の審査を経て学長の承認を得て行っている。なお、遺伝子組み換え生物を使用した実験は、メールによる電子審査を導入し迅速な審査が行えるようになっている（資料 8-23）。また、研究活動における不正行為への対応については、高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程（資料 8-21）を定め、公正な研究活動を行うために必要である法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守するための責任体制を整備し研究活動における不正行為防止を推進している。

産学官研究活動等における利益相反行為の防止に関しては、高崎健康福祉大学利益相反行為防止規則（資料 8-22）を定めて産学官連携活動を適正に且つ円滑に遂行している。また教職員を対象として、毎年、学内イントラ上で、研究倫理・コンプライアンス順守等の講習プログラムを実施しており、受講後の試験合格者にのみに受講完了証を発行し、研究倫理審査の際は研究責任者、研究分担者には受講完了を確認している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

| |
|---|
| 評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|---|

本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために、各学部学科等における教育研究環境の整備について、学生生活・満足度調査の結果や、学園運営委員会における予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。

各学科とも、国家資格等に関わる外部評価機関による教育評価を受審している。例えば理学療法学科では、5 年毎にリハビリテーション教育評価機構による審査を受審しており、教育施設や教員資格、実習の状況など多岐に渡り書類調査・実地調査を受けている。

また、資格取得養成校として、監督官庁による実地調査を適宜受けており、定期的に関連法令基準を満たしていることを確認している。

(2) 長所・特色

本学は学部ごとに専用の校地・校舎および専用機材が整備されている。特に校舎に関しては、学部単位で算出した大学設置基準第37条に規定する校舎面積と比較してもそれぞれが十分に面積を確保している。教育研究用備品の整備は、毎年度、学科内で協議され承認されたものが予算要求されるが、必要に応じて補助金（私立大学等研究設備整備費等補助金）を申請する場合がある。毎年度数件を申請しており、その採択率は100%を継続している。

学生の使用するパソコンの入れ替えは、5年から6年に1度の周期で行っている。また、学生に対する支援体制も充実している。キャリアサポートセンターをはじめとする各種支援センターは9号館1階に集中しているため、学生が各種支援センターを利用しやすい環境となっている。利用する学生の所属学部により偏りがなく、全学部生の利用回数が増加しているのは、支援体制を従事したことによる「行きやすさ」と「利用しやすさ」が理由である。

教員の研究費取得に関しては、科学研究費補助金の新規採択状況は新規採択数および補助金総額は年々増加しており、補助金総額も令和元年度は51件で74,880,000円に対し、令和2年度は54件で77,935,000円と増加している。

図書館の運営は、館長が統括し、各学科から選出された委員からなる図書館運営委員会が重要事項を審議することで、それを支援する仕組みとなっている。資料選定・廃棄は図書館運営委員会の重要な協議事項である。図書館運営委員を通して、各学科の取りまとめを行うことで、資料の収集・廃棄は適切に実施されている。

情報源の整備については、大学の性格上、研究のためのEJ・DBへの比重が大きくなっている。平成26年よりPPVを導入し、様々な電子ジャーナルの論文が学内で提供可能になった。PPV利用方法については、資料を配布し、適正な利用方法を推進している。入手困難な文献は、Reprints Deskなどの外部サービスを通じ、海外から取り寄せられる。この場合、料金が高額となるが、条件付きで補助の制度を設けるなど研究支援をしている。その結果、文献取り寄せ等の件数も増加傾向にある。

また、掲示物、書籍のコーナー展示による資料の紹介を行い、学生の教養の涵養に努め、多くの利用がある。

COVID-19による入構制限中も、図書館資料を利用できるよう、電子書籍の購入を増やしている。電子書籍・DB・EJにおいては、リモートアクセスできるものについて定期的に広報し、利用者への周知に努めている。感染予防対策のため、各館に1台ずつ、図書消毒器を設置している。これは、利用者も利用できる位置にあり、任意で資料を消毒することができる。

ひとや生物を対象とした研究を実施するためには、研究実施主体の所属機関で研究倫理審査を受審することが求められている。研究倫理委員会では、平成30年度の審査件数83件（承認81件 取下げ2件）、令和元年度の審査件数84件（承認83件 取下げ1件）、令和2年度の審査件数71件（承認71件）と多くの審査を行っている。厳格な審査を行うことで研究倫理に基づいた研究推進に貢献している（資料8-23-1～8-23-3）。

(3) 問題点

教育環境面では一部改善しなくてはならない事項がある。例えば、教員の研究室は、助教以上の教員は1人に対して1部屋の使用が原則であるが、一部の学科で研究室が不足し1部屋を数人で共同利用している状況がある。パーテーション等で区分するなどの工夫が必要である。

図書館が3カ所に設置されており、身近に図書館が存在するという利点はあるものの、

各館の書架狭隘化、図書館の分散化による重複購入の問題がある。また、資料の電子化による図書館サービスの変容に対応するため、図書館設備・職員の研修等の検討が必要である。

教育研究用機器備品等の固定資産の管理は総務部で行っているが、毎年度の膨大な量の取得により備品管理が不完全な状況にある。固定資産台帳への登録までは管理できているが、現物にラベルを添付する作業が遅滞しているため管理体制の見直しが必要である。外部資金の獲得に関しては、獲得する学科に偏りがあるため、対策が必要である。

研究審査数は、倫理審査の必要性の周知と、迅速審査の導入により審査件数は大きく増加した。しかし学内審査者の審査に要する時間、労力の減少には至っていない。現状、その経験等から審査者役割が担えない教員も多く、特定の教員が審査者にならざるを得ない状況が続き、審査者の負担に偏りが存在することが今後の改善課題である。

(4) 全体のまとめ

本学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学修環境や最新の学術的成果・知見の獲得が円滑に実施できる教育研究環境の整備に努めており、また、それを適切に管理・運営しているため、同基準をおおむね充足している。

今後については以下を予定している。

1. 校地・校舎・施設・設備

備品整備に関しては、学科の要望を考慮しながら予算内で取得する体制は従来どおりに取り組んでいくが、学科間もしくは学部間で共同利用できる教育研究用機器を学科予算外で取得し備品整備の充実に努める。

9号館に、新たに学生ホールを設け、学生の居場所の空間として確保できた。また7号館と10号館に自習スペースを2箇所設けた。9号館に、各種支援センターを集中させたことにより、他学部の学生も利用しやすくなり、学生の活動範囲が広がることが期待できる。また、本校舎より離れた保健医療学部の校舎である3, 4, 5号館は、老朽化のため取り壊し令和6年度には、1号館の西側隣接した校地に新校舎を建設して大学キャンパスを1か所に集約することで更に教育研究環境の整備を充実させていく。

教員の研究費でもある外部資金の獲得に関しては、かねてから奨励してきたため件数・金額ともに増加傾向にあるが、今後も助成金の公募等の情報を積極的に発信していく。

学科によって教員の研究室が不足している状況がある。短期的には、学科間もしくは学部間で使用目的が同じような部屋は共同で使用することで研究室の確保に努め、中長期的には、財務状況を考慮しながら校舎の増設準備を行う。備品管理業務については、総務課と経理課の役割分担、ラベルの貼付時期、現品確認等を効率よく業務が遂行できる体制を構築する。

外部資金の獲得について、学科の偏りを解消し、獲得率を向上するため、前述したとおり今後も助成金の公募等の情報を積極的に発信していく。

2. 図書館

新刊コーナーや特集展示コーナー、メールマガジンで広報することにより、学生に対し、効果的に図書館利用を促すことができる。こうした情報提供を更に発展させていきたい。

EJ・DB・電子書籍の選定は、利用要求に応じてコストを考慮して対応している。リモートアクセスが可能なものを導入し、学外でも学修・研究できるよう環境を整えている。

新入生に対する図書館利用ガイダンス・EJ・DBの利用方法ガイダンスは、対面以外の手段でも対応できるよう、動画・資料を作成中である。準備ができたものから、実際にガイダンスで使用している。

電子通信費の上昇により、図書資料費にも影響が出ることが懸念される。令和元年に行われた図書館運営委員会にて協議の上、利用率の低いEJ・DBの購読を令和2年から停止

し、新規 EJ の購読を開始した。今後も利用状況に合わせた資料整備が必要である。

問題点として、各館の書架狭隘化、資料の電子化などによる図書館サービスの変容への対応が必要である。今後、図書館のあり方を含めて大学全体で検討していく必要がある。

3. 研究倫理

論文投稿の条件として研究倫理審査承認の記載を要求する学術誌や学術大会が増加し、今後も研究倫理申請数が増加していく。審査結果の通知は迅速に行い、研究が遅れないように配慮している。

また、安全委員会は、遺伝子組み換え生物を用いた研究における実験終了後の試料保管および新たな実験への使用等その取扱いについて、結果報告書をもって適確に把握している。

学生の卒業研究に関連する倫理審査申請が集中することがあり、その審査に委員の負荷が増大している。また、平成 27 年から臨床研究と疫学研究が合体し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」となり、その周知のための研修会を開催している。さらに令和 3 年 6 月 30 日より、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が統合され、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」となったため、周知のための講習会を開催している。

動物実験に関しては、基本的には既存の規制システムを今後も継続する。実験動物を用いた実習がある健康栄養学科と薬学科の学生に対しては、実験動物に関する研究倫理の教育を引き続き行う。

遺伝子組み換え生物を用いた研究では、実験期間中での研究者の異動・交代による変更の手続きや遺伝子組み換え生物の管理が適切に行えるよう制度の運用を徹底する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げている。この理念に基づき「高崎健康福祉大学 社会との連携・協力に関する方針」（資料 9-1）と「高崎健康福祉大学 地域貢献委員会 社会との連携・協力に関する方針」を定め、(1) 地域貢献事業に関する事業 (2) 生涯学習に関する事業 (3) 公開講座に関する事業 (4) 高校と大学の連携（高大連携）事業に関する事項 (5) その他社会との協力、連携に関する事項を審議し地域との連携および地域への貢献を目的とする活動を積極的に推進している。具体的には以下のような社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

社会連携・社会貢献の円滑な推進をはかるため、活動の拠点として平成 18 年にボランティア・市民活動支援センター（資料 9-2）を、平成 17 年に子ども・家族支援センター（資料 9-3）を設置し活動している。学内には地域貢献委員会（資料 9-4）を組織し、委員会内を地域貢献部会と高大連携部会とに委員を分け事業を推進している。委員会は、各学科から選出された教員（各学科 2 名以上）および事務局から選出された職員 3 名以上から構成されている。本学の教育研究成果を一般社会に還元するため、一般市民対象の公開講座を毎年開講している（資料 9-5-1～2）。国際交流事業に関しては、「国際化および国際交流に関する基本方針」（資料 9-6）を定め、国際交流センターを設置し（資料 9-7）、国際交流委員会を組織し（資料 9-8）、国際交流事業の推進を図っている。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制
 評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
 評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、健康・医療・福祉・食と農の高度専門職の人材育成を行っており、これらの教育研究成果を社会に還元するため、学外組織とも連携を取りながら社会連携・社会貢献に関する活動を行っている。

具体的な活動については、地域貢献委員会地域貢献部会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センターを中心に、地域社会・外部組織と連携したプロジェクトを企画運営し、取り組んでいる。主な取り組みは以下のとおりである。

1. 地域貢献活動

地域貢献委員会地域貢献部会は平成 23 年度より年 1 回の頻度で公開講座を開催し、継続してきた。平成 30 年度は「スポーツの科学的な実践と障害予防」、令和元年度は「地域に根ざす健大農学部」を土曜日に開催した。令和 2 年度は COVID-19 感染拡大のために中止となったが、令和 3 年度には COVID-19 への基本的な感染予防対策（マスク、検温、アルコール消毒、換気等）を講じた上で、開催予定である。更に各学科においても学科の特性を活かした「健康・医療・福祉・教育・食と農」分野の教育研究成果を広く地域社会に還

元すべく、公開講座や研修会、講習会を実施している。年度内に行われた全ての地域連携・地域貢献事業を報告書として取りまとめ、県内の図書館、公民館等に発送し地域社会に本学の教育研究成果を発信している（資料 9-5-1～2）。

一方、地域貢献委員会高大連携部会では、平成 21 年度より始めた高大連携事業を、同法人系列高校である高崎健康福祉大学高崎高校（健大高崎高校）とともに取組み、現在も継続している（資料 9-9-1～2）。令和 2 年度は COVID-19 感染拡大のために中止となったが、令和 3 年度には COVID-19 への感染予防対策を講じた上で、開催予定である。健大高崎高校の生徒に自身の進路を考察する機会を提供する目的で、全学科で協力し高大連携事業を実施している。この事業は、進路選択のミスマッチ解消の一つの手段となっており、参加した高校生からは技術的なサポートだけでなく、大学生活についてもアドバイスを受ける事ができ有意義であったというコメントが寄せられている。実施に際し大学側は大学生を補助として任用しており、大学生にとっては指導を通して自己研鑽する機会となり、大学・高校双方にとって大きな教育的効果があると考えられる。

さらに、県内外の高校への出張模擬授業も各学科で実施している（資料 9-10-1）。担当教員の出張模擬授業により、専門的な授業に触れる機会を通じて、学問への興味・関心を深め、大学進学等の進路選択に役立っている。また、地域の小学生を対象としたプログラミング教室、中高校生を対象とした理科スクール、幼稚園児を対象とした食育講座・父と子の料理教室等を実施している（資料 9-10-2）。

2. ボランティア・市民活動支援センター

本学は社会貢献・社会連携活動の拠点としてボランティア・市民活動支援センターを有する。ボランティア・市民活動支援センターの運営は、全学科の教員で構成される運営委員会が中心となり、活動の企画や協議を行っている。業務の中核となる依頼施設・団体とのコーディネートや各種業務の実施は事務局職員が担当している。

高崎市内外の福祉施設や病院、団体などから本学の医療・福祉・教育など専門性を活かした学生へのボランティア依頼が増加している。ボランティアの活動内容は、災害復興支援ボランティア、企業との連携、古本回収プロジェクト、西日本豪雨災害緊急支援募金等、多岐にわたっている。ボランティア活動のフィールドも、高齢者施設、障害者施設だけでなく、病院、幼稚園、保育園等幅広い。平成 30 年度から令和元年度において、数多くのボランティアのコーディネート実績をあげており、平成 30 年度は活動実績 294 件で参加学生は延べ 1154 名、令和元年度は活動実績 242 件で参加学生は延べ 1196 名であったが、令和 2 年度については COVID-19 感染拡大により活動実績 71 件で参加学生は延べ 428 名に留まった（資料 9-11-1～3）。令和 2 年度におけるボランティア活動においては、COVID-19 への基本的な感染予防対策を講じた上で実施した。ボランティア・市民活動支援センターに届いたボランティア依頼はメールマガジンで全学生に紹介して情報を共有している。平成 26 年度からは学生スタッフを新たに加える取組を行い、平成 26 年 9 号館新設時に 1 階にボランティアに関する専用窓口、事務室（スタッフ 3 人対制）および学生の活動拠点を設置したことも奏功している。

学生が積極的にボランティア・市民活動に参加することによって、実社会と接点を持ち、学問の深化、市民意識の醸成、他者への理解を図ることができ、効果的な教育活動を推進していくことが可能となっている。これらのボランティア活動の経験や成果については、学生が作成した実践レポートを教員が評価し、「ボランティア市民活動論」の成績のうち 20% を評価の対象とする等、教育活動への推進に役立っている。更に、ボランティア活動をとおしての主体性の確立と、対人との係わりの中で培う豊かな経験によって、病院実習、施設実習、教育実習等へ行く際の実習前教育・就職活動等において大きな教育的効果があると考えられる。ボランティア活動は、専門性の事前勉強のみならず、学生として社会にチャレンジし、社会のニーズを把握するため、学生が地域と共に学び育つ有意義な教育となっている。

本学には8学科の専門領域があり、今後はその領域の広さを活かした他職種連携教育などにもボランティアを活用することができる。活動フィールドも専門スタッフも潤沢である本学の環境を活かした教育活動を推進していくことが期待される。

3. 子ども・家族支援センター

本学は子どもと家族の健康を支援するため、平成17年に子ども・家族支援センターを設立し（資料9-12～13）、親が抱える子育ての不安を解消し、地域における育児相談、発達障害児に関する相談、成長段階それぞれの家族の支援や相談体制を整えている。具体的な活動は以下のとおりである（資料9-14）。

親子ふれあい教室（資料9-15）は0歳児から未就学児の親子グループを対象とした教室で、平成30年度は月、水、木に、令和元年度は水、木に、令和2年度はCOVID-19感染拡大により5月までは中止、6月から9月までは動画配信、10月から3月まではCOVID-19への対応として、感染対策を講じたうえで自由遊びとして開催した。本学教員の小児科医、精神科医、薬剤師、栄養士、保育士、看護師らによるミニレクチャーとしては、季節の歌、親子体操、製作活動等を行い、親からの相談に対応している。相談内容としては、子育てに関すること、予防接種や流行している感染症のこと、薬のこと、簡単なおやつ作りのことなどが挙げられる。参加延べ人数は平成30年度433人、令和元年度453人、令和2年度68人である。その他、本学教員によるヨガ教室、外部講師によるベビーフラダンス教室も開催している。群馬県においては外国籍の方々が多いことから、ホームページ上で、英語のサイトを再編成してセンター利用が可能であることを告知していたが、平成30年度から令和2年度における相談はなかった。地域住民の健康維持・促進を目的とした脳いきいき教室を開催し、地域住民の健康増進の一端を担っている。

また、本学は玉村町と連携協力に関する協定（資料9-16）を締結しており（後述）、教員による玉村町及び地域住民に向けた相談援助、その他市町村への援助活動として、保育所等における発達障害の子どもへの支援および現場保育士に向けた支援を行っている。子ども・家族支援センターの活動を更に発展させていくために、センターの活動に賛同する教員が増え、保健・医療・福祉・教育・食と農に係る専門の知識を駆使して、安心して子育てができるよういけるよう取り組んでいる。

一方、子ども・家族支援センターは、子ども教育学科3年生の「保育方法論」の授業において、学生が親子の関わりに直に触れ、子育て支援を体験できる場を提供している。子育ての経験のない大学生が、机上で学んだ保育や託児を実際に体験し、子育て中の母親と関わることによって、学生の自発的な問題を発見し、現実的な意識が芽生えている。子ども・家族支援センターでの体験は、保育士・幼稚園教諭を目指す学生の教育活動の推進に重要な役割を果たしている。

4. 自治体・産業界等との連携による教育研究活動

本学は、令和元年度に農学部生物生産学科を新設、群馬県と「農学振興及び6次産業化推進に係る連携協定」を締結し（資料9-17）、スマート農業の研究をはじめ、人材育成や商品開発などに関し連携して推進している。また、JAグループ群馬と「相互連携協力の推進に係る協定」（資料9-17）のもと、学生のインターシップ受け入れなど、群馬県の農業に資する人材育成の実現を推進することとしている。その他、「玉村町と高崎健康福祉大学との連携協力に関する協定書」（資料9-16）を結び、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の更新等の各分野における連携協定を結び、健康増進事業として、特定保健指導を実施、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいる。

また、地域貢献事業の一環として、専門職対象の講座も開講しており、群馬県薬剤師会・群馬県病院薬剤師会との共催で、薬学部生涯研修セミナーを年2回開催し、薬剤師の生涯教育という社会貢献を果たしている（資料9-18）。令和2年度の実施に当たっては、

COVID-19 への基本的な感染予防対策を講じた上で実施した。

本学では、平成 21 年 4 月より導入された教員免許更新制の趣旨を踏まえ、この更新に必要な講習を申請、文部科学省より認定を受け、教員免許状更新講習を開設している。多くの参加者が受講している（資料 9-19）。

さらに、地域企業との産学連携として、共同研究による弁当の開発などの実績もある。禁煙、児童・生徒への食育指導などの健康づくり関連事業への参画、さらには、本学教職員の関連する各種学会開催等、社会貢献事業を活発に実施している。また、IT パスポートの CBT、宅地建物取引士資格試験等の各種検定試験会場として開放し、地域に開かれた大学を実践している（資料 9-20）。

5. 国際化に向けた教育と国際交流活動

本学では大学教育および学生の国際化を促進する目的で平成 22 年に国際交流センターを開設（資料 9-7）、平成 26 年には 9 号館 1 階に移転した。平成 24 年には国際交流委員会を学内に発足させ、以来、同様の専門分野を持つ海外協力校を漸次増加させ、KIP（Kendai International Program）—学生の相互派遣（単位認定あり）、教員の相互視察、教員の共同研究等のプログラム—を中心に大学の国際化を推進してきた。以下に実施中の主な取り組みについて記す。

1) 海外の大学との連携

大学の国際化として、平成 23 年から現在までに 6 カ国 1 福祉施設 7 教育機関と学術交流協定（MOU）を締結しており（資料 9-21）、交流実績は国内の保健・医療・福祉系の大学の中では際立っている。

以下に挙げた 6 大学は、本学同様医療・福祉系の学部学科を有しており、学部学科単位での学生交流が実現している。具体的には、大学との学術協定を結び、これらの国との交換留学を実施してきた。お互いの大学の授業に参加し、教育の違いを経験し、医療施設を視察して医療事情についての見聞を深めたりするほか、様々な地域社会との交流プログラムを取り入れている。本学の学生と招致された外国人学生らは、共に相互の理解を深め、将来に続く友情を育んでいる。

- ・ドイツ、フレセニウス大学：学生の相互派遣・相互受け入れ
 - ・ベトナム、ホーチミン医科薬科大学：学生の相互派遣・相互受け入れ・教員の研究交流
 - ・インドネシア、ステカス大学（現 Universtias Jenderal Achmad Yani Yogyakarta）：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・フィンランド、ヤムク大学：学生の相互派遣・相互受け入れ・教員の研究交流
- ・ドイツ フランクフルト応用科学大学：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・タイ タマサート大学：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・オランダ ヘンズ大学：ウェブでの学生の交流

外国語教育に関する海外研修として、オーストラリア・シドニー大学英語教育センターと提携することで、英語学習に加え、ホームステイとシドニー大学学生との交流が実現した。更に、オーストラリアの高齢者施設であるアングリカン・リタイアメント・ビレッジとの協定は、施設訪問や利用者との交流にとどまらず、高齢者支援（介護、看護、リハビリ、栄養、服薬、福祉体制など）に関する共同研究の道を開いた。また、双方の学術交流として開始したインドネシアのステカス大学（現 Universtias Jenderal Achmad Yani Yogyakarta）、ドイツのフレセニウス大学、ベトナムのホーチミン医科薬科大学、フィンランドのヤムク大学との学生相互派遣プログラムは、回数を重ねるごとに施設見学や講義内容等の改善を図り、参加学生も多い。

2) 学生の受け入れ

海外大学からの短期留学生の受け入れは、平成30年度46名、令和元年度22名の実績があるが、令和2年度はCOVID-19により実績なしとなっている(資料9-22)。正規外国人留学生の受け入れは、受け入れ実績は極めて少ないが、これは医療福祉系の国家試験合格が外国人留学生にとって困難であるという事実を反映したものである。

3) 留学促進

短期留学に関しては派遣プログラムを中心に、平成30年度85名、令和元年度55名の実績、令和2年度はCOVID-19により実績なしであったが、オンラインにて交流プログラムを実施し、延べ56名の学生が参加した(資料9-22)。留学参加学生のアンケート(資料9-25)の満足度は高く、留学をとおして語学の必要性を強く感じ更に上達させたい、異文化交流をとおした充実した経験を得られたとの声が寄せられている。

正規生を含め1学期間以上の長期留学については限られた実績となるが、これは現行の国家資格取得の指定科目が多い本学のカリキュラムでは1学期間以上の留学をすると自動的に留年となってしまうことが影響している。夏や春の長期休業を利用した1ヶ月以上の留学や、休学制度を利用した1学期間以上の留学、海外の大学院にチャレンジする学生もいることから、大学として国際交流センターを中心にサポートしている(資料9-24)。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠に基づく点検・評価の取り組みとしては、地域貢献委員会、ボランティア市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターの部署ごとに、その年度の活動実績と評価を行い、活動報告として自己点検・評価シートに記載し、全学の内部質保証の推進組織である大学運営協議会に報告・共有している。当該年度の活動を評価し、改善すべき内容を明らかとし、次年度の活動計画を立案、必要であれば予算を申請し、実施するという検証・改善サイクルを回し、本学の社会連携・社会貢献の改善・向上に繋げている。

地域貢献委員会が開催している公開講座は、総合大学の特色を生かし、地域社会のニーズに合った講座としているため、地域住民の関心が高く、受講者の中には何度も参加するリピーターもみられる。また、公開講座開催後にはアンケートを実施し、参加者からの意見を次の開催に反映させ、地域社会のニーズに合った講座を開催するよう努めている。公開講座開催にあたり、受講者名簿の管理・活用・開催告知などの業務のマニュアルが整備されているため、委員会内では分担が変わっても混乱することなく迅速に進めることができている。

ボランティア・市民活動支援センターおよび子ども・家族支援センターでは、定期的に委員会を開催し、センターの取り組みが円滑に行われるよう努めている。年度終わりには当該年度の活動を評価し、大学運営協議会に報告する。また、年度初めには、その年の目標・事業計画を立案、予算が必要な新規事業であれば、予算を申請し、改善・向上に向けた取り組みを行う。

国際交流に関しては、医療・福祉系の大学での大学および学生の国際化を目指した活動は事例がまだ少ない中で、本学の取り組みは高く評価できる。連携大学との学生相互派遣・相互受け入れは、教育効果、参加学生の満足度ともに高く、継続して実施していく。今後はさらに連携大学を新たに開拓し、より多くの地域の学生たちと交流できるプログラムを展開していく。研究・教育領域においても交流を深め、教員間の共同研究も進みつつある

ので、同じテーマで研究発展を行うようなプロジェクト型のプログラムを構築していく。

正規外国人留学生の受け入れについては、受け入れ態勢や優遇措置を整備して受け入れ可能な学部学科の正規外国人留学生の実績を増やしたい。

(2) 長所・特色

本学は、社会連携・社会貢献活動を円滑に進めるために、その拠点として、地域貢献委員会地域貢献部会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターを設置し、本学独自の活動を展開し、地域社会に貢献する取り組みを積極的に行っている。

(3) 問題点

予定していた令和2年度の社会連携・社会貢献事業は、COVID-19感染拡大の影響を受け、中止せざるを得ない状況であった。特に国際交流事業については、オンライン交流会を開催し、COVID-19蔓延の各国の様子を情報交換することで新たな気づきを得ているが、COVID-19収束後は連携大学との組織的な教育プログラムを実施する事業の取り組みが期待される。また、留学生が医療福祉系の国家試験合格を目指すのが困難であることから、正規外国人留学生が少ない点については、授業料減免措置の活用、留学生の学習・生活面の支援体制を充実して、受け入れ可能な学部学科の実績を増やす取り組みを検討している。

(4) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」を地域と共に実現するための取り組みであり、「高崎健康福祉大学 社会との連携・協力に関する方針」に基づいて様々な活動を展開している。本学は健康・医療・福祉・教育・食や農の高度専門職の養成校であることから、自治体・産業界と連携協定を結び、教育研究活動を通じて地域社会に適切に還元する活動を展開している。また、各学科では専門職向けの卒業研修・セミナー等を開催し、学内教員の内的資源を社会に有効に還元している。

その他、地域貢献委員会が企画・運営する一般市民を対象とする公開講座を毎年開催し、地域等との交流を深めている。また、年度内に行われた全ての地域貢献事業を報告書として取りまとめ、県内の図書館、公民館等に発送し地域社会に本学の教育研究成果を送付、ホームページで情報発信している。

高大連携事業は本学系列校の健大高崎高校を対象とし、平成19年から実施しており、高校生の自らの進路選択の有効な役割を果たし、大学にとっても優秀で意欲の高い高校生を獲得できるという意義があり、大学・高校双方にとって大きなメリットがある。活動後の高大連携事業報告書は県内の高校に送付している。また、県内外の高校から依頼を受けて、本学教員による出張模擬授業をとおして学問への興味・関心を深め、大学進学等の進路選択に役立っている。

学生時代に国際的環境に触れる機会を提供することは、大学の責務・使命と言える。今後も国際交流をとおして教育の質の向上と人材育成に尽力したい。外国人留学生の受け入れ促進や本学学生の長期留学については、医療・健康・福祉の国家資格取得との絡みもあり実績は少ないが、連携大学との学生相互派遣・相互受け入れ実績は多く、そのプログラム内容から高い教育効果が得られており、継続して国際交流事業の実績の積み上げを図る。また、英語コミュニケーション力を伸ばしたい学生への支援として、国際交流センターが中心となり、グローバルカフェを毎週開催するなど、積極的な語学教育の推進と、支援体制の構築を進めている。学生・教員の語学力向上のためのシステムを構築していくことを検討している。

以上、本学は建学の理念を実現させるために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確

にし、その方針に基づき社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元し、取組みの適切性を年度ごとに検証・改善していることから、大学基準が求める内容を充足している。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

常務理事会において中期5ヵ年計画の中で予算とともに管理運営方針を起案し、理事会において決定し、年3回行われる学園全体集会の中で教職員に理事長より示されている（資料10-1-1、10-1-2【ウェブ】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長選考及び学部長・研究科長等は、「高崎健康福祉大学学長選考規程」「高崎健康福祉大学学部長及び学科長選考規程」「高崎健康福祉大学大学院研究科長及び専攻長選考規程」に基づき選考される（資料10-1-3、10-1-4、10-1-5）。学長は学長候補者推薦委員会が学長候補を選出し、委員長から理事長に報告し、理事長は理事会に諮り、学長を任命する。学部長、研究科長は大学運営協議会において選考し、理事長が任命する（資料10-1-6）。

学長、学部長、研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任は以下のように規定している。学長は、大学における教育研究活動の総責任を負う教学組織の最高責任者であり、寄附行為第7条1項1号により必ず学務担当の理事となる（資料10-1-7）。学長の職務は校務を掌り、所属教育職員を統轄すると規定されているが同時に理事として法人全体の経営にも責任を負っている。学部長は、学部の校務を掌り、各学科長及び所属教員を統括すると規定し、学部に関わる審議事項を審議する各学部教授会を招集し、その議長となり学部運営を円滑に執り行う役割を担う。学科長は学科の校務を掌り、所属教員を統括すると規定し学科に係る審議事項を審議する学科会議を招集しその議長となり学科運営を円滑に行う役割を担う。研究科長は研究科の校務を掌り、各専攻長及び所属教員を統括すると規定し、研究科に関わる審議事項を審議する各研究科委員会及び研究科運営委員会を招集し、その議長となり研究科運営を円滑に執り行う役割を担う。また学部長、学科長、研究科長、専攻長は共に大学運営協議会メンバーとして全学的な意思決定にも加わっている。

管理運営については学校法人高崎健康福祉大学組織規程において、学校法人高崎健康福祉大学及び法人が設置する高崎健康福祉大学・大学院、高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園の事務組織、職制、職務、職務権限及び事務分掌について定め、その管理運営の適正を期すると定めている（資料 10-1-8）。

大学運営の意思決定プロセスとしては、高崎健康福祉大学教授会規程に基づき各学部ごとに教授会を、研究科ごとに研究科委員会を開催し、大学を運営するための審議事項を審議し、学長が決定する（資料 10-1-9、10-1-10）。さらに大学全体の運営に係る重要事項は、2 ヶ月に 1 度開催の大学運営協議会で審議している。具体的な審議事項としては、①各学部教授会の審議事項のうち理事会の承認を要する事項、②教員の昇格人事に係る事項、③全学的な教学マネジメント体制に係る事項、④内部質保証、⑤その他大学運営上の課題、⑥その他理事会から依頼された事項である（資料 10-1-6）。

教学組織として大学は教授会、大学院は研究科委員会、さらに大学、大学院全体の運営に係る重要事項を審議する大学運営協議会が設置されている。法人組織としては理事会の他に常務理事会を置き法人全体の円滑な管理運営を実施している（資料 10-1-11）。このような教学組織と法人組織の権限と責任については規程で明確にしている。

大学の管理運営に関する基本的な規程は私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づいて寄付行為、学則をはじめとする諸規程を整備しており、毎年総務部総務課において見直しを行ない、必要に応じて新たな規程を制定、または既存の規程を改廃している。

教職員の大学運営上の意見などは、各部署・学科会議・教授会等で聴取し、それらは大学運営協議会などに付託され必要に応じて検討される体制が整っている。また学生からの意見は第 7 章にも具体的に触れられているように、大学施設・設備面における改善やその他の要望については、必要性について検討し改善が行われている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

年度予算の編成にあたっては予算編成方針に基づき経常的に必要な予算と、法人、大学、高校、幼稚園などの各部門、部署の事業計画に基づく予算要望書を 1 月下旬までに取りまとめ、2 月上旬にヒヤリング及び査定を行う。同時に総務課では人件費の積算を行い、経理課においては各校種ごとの収入及び経常支出を積算し原案を作成する。まとめられた原案は常務理事会において審議、修正をし、3 月に行われる評議員会、理事会において最終決定される（資料 10-1-12、10-1-13、10-1-14、10-1-15、10-1-16）。

予算の執行にあたっては給与規程、旅費規程、学校法人高崎健康福祉大学経理規程、高崎健康福祉大学研究費規程等に基づき適切に執行している（資料 10-1-17、10-1-18、10-1-19、10-1-20）。

決算の監査については監査法人による外部監査と法人の非常勤監事 2 人による内部監査を実施しており、その結果についてもホームページにて公開している（5 ヶ年連続財務計算書類、資料 10-1-21、10-1-22、10-1-23）。

予算編成時にもその効果を審議するが、予算執行時においても稟議の際に再度その適切性、効果を検証しながら予算執行の承認をしている。

予算執行後の決算報告については、事業報告書および秋に発行している健大通信にて広く社会に報告している（資料 10-1-24【ウェブ】）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、開学当初から設置されている健康福祉学部事務局に総務部（総務課、経理課、情報システム管理課）、教学部（教務課、学生課）を配置し、大学本部機能を持たせており、総務部については法人事務局を兼務している。その他の隣接地に設置された4学部（薬学部、保健医療学部、人間発達学部、農学部）事務室、並びにキャリアサポートセンター、入試広報センター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センター、子ども・家族支援センター、学習支援センター、図書館にもそれぞれ事務職員を配置し、各部署と常時連携を取っている。

各部署の構成と主な業務内容については学校法人高崎健康福祉大学組織規程において明確にされており（資料 10-1-8）、各部署がその目的と使命に沿って職務を遂行することで組織が一体となって力を発揮できるよう企図されている。また、全ての委員会に事務組織から職員が参画し、教員との意思疎通を図り学校運営並びに学生支援に対し教職協働の体制を構築、密接な連携・協力体制が成立している。

人員の配置は職員個々の能力及び適性をもとに、年度末に実施される人事考課の自己評価の際に提出される本人の配属先希望も考慮し決定されるが、部署ごとの人数、年齢構成、経験年数等のバランスを考えながら逐次配置替えも実施している。

事務職員の人材育成とモチベーションの向上を目的に、人事考課制度を平成13年大学開学時から導入している。評価対象期間（1年単位）について、業務の成果と行動を本人が自己評価し、直属の上司が再評価する「自己評価票」は、職員の業務達成の満足度と次年度への問題意識を涵養し、キャリアの育成及び業務意欲の喚起に貢献している。また、この評価の妥当性を計るために直属の上司を部下が逆評価する「上司評価」も実施している。

この人事考課に加えて年2回、短期の業務達成度を測る人事考課を行い賞与支給の参考にしている。ただし、これらの人事考課を総合的に考慮して、職員の昇格及び昇給の重要な資料としているが規程は整備していない。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学を取り巻く社会環境の変化や大学入学者の多様化、大学のグローバル化、業務内容の高度化・複雑化する中で事務機能も対応していかなければならない。平成29年度より大学設置基準にスタッフ・ディベロップメント（SD）の義務化が追加されたこともあり、大学教職員としての資質・能力向上はもとより、事務職員の一般的な事務処理能力の向上と専門知識の習得が必要となり、SDを行うことが必要不可欠となっている。本学ではそれぞれの部署で必要に応じて学外研修への参加を促している。

初任者には部署単位でのOJT以外に学外で実施している電話対応研修やビジネスマナー研修に参加させるなど、Off-JTも充実させていたが、令和2年度はCOVID-19の影響で対面形式の研修等を自粛している。

中間管理職やベテラン職員には、主に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）、日本私立大学協会（APUJ）主催の研修に参加している。その他、各種団体の研修等、必要に応じて参加しているが、令和2年度以降COVID-19への対応により中リモートでの参加が主流である。

各種研修会に積極的に参加することで、最新の情報を収集し、個人の能力開発・資質向

上に努めている。研修会参加後は、復命書をもって職員管理職への報告と学内関係者には学内イントラネットや部署単位で情報提供を行っており、研修参加者のみの経験だけにとどめない様、学内共有に努めている。

また、職員を対象としたSD活動を推進しており、例えば有志による学内勉強会を平成28年度より毎年複数回実施している(資料10-1-25)。勉強会では平成28、29年度は各部署の職員が講師となっており、平成30年度にはSD研修チームが学内で発足したため、教員の専門性を活かしたテーマ設定で行っている。令和2年度については、COVID-19への対応のため全体のSD活動を自粛している。

SD研修チームが平成29年度に発足してからは一般職員を対象とした研修を年に1回実施、中間管理職を対象とした研修も年に1回実施している。それぞれグループワークを取り入れるなどしていることで、普段部署を超えて話す機会の少ない関係者間での意見交換が新鮮でもあり、参加者の満足度も高く、大変好評であった(資料10-1-26)。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

学校教育法第九十九条1項において大学は「自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする」とあり、また、同条2項には大学は「政令で定める期間ごとに認証評価機関の評価を受けるものとする」と定めている。本学はこの条令に従って平成21年度に認証評価機関である公益財団法人大学基準協会(以下、大学基準協会)による認証評価を受け、その結果、平成22年4月から平成29年3月までの期間「本協会の基準に適合している」との評定を受けた。さらに、平成28年度に2回目の認証評価を大学基準協会において評価を受け、その結果平成29年4月から平成36年(令和6年)3月までの期間「本協会の基準に適合している」との評価を受けた。大学基準協会の評価結果は、本学の点検・評価報告書とともに併せてホームページ上にアップして公表した(資料10-1-27【ウェブ】)。

また、学則第2条で「教育研究活動の状況について自ら評価を行う」と規定しており、大学院についてもその学則第2条で「教育研究の状況について自ら点検および評価を行う」と定めている。また、高崎健康福祉大学自己点検・評価規則を定め、その第7条で「学長は、報告書を公表するものとする」としており、教学関係および運営・財務等の多項目に渡る点検・評価を定期的に行い、公表することとしている。実際、大学運営に係る14の委員会の一つに各学科教員と事務職員から成るFD・自己点検委員会が組織されており、その活動は「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に則り、大学基準協会の基準項目に準拠して10項目の点検評価を行っている(資料10-1-28、10-1-29)。

本学の内部質保証システムは、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」に従い運用している(資料10-1-30)。

本学の内部質保証システムにおける全学的課題については、大学運営協議会、FD・自己点検委員会、教授会・大学院研究科委員会、各種委員会で、学部・大学院研究科内における運営上の諸課題は学部長・研究科長、学部教授会・研究科委員会、各学部委員会でそれぞれPDCAサイクルを機能させている。いずれにおいても最終責任は学長にある。

内部質保証の運営主体は、学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長等から成る大学運営協議会である。大学運営協議会はその規程にあるように学則に係ること、教員の人事に係ること、文部科学省からの通達に係ることなど大学運営において教学関係、教員人事案件等全学的課題について審議する会議体であり、学長が議長となって学長主導の下に審議される。大学運営協議会における学長の決定事項は、学部教授会および大学院研究科委

員会に通達、または再審議を求めることになっている。

FD・自己点検委員会は、自己点検・評価に関する定期的な実務を担当し、点検・評価報告書の作成、外部認証機関との対応と学内への連絡・調整およびFDの企画運営を任務としている。

本学の自己点検・評価の日常的業務は、大学院研究科各専攻、学部各学科、各センター、学内の各委員会、および事務組織の各部署が担う体制にしている。各委員会はそれぞれ特有の課題および学長からの指示事項について、全学的観点から課題の明確化と解決の方策を検討し、必要な部署あるいは会議体に提案する。また毎年、各学科・研究科ごとに自己点検・評価シートを作成し、当該年度の事業に関して10の視点から自己評価と改善に関してまとめ、翌年度の事業展開に役立てている。

学部特有の諸課題については、当該学部の各委員会を中心に検討することにしており、最終的には当該学部の教授会で審議し学長が決定する。大学院各研究科も同様の手続きで質保証に努めている。

構成員のコンプライアンス意識の徹底（法令遵守、モラル）については、就業規則に記載されている。また、学園の全教職員を対象とする年3回の全体集会にて、理事長が説示し意識の高揚を図っている。

このようなPDCAサイクルは教育研究上の課題ごとに各種委員会や学部・学科が連携して機能しており、大学全体に係る課題については大学運営協議会を運営主体として教授会や研究科委員会等との協議を通してサイクルを回す体制になっている。

さらに、自己点検・評価に関する客観性・妥当性を高めるために、自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」）を平成27年度より設置した。複数の学外有識者から成る外部評価委員会は本学の点検・評価報告書に基づき、本学の管理運営、教育研究等に関する評価を行い、結果を取りまとめて大学運営協議会に報告する。大学運営協議会は点検・評価報告書と外部評価結果を取りまとめ、学長はこれを公表することになっている。同時に、大学運営協議会は自己点検・評価で明らかになった問題点について、各部署に改善意見を提示し、各部署は改善目標・計画をたてて、実施していくシステムを整備した。以下にその連環図を示す。

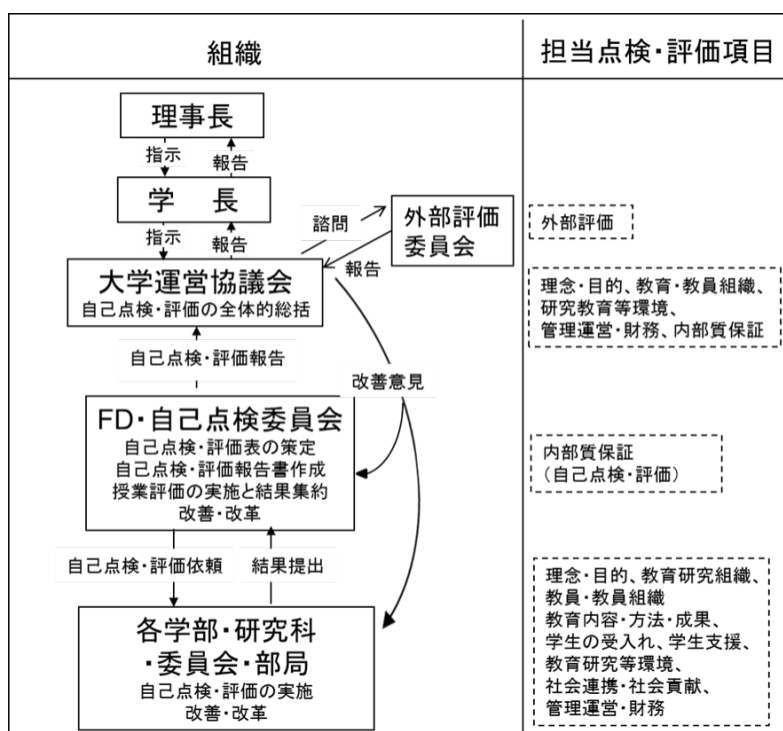


図.10-1-1 高崎健康福祉大学自己点検・評価体制

本学の教育研究に係る内部質保証システムは、大学運営協議会を運営主体として学長のリーダーシップのもとで有効に機能している（図）。FD・自己点検委員会はその規程において自己点検・評価に関する定期的実務を担当している。また、内部質保証システムの効果的で機能的運営のために「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を制定して全教職員に周知の徹底を図っている。

さらに「私学のミッションは永続性にある」との観点から、全体集会にて学園の置かれている厳しい環境と改革の必要性および将来構想について理事長が講話している。本学は、理事長が学長を兼務していることから全体集会での講話の多くを大学運営関連に充てており、建学の精神「自利利他」の解釈を初め、教学関係に係る重点事項と関係教職員の責務の重大性の再認識を求めている。

なお、以上の取り組みは理事会においても適切に報告され、同席している監査により、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認されている。

大学基準協会からは、大学院および編入学の定員確保、ならびに推薦入学試験の定員内訳の問題を指摘されている（資料 10-1-31）。これについても同様に、大学運営協議会にて関係部署・委員会に指示を出し、定員の見直しや、学生募集要項の記載内容の改定などの対応をした。

以上述べたように、本学はその運営において学長のリーダーシップのもとに、大学運営協議会を責任主体として、内部質保証システムを機能させている。

（2）長所・特色

本学は大学運営協議会、研究科委員会、教授会、学科会議等でそれぞれの所掌における諸課題を審議、検討して運営に当たっている。教学に係る教務、学生指導、地域貢献等大学運営上必須となる各種委員会は各学科教員と事務方による委員構成でそれぞれ固有の問題について議論し、その結果は教授会で審議されている。

また、平成26年8月に学校教育法の一部改正が実施され、教授会の役割が教育研究に関する事項、また学位の授与等重要事項について学長に意見を述べる審議機関であること、また大学の教育研究に係る事項の決定は学長にあると定められた。本学は理事長が学長を兼務していることから、学長のリーダーシップの下、大学運営に当たってきており今後も学長のリーダーシップが発揮できる体制を維持・発展させていく。

（3）問題点

大学の教育研究の高度化・複雑化はますます進んでおり、本学としては今後さらにFD、SDの機会を増やすとともに、学内研修の機会を設けるなど、教職員の更なる資質の向上に努める。また、事務職員を対象とした人事考課制度には昇格基準が規定されておらず、SD研修との関連も明確ではないので改善する。

（4）全体のまとめ

本学はその機能を円滑かつ十分に発揮するために明文化された規程に基づき適切な管理運営を行っており、またその実現に向けて適切な事務組織を設置し、SDの実施など職員の育成に努めている。また、大学の使命である人材養成・学術文化の振興、地域貢献を円滑かつ効果的に進めるには教職員の協働は欠かせない。そのためには教職員の情報の共有が第一の条件となる。法人全体集会の際、理事長が学園全体の現状分析や将来構想を示して教職員間における情報の共有を図っている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現在は平成26年度から平成30年度までの第2次5ヵ年中期財政計画（資料10-2-1）の最終年度にあたり、過去4年間の目標値と決算との差異を分析・評価し、第3次5ヵ年中期財政計画を策定する予定である（資料10-2-2）。年度割比率としては①人件費比率、②人件費依存率、③教育研究経費比率、④管理経費比率、⑤借入金等利息経費、⑥事業活動収支差額比率、⑦事業活動支出比率、⑧学生生徒等納付金比率、⑨寄付金比率、⑩補助金比率の10項目に目標を定めている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤の確立を図るためには限られた予算の有効な運用が求められる。その指標として「5ヵ年中期財政計画」に基づいた適切な予算計画と管理を行う必要がある。平成21年度から平成25年度までの第1次5ヵ年計画は、大学の理学療法学科の新設に伴う校舎の改築、短期大学の廃止と人間発達学部の設置に伴う校舎の増築等を柱とし計画され実行された（資料10-2-3）。平成26年度から平成30年度までの第2次5ヵ年中期財政計画においては大学の実習施設としてまた社会貢献としての附属クリニックの建設、学園創立80周年記念事業として記念誌の発行・記念式典の実施等を柱に、平成31年度から令和5年度までの第3次5ヵ年計画においては農学部の新設に伴う校舎等の増築等を柱にそれぞれ財政計画を立案した。外部資金の受入れ状況は次のとおりである。

表.10-2-1 外部資金の受入れ状況（平成28年度～令和2年度）

| 年度 | 科学研究費補助金 | | 受託研究費 | | 共同研究費 | |
|--------|----------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 平成28年度 | 34 | 42,120,000円 | 16 | 11,307,856円 | 6 | 15,708,297円 |
| 平成29年度 | 33 | 50,700,000円 | 12 | 6,023,547円 | 5 | 20,865,000円 |
| 平成30年度 | 42 | 54,795,000円 | 24 | 41,692,708円 | 4 | 22,609,800円 |
| 令和元年度 | 51 | 74,880,000円 | 29 | 44,698,574円 | 11 | 23,848,297円 |
| 令和2年度 | 54 | 77,935,000円 | 24 | 46,499,762円 | 11 | 29,398,297円 |

外部資金の獲得については積極的に支援をしており、毎年度科学研究費助成事業公募要領等の説明並びに科学研究費助成事業資金獲得に関する説明会を実施し、公募の促進と研

究費の適正執行をサポートしている。その他の競争的資金についても研究支援体制を整えながら教員への情報提供を進め積極的な外部資金獲得による研究を促進している。

財務比率については平成28年度～令和2年度の5ヵ年における大学単独と学校法人全体の資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに学校法人全体の「貸借対照表関係比率」を基に説明する。

1. 事業活動収支計算書関係比率について

人件費比率は人件費の経常収入に対する割合を示す重要な比率であり、この比率が高くなると経常支出全体を大きく膨張させ経常収支の悪化を招きやすい。本学は大学単独では全国平均を下回っているが法人全体では全国平均並で推移しており安定している。教育研究経費比率は大学単独でも法人全体でも全国平均よりやや下回っているが、この比率が高くなりすぎると経常収支の均衡を崩す要因の一つともなるので許容範囲といえる。管理経費比率も全国平均並でその他の比率についても全国平均並で推移しており経営状態としても安定している。また、人件費の性格上一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易でないので特に注意が必要である。

2. 貸借対照表関係比率について

固定資産構成比率は全国平均よりやや下回っているため問題ない。また固定負債構成比率は全国平均を大きく下回っており流動負債構成比率は全国平均並である。学校法人の資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標である自己資金構成比率は全国平均を大きく上回り財政的に安定しているといえる。その他の貸借対照表関係比率についても全国平均並に安定して推移している。

(2) 長所・特色

事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率とも適正に推移しており教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確保している。

外部資金の獲得については、積極的な支援の効果が表れ、同規模校に比べて件数、金額とも充実しており、その管理・執行も適切に行われている。

(3) 問題点

予算執行後におけるその適切性、効果を検証する仕組みの確立が必要と考える。

(4) 全体のまとめ

本学は教育研究を支援し、それを維持・向上させるために「5ヵ年中期財政計画」に基づき必要かつ十分な財政的基盤を確立し財務を適切に行っている。

終章

本学では平成 21 年の公益財団法人大学基準協会による認証評価以降、2 年後・5 年後・再受審 1 年前というサイクルで点検・評価報告書を作成することとし、今回は平成 30 年度につづき 2 回目の自主的な点検・評価報告書の作成を行った。これは令和 5 年度の大学評価受審に向けた最後の自主的な作成である。平成 28 年度に受審した大学評価において、大学基準協会より示された改善点を意識し改善に向けた作業の中で策定、正式に作業として確定して内容をつづった報告書となる。特に大学基準協会の評価においては内部質保証を重要視しているところであるが、本学においても内部質保証を担う部署として大学運営協議会がその任を担うことが明確に定められ、内部質保証システムに則り PDCA サイクルを意識した活動の見直し・点検・企画が実行可能なシステムが機能していることが今回の報告書で明らかになった。

令和元 年の末に発生した COVID-19 の感染拡大により不要不急の外出の自粛、テレワークの推進など社会経済活動が大きく変化したところであるが、大学教育においても対面授業の休止、オンライン授業への移行などが行われた。しかしながら学生においては対面授業で得られるはずであった学生間・教員との交流、部活動、文化活動などの機会が喪失した。都心に比べ圧倒的に感染の影響が少ない地方大学である本学においても、登校の見合わせ、オンライン授業への移行、部活動の中止などを制約せざるを得なかった。また本学には、医療福祉系の学部学科も設置されているが、学外実習先として福祉施設・医療機関があるため、感染拡大防止の観点から多くの学外実習が延期や中止となった。そのため全学的に支援を図り、学内での実習を充実させることにより、その影響を可能な限り少なくした。その結果、各学科においても高い国家試験合格率と就職率を維持することができたことは評価に値する。

前回、平成 30 年度の点検・評価報告書の公開と時を同じにして、中央教育審議会からは 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）がとりまとめられた。これは本学が目指すべき大学像と一致する点が多数ある。例えば、生まれ育った地域で個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会を目指す地方創生の考え方は、一地方大学である本学を目指す群馬県および近県の学生を広く受け入れ、その多くが同じ地域で就職することとも合致しているといえる。また 2040 年頃の社会変化の方向として、SDGs が目指す社会があげられている。今回の報告書では取り上げなかったが、学長指示により令和 4 年度からは SDGs に関連する科目であることをシラバス上で示し、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である「持続可能な開発のための教育（ESD）にも力を注ぐところである。

本学は平成 20 年の 1 学部 3 学科から平成 31 年に農学部生物生産学科が開設・設置され 5 学部 8 学科 3 研究科の体制となり、これからの食・医療・福祉・健康・教育分野で活躍する人材を養成する総合的な高等教育機関へ躍進した。本学が掲げる理念である「建学の精神」＝「自利利他」は本学教職員・学生に広く浸透しているところであるが、この建学の精神を礎に今後も内部質保証の仕組みを適切に機能させ、教職員一丸となって更なる飛躍を目指したいと考える。

令和 4 年 3 月
高崎健康福祉大学 FD・自己点検委員会